
小千谷市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

計画期間【令和6年度～令和8年度】

**令和6年3月
新潟県 小千谷市**

ごあいさつ



全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においては、65歳以上の高齢者人口は令和4年以降減少に転じているものの、75歳以上の後期高齢者的人口は今後も増加が続き、令和12（2030）年にピークを迎え、高齢化率が38.0%に達する見込みです。

高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者世帯や要介護者、認知症高齢者など日常生活に不安を抱える人が増加し、介護ニーズの増加や多様化など高齢者を取り巻く環境に大きな影響をもたらすことから、生活機能の低下を未然に防止するための介護予防施策や認知症に対応したケアの確立、介護を支える人材の確保や介護サービス事業所の生産性の向上が重要な課題となります。

このような状況の中で、高齢者に限らず、子ども、障がい者など地域で暮らす全ての人とともに「地域共生社会」の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」を着実に深化・推進し、住み慣れた地域で生きがいを持ちながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

このたび策定しました「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、「ふれあい支えあい 高齢者が健やかに安心して暮らせる活力あるまち おぢや」を基本理念に7つの基本目標を掲げ、総合的に高齢者福祉事業及び介護保険事業を展開してまいります。

本計画の策定にあたり、小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会の皆様をはじめ関係機関の皆様、各種アンケート調査にてご意見・ご提言をくださいました市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画実現のため、なお一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

小千谷市長 宮崎 悅男

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 第9期介護保険事業計画の基本指針	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
第2節 計画の策定体制	6
1 検討委員会などの設置	6
2 策定体制	6
3 アンケート調査の実施	7
4 パブリックコメントの実施	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	9
第1節 人口と世帯の現状	11
1 人口推移	11
2 人口構成	12
3 高齢者のいる世帯の状況	13
第2節 小千谷市の介護保険事業の状況	14
1 被保険者数の推移	14
2 要支援・要介護認定者数の推移	14
3 認定率の比較	17
4 介護認定者の原因疾患の状況	18
5 認知症の人の推移	19
6 介護給付費の推移	20
第3節 調査からみる小千谷市の現状	21
1 調査概要	21
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	22
3 在宅介護実態調査	30
4 介護人材実態調査	34
第4節 将来推計	35
1 推計人口	35
2 人口構造の変化	36
3 高齢者人口の推計	37
4 高齢者世帯の推計	38
5 要支援・要介護認定者の推計	39
6 認知症の人の推計	40

第5節 高齢者を取り巻く主な課題	41
1 住み慣れた地域での自立した生活の継続	41
2 認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会	41
3 安心できる在宅生活の継続	41
4 複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な体制	42
5 安定した介護サービスの提供	42
6 介護を支える人材の確保と介護現場の生産性の向上	42
7 災害や感染症に対する備え	42
 第3章 計画の基本的な考え方	43
第1節 計画の基本理念	45
第2節 計画の基本方針	46
1 基本目標	46
2 施策体系	49
3 日常生活圏域の設定	50
 第4章 施策展開	51
第1節 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進	53
1 保健事業と介護予防の一体的な取組による重度化防止	53
2 専門職の関与による効果的な活動展開	56
3 多様なサービスによる介護予防・日常生活支援総合事業の充実	57
4 高齢者の社会参加の促進	59
第2節 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進	63
1 地域、企業、学校など幅広い地域社会への理解促進	63
2 認知症予防につながる活動の推進	64
3 認知症の状態に応じた適切な医療・介護・生活支援などの連携体制の推進	65
4 本人・家族のニーズと支援をつなぐ仕組みづくり	67
第3節 安心を支える在宅生活の支援	69
1 在宅生活を支えるサービスと介護者への支援	69
2 住まいと生活の一体的な提供	71
3 地域の見守り体制の強化	73
第4節 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現	75
1 地域包括ケアシステムの推進	75
2 地域包括支援センター機能の充実	75
3 地域での支え合いの推進と体制整備	78
4 在宅医療と介護の一体的な連携の推進	79
5 高齢者虐待防止対策の推進	80
第5節 介護サービスの充実	81
1 介護サービス基盤の現状	81

2 介護サービス基盤の確保.....	82
3 介護サービスの質の向上及び適正な量の提供.....	85
4 低所得者などへの対応	86
第6節 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進	87
1 介護サービス事業所と連携した取組の実施.....	87
2 県と連携し、外国人を含めた介護人材確保に向けた取組.....	87
3 介護現場の生産性の向上.....	88
第7節 災害や感染症対策に対応した連携の推進.....	89
1 介護サービス事業所などとの連携の推進.....	89
2 災害や感染症に対する備えの周知及び啓発.....	89
 第5章 介護サービスの見込みと保険料の算定	91
第1節 実績と見込み	93
1 サービス利用者数の見込み.....	93
2 サービス別見込量	95
第2節 介護保険料の算定	107
1 介護保険事業費用の見込み.....	107
2 第1号被保険者介護保険料.....	111
3 財源構成.....	112
4 所得段階別介護保険料	114
 第6章 計画の推進.....	115
第1節 計画の推進体制	117
1 小千谷市地域包括ケア会議体系.....	117
2 制度周知・サービス内容などの情報提供.....	118
3 相談・苦情などへの対応.....	118
4 保険者機能強化推進交付金などの活用	118
5 計画の進行管理	118
6 SDGs 推進に向けた取組	119
 資料編.....	121
1 審議経過.....	122
2 小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会委員.....	123

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市における、65歳以上の高齢者人口は令和5年10月1日現在で12,045人、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は36.2%に達しており、すでに市民の2.8人に1人が高齢者となっています。高齢者人口は令和4年をピークに減少に転じたものの、75歳以上人口は令和12（2030）年まで増加し続ける見込みです。

令和3年3月に策定した「小千谷市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」においては、「地域共生社会の実現」に向けて、高齢福祉や障がい福祉、生活困窮者支援など様々な分野にわたる生活上の問題を解決できるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制や認知症施策、介護サービスの提供、それを支える人的基盤を整備することで地域包括ケアシステムを推進してきました。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療や介護予防サービスにつなげ、介護予防・重度化防止を推進してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までに、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加に伴い、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方、年少人口と生産年齢人口が減少することが見込まれています。

「小千谷市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）においては、「地域共生社会の実現」を着実に前進させるため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の多様なニーズに対応するための各種施策を実施します。

これらを踏まえ、基本理念である『ふれあい支えあい 高齢者が健やかに安心して暮らせる活力あるまち おぢや』を実現するため、本計画を策定します。

◎地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

2 第9期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第9期計画においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を念頭に、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、業務効率化などで介護現場の生産性の向上を図るために具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、計画を定めることができます。

■ 第9期計画の基本指針【第9期計画において記載を充実する事項】

第9期計画において記載を充実する事項（抜粋）

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族介護者支援の取組
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

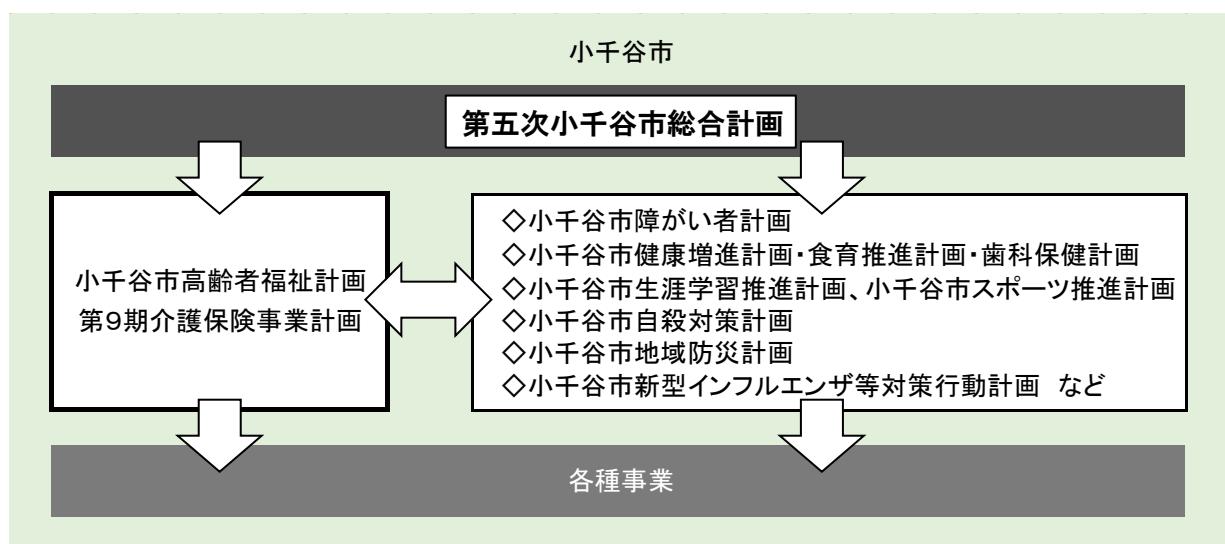
- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人を含む介護人材定着に向けた支援の充実
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）

3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「小千谷市高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「小千谷市介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、新潟県高齢者保健福祉計画との整合性や、「第五次小千谷市総合計画」に基づく個別計画として位置づけ、障害者基本法に基づく「小千谷市障がい者計画」、健康増進法などに基づく「小千谷市健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画」、「小千谷市自殺対策計画」、災害対策基本法に基づく「小千谷市地域防災計画」など、高齢者福祉・保健に関わりのある諸計画との整合性を図ります。

■他計画との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

■計画の期間

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	…	R17	…	R22	
R7(2025)年・R22(2040)年を見据えた中長期の目標設定																	
第7期				第8期				第9期計画				第10期				R22(2040) 団塊ジュニア世代が 65歳に	
								R7(2025) 団塊の世代が 75歳以上に									

第2節 計画の策定体制

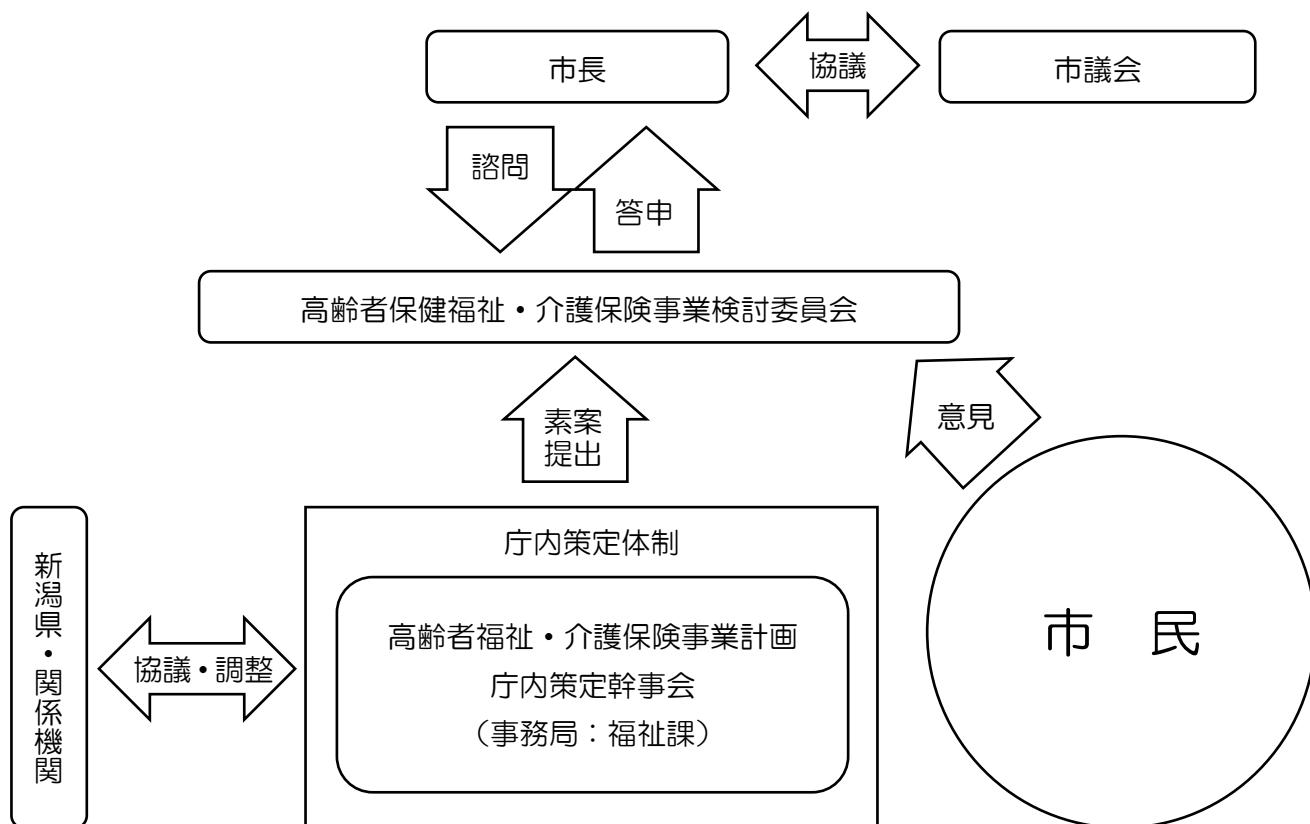
1 検討委員会などの設置

本計画の策定にあたって、学識経験者、関係行政機関などの職員、保健医療関係者、福祉関係者ならびに公募による被保険者の代表によって構成される「小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会」（以下「委員会」という。）が市長の諮問を受け、本計画の策定に関し4回の会議を経て答申を行いました。

実務レベルにおいては、庁内策定体制として「高齢者福祉・介護保険事業計画庁内策定幹事会」を組織し、関係部局の実務協議を行い、計画素案を委員会に提出しました。

2 策定体制

本計画の策定にあたって、本市の関係部署、小千谷市地域包括ケア会議及び県などの関係機関との協議・調整を行いました。



3 アンケート調査の実施

高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見など、計画づくりの参考資料として活用するために、アンケート調査を実施しました。

4 パブリックコメントの実施

市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設けて、計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

◎地域包括ケア「見える化」システムとは

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、厚生労働省が運営しています。本計画における将来推計は、このシステムにより算定した結果を採用しています。

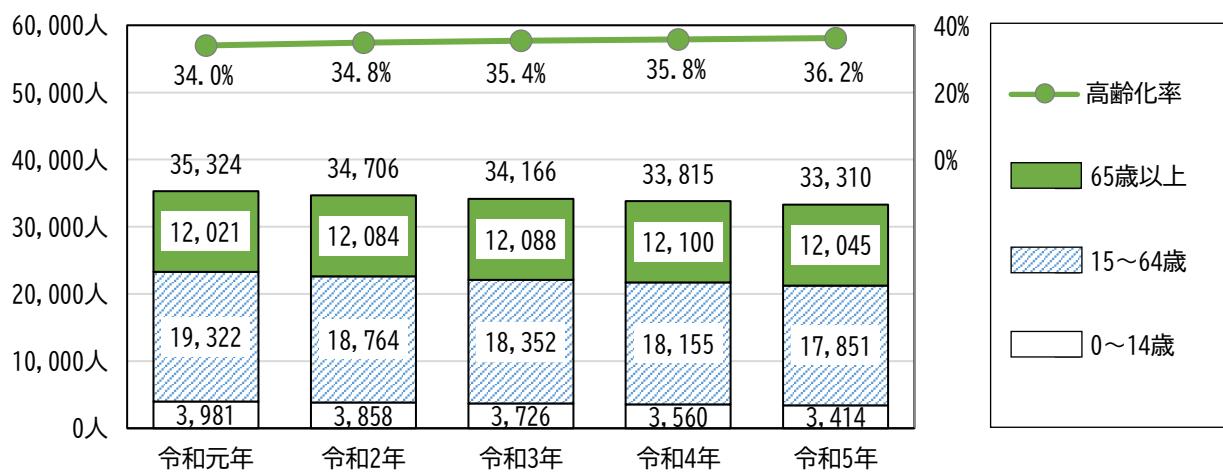
第1節 人口と世帯の現状

1 人口推移

本市では総人口が年々減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は令和5年で12,045人となっています。総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は36.2%となっており、市民の2.8人に1人が高齢者となっています。

また、年少人口は令和元年から14.2%（567人）減少しており、少子高齢化が進んでいます。

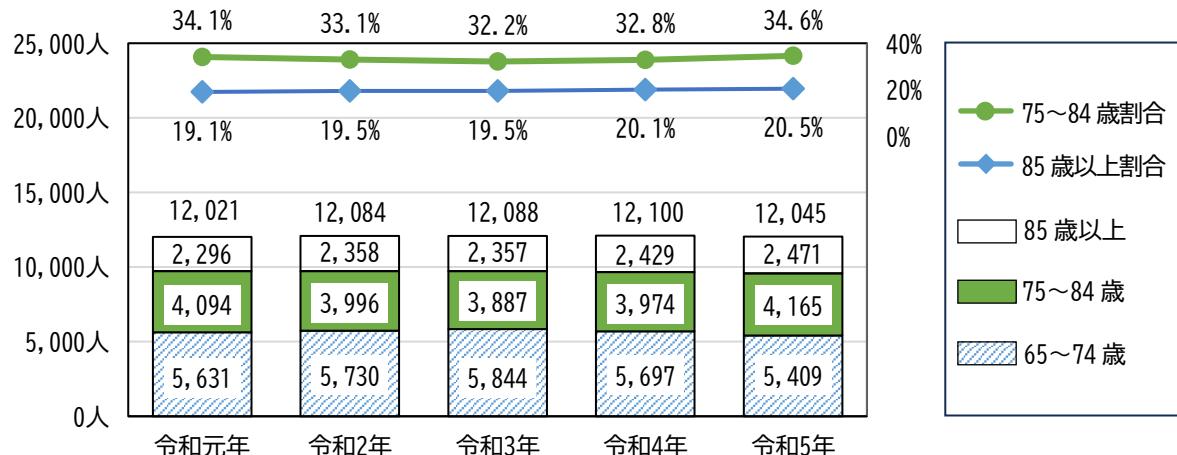
■小千谷市の人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢階層別に高齢者数の推移をみると、近年は高齢者人口に占める75～84歳の高齢者の割合は約32～35%であり、85歳以上の高齢者の割合は約19～21%となっています。

■年齢階層別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

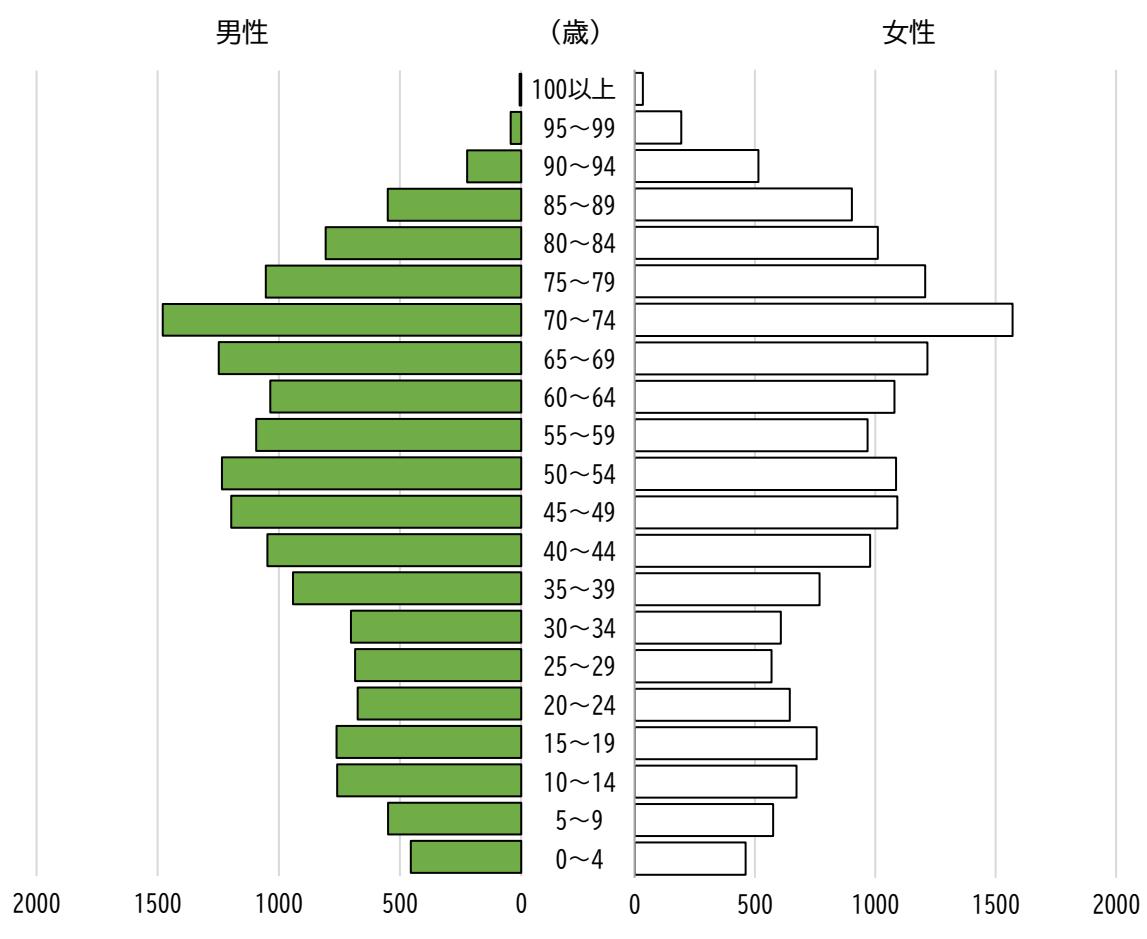
2 人口構成

本市の人口構成を人口ピラミッドでみると、令和5年4月1日現在では70～74歳と45～54歳を中心とした二つの膨らみを持つ形となっています。

人口構造は、さらなる少子高齢化により、つぼ型となることが想定されます。

男女別にみると75歳以上では、男性よりも女性の人数が顕著に多くなります。

■小千谷市の人ロピラミッド



資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在・総人口33,457人）

3 高齢者のいる世帯の状況

本市における全世帯数（一般世帯数）は減少していますが、高齢者を含む世帯は、世帯数と構成比のいずれも増加しており、令和2年では世帯総数の61.1%にあたる7,380世帯に高齢者がいる状況です。

また、平成17年の高齢独居世帯は626世帯、高齢夫婦世帯は904世帯でしたが、令和2年には高齢独居世帯は1,321世帯、高齢夫婦世帯は1,388世帯となっています。高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれにおいても、世帯数と構成比はともに増加を続けています。

■小千谷市の世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数 (一般世帯数)	12,253世帯	12,240世帯	12,135世帯	12,086世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	6594世帯 (53.8%)	6,820世帯 (55.7%)	7,156世帯 (59.0%)	7,380世帯 (61.1%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	626世帯 (9.5%)	786世帯 (11.5%)	1,015世帯 (14.2%)	1,321世帯 (17.9%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	904世帯 (13.7%)	1,003世帯 (14.7%)	1,201世帯 (16.8%)	1,388世帯 (18.8%)

※高齢夫婦世帯：世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

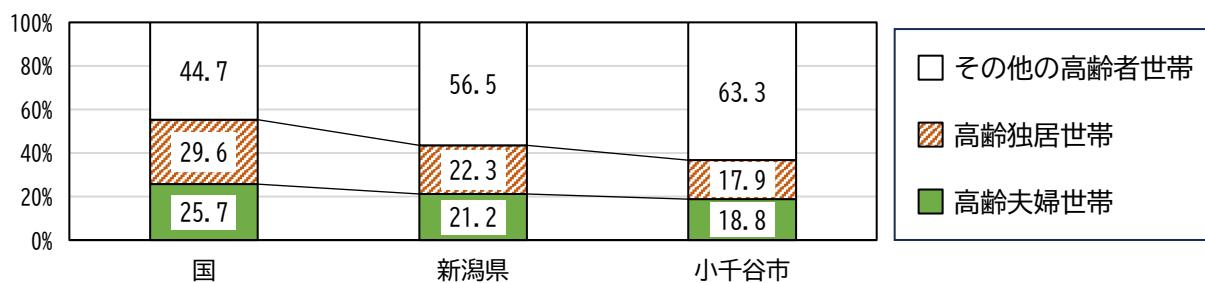
資料：国勢調査（地域包括ケア「見える化」システム）

本市の全世帯数に占める高齢者を含む世帯の割合は、国及び県の平均を上回っています。

一方で、高齢者を含む世帯に占める高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合は、国及び県の平均よりも低くなっています。

■小千谷市と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（令和2年）

	国	新潟県	小千谷市
全世帯数 (一般世帯数)	55,704,949世帯	862,796世帯	12,086世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	22,655,031世帯 (40.7%)	443,774世帯 (51.4%)	7,380世帯 (61.1%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	6,716,806世帯 (29.6%)	98,746世帯 (22.3%)	1,321世帯 (17.9%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	5,830,834世帯 (25.7%)	94,074世帯 (21.2%)	1,388世帯 (18.8%)



資料：国勢調査（地域包括ケア「見える化」システム）

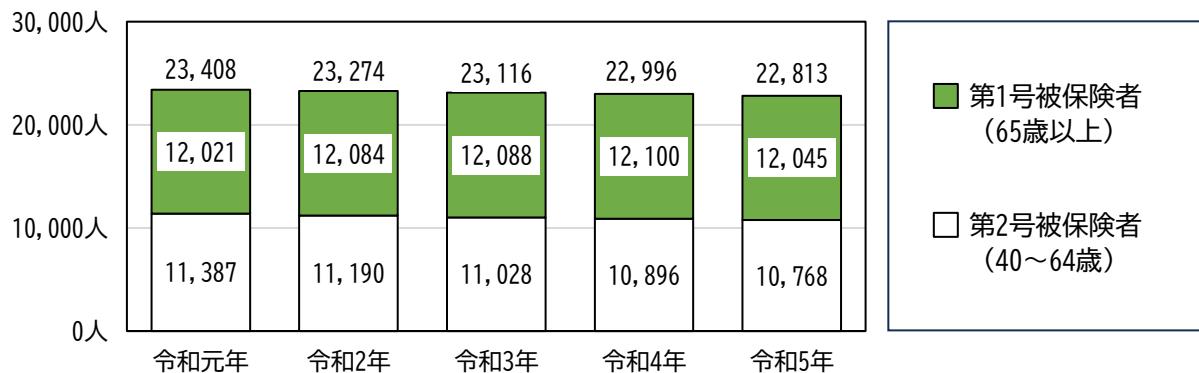
第2節 小千谷市の介護保険事業の状況

1 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は年々減少しています。

被保険者の種類別にみると、第2号被保険者（40～64歳）が年々減少する一方で、第1号被保険者（65歳以上）は年々増加しています。

■小千谷市の介護保険被保険者数の推移



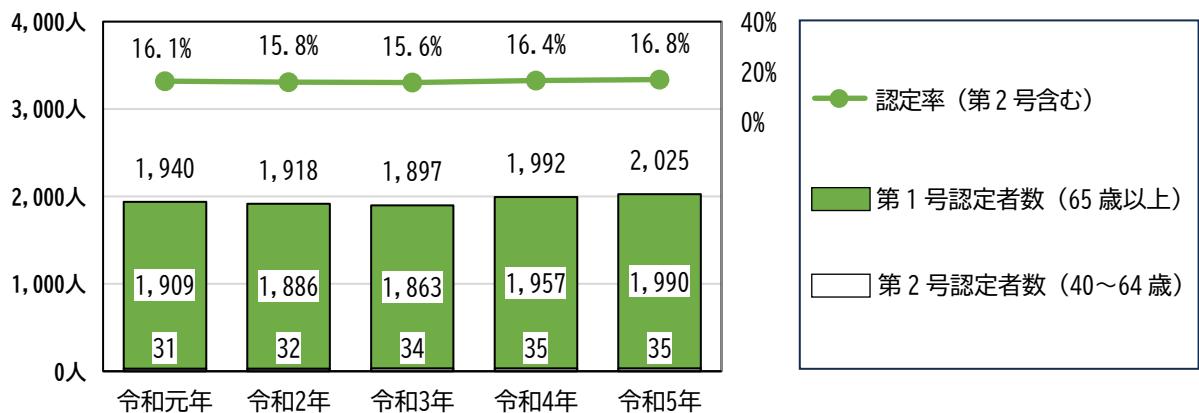
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 要支援・要介護認定者数の推移

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数は令和元年から令和3年まで減少傾向で推移していましたが、令和4年に増加しました。認定率（第2号被保険者含む）についても、同様の傾向が見られ、令和5年では16.8%となっています。

第2号被保険者（40～64歳）の要支援・要介護認定者数は横ばいです。

■小千谷市の要支援・要介護認定者数の推移

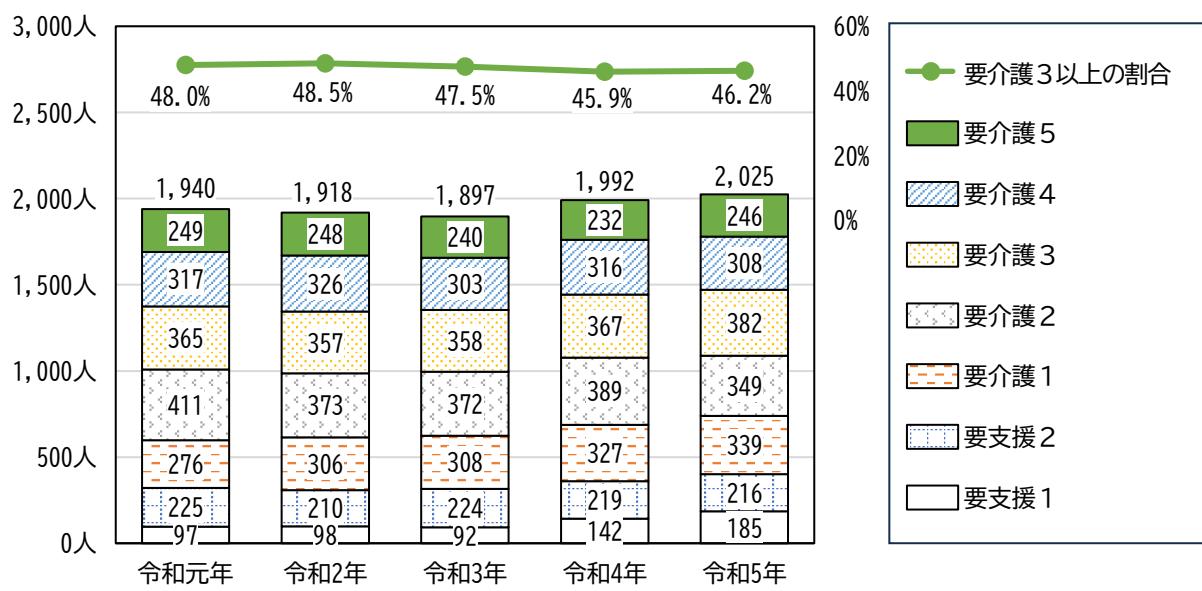


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別の認定者数をみると、令和5年では要介護3が382人と最も多く、全体の18.9%となっています。要介護3以上の割合をみると、認定者の半数近くを占めており、令和5年は46.2%となっています。

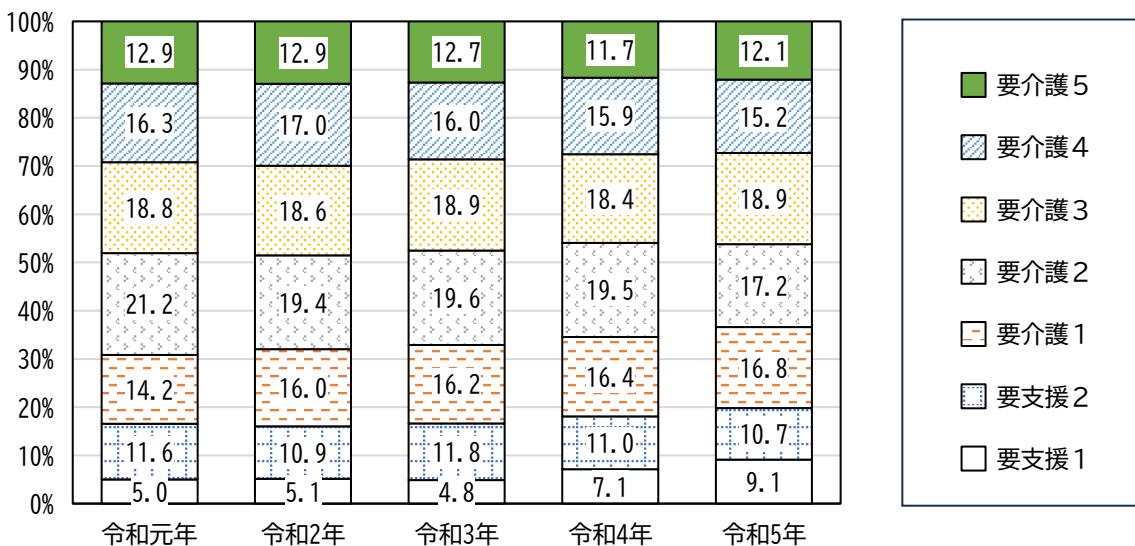
要支援認定者については、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年では401人と、全体の19.8%となっています。

■小千谷市の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別・構成比）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

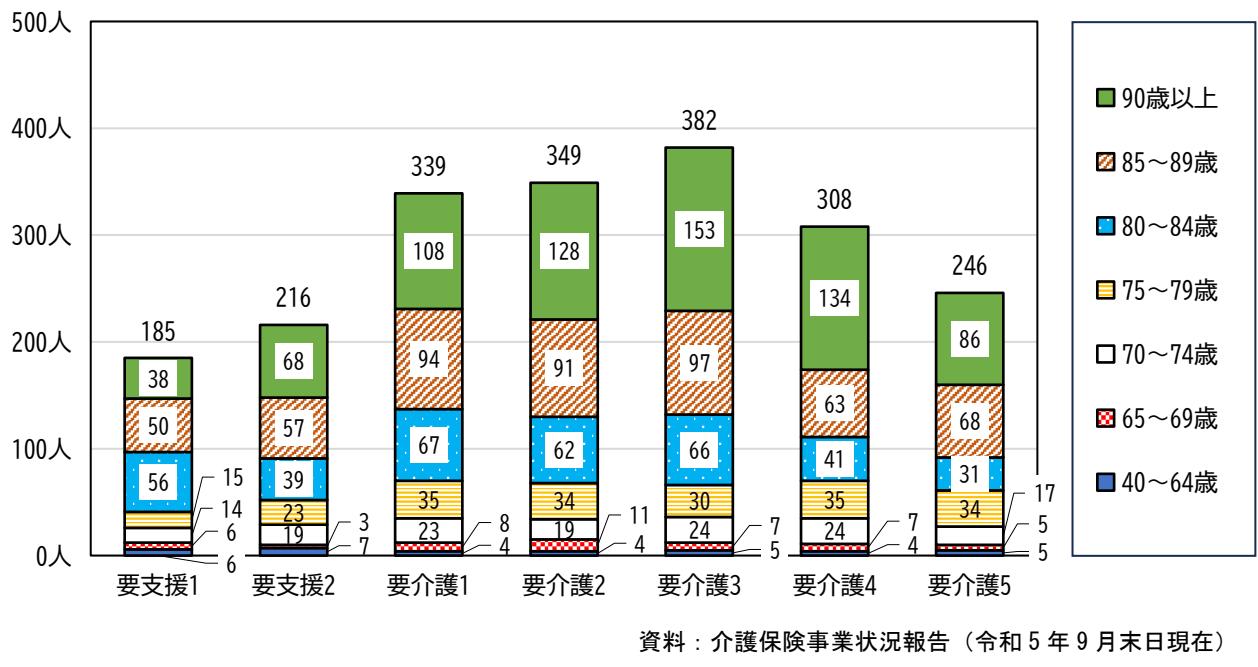
【構成比】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

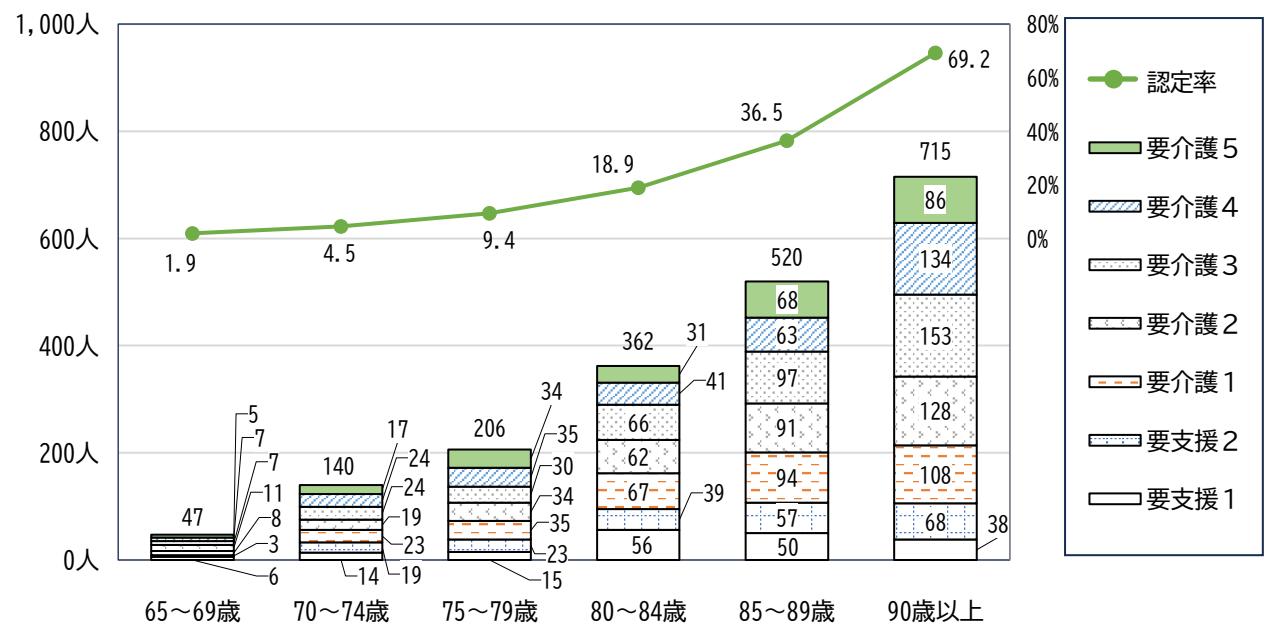
要介護度別に年齢区分で認定者数をみると、75歳以上の後期高齢者が大半を占めています。特に85歳以上の割合が高く、すべての介護度において半数以上を占めています。

■小千谷市の要支援・要介護認定者（要介護度別・年齢区分）



要介護認定率を年齢区分人口別でみると、80歳未満は10%を下回っていますが、85～89歳では36.5%を占め、90歳以上は69.2%になっています。

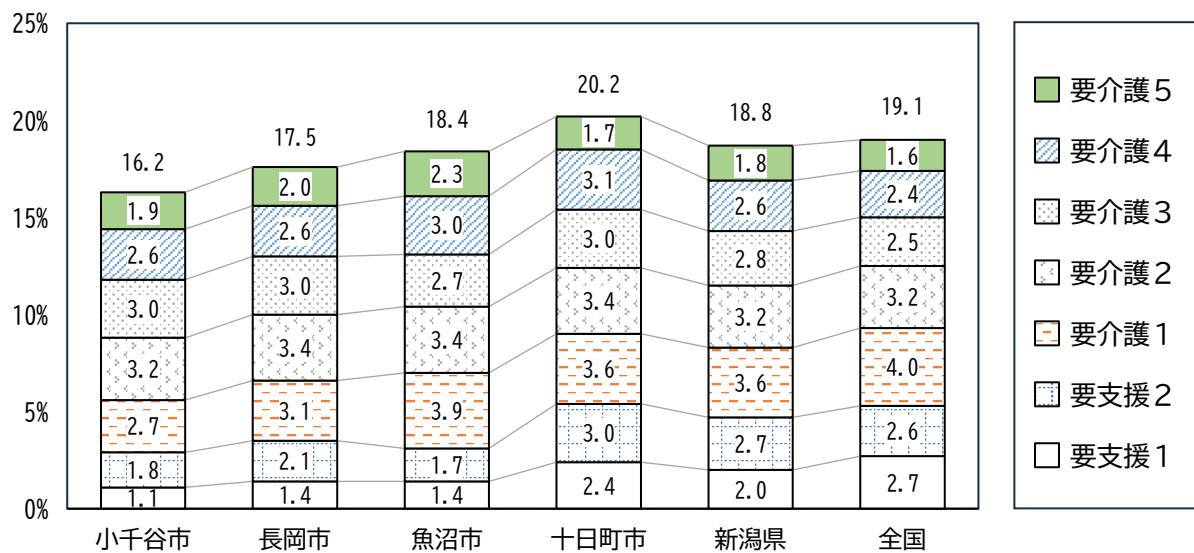
■小千谷市の要介護認定者数と認定率（年齢5歳区分人口別）



3 認定率の比較

本市の第1号被保険者（65歳以上）の認定率は16.2%で、近隣市や国・県と比較すると最も低い数値となっています。

■隣接自治体及び国・県との比較

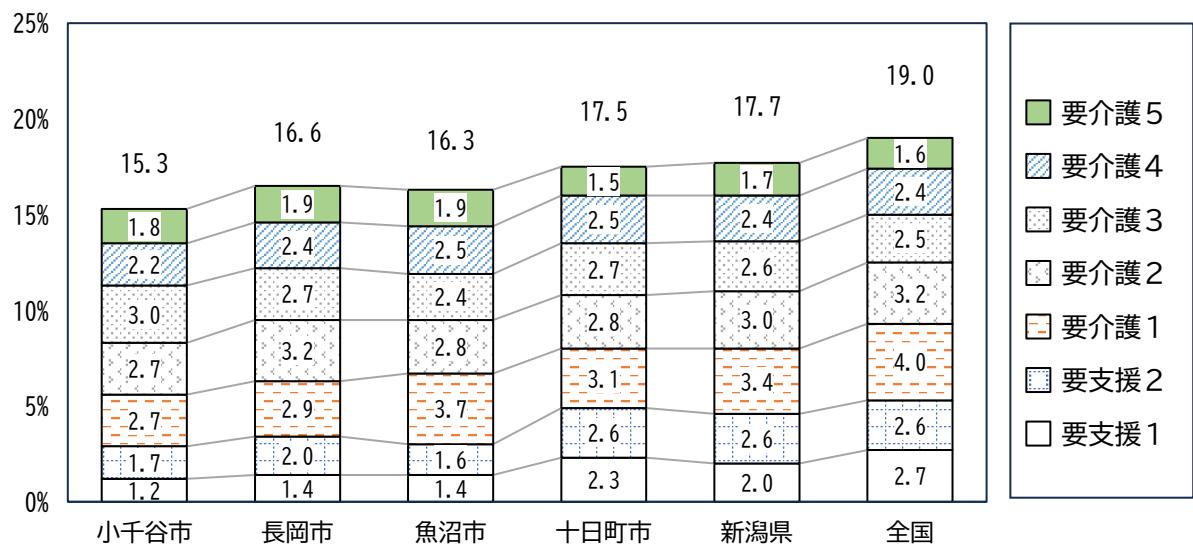


資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年9月末現在）

※端数処理の関係で合計があわないことがあります。

■【参考】調整済み認定率による隣接自治体及び国・県との比較

（調整済み認定率：性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年9月末現在）

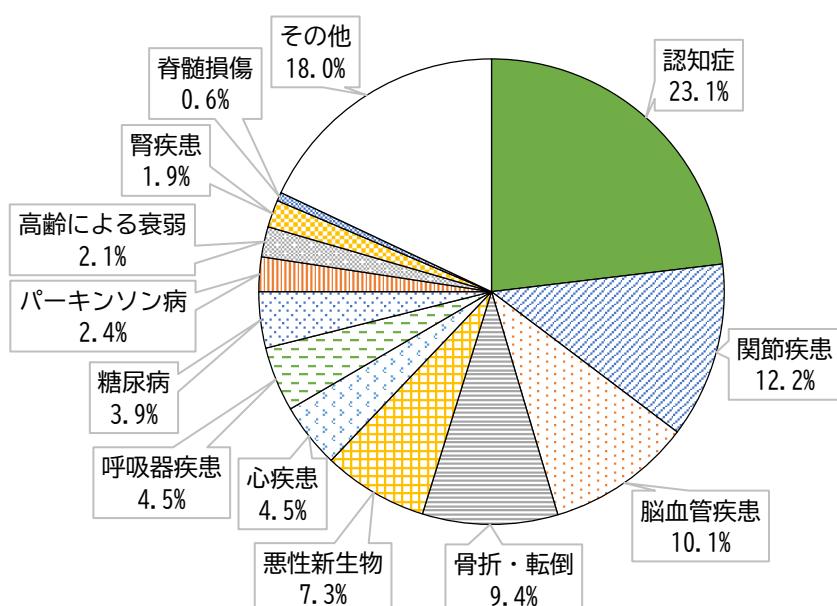
※端数処理の関係で合計があわないことがあります。

4 介護認定者の原因疾患の状況

本市の介護認定者（新規）の原因疾患の占める割合は、「認知症」が23.1%で最も高く、以下「関節疾患」は12.2%、「脳血管疾患」は10.1%、「骨折・転倒」は9.4%などの順となっています。

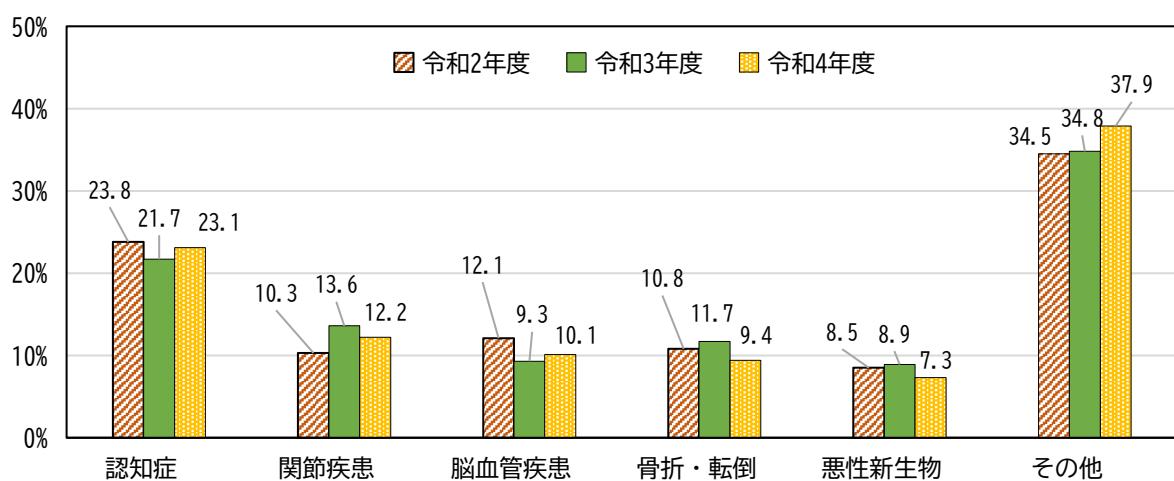
令和2年度から令和4年度をみても、この4つの疾患が常に上位を占めています。

■介護認定者（新規）の原因疾患（令和4年度）



資料：小千谷市福祉課 介護認定者（新規）調べ

■介護認定者（新規）の原因疾患の推移



資料：小千谷市福祉課 介護認定者（新規）調べ

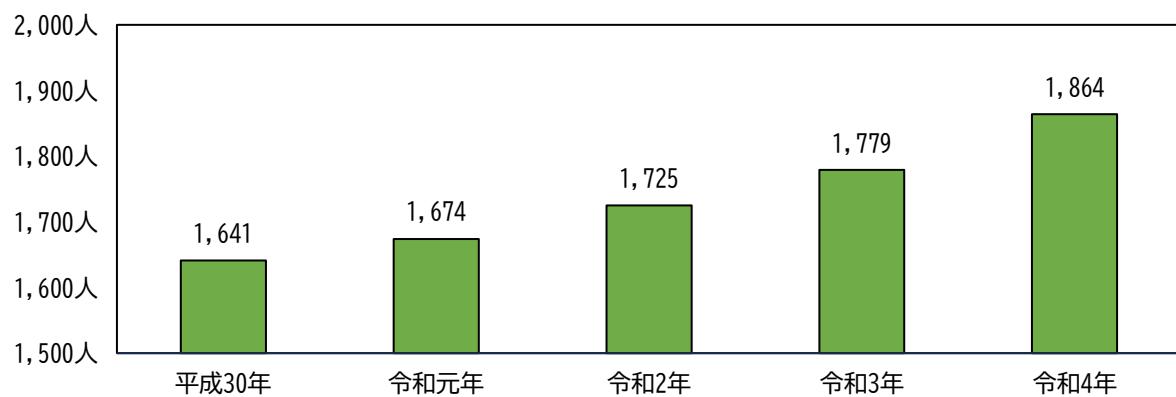
5 認知症の人の推移

本市の認知症の人の数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、増加傾向にあり、令和4年では1,864人となっています。

要支援・要介護認定者に対する認知症の人の割合は、令和2年まで上昇傾向でしたが、令和3年はわずかに低下しており、令和4年では77.3%となっています。高齢者人口に対する認知症の人の割合（概算）は、わずかではありますが、徐々に上昇しており、令和4年では15.4%となっています。

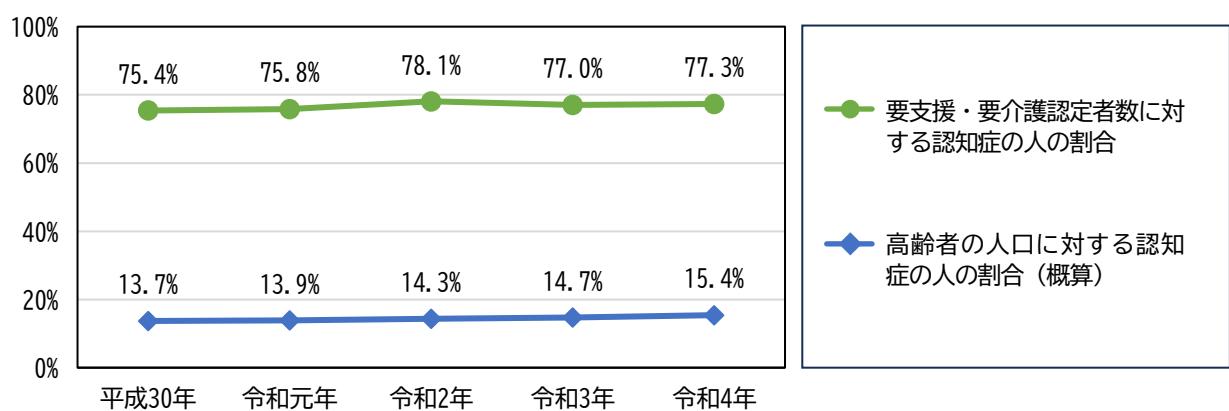
なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立した生活ができる状態です。

■小千谷市の認知症の人の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

■小千谷市の認知症の人の占める割合の推移



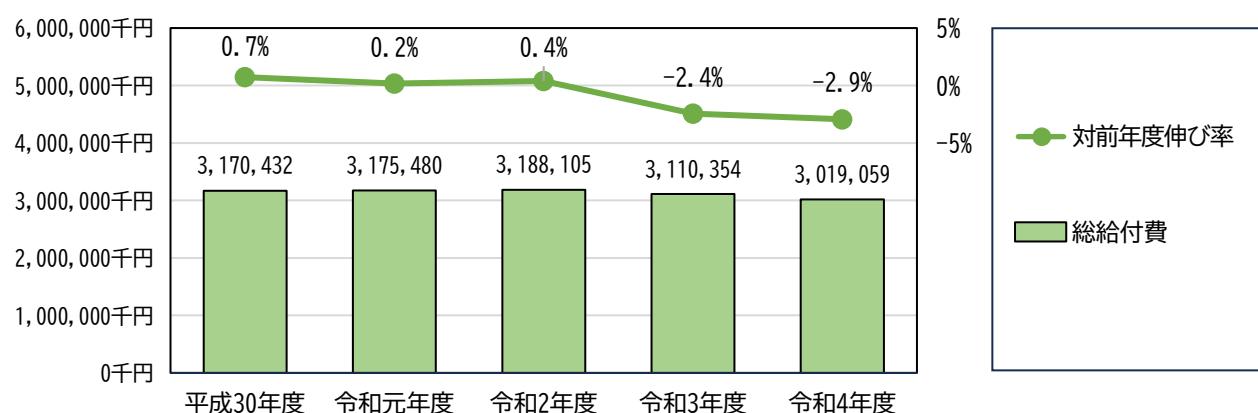
資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

6 介護給付費の推移

本市の介護保険サービス給付費（以下「給付費」という。）は、令和2年度までは増加しており、令和3年度以降は減少し令和4年度では30億1千9百万円となっています。

給付費の対前年度伸び率は、令和元年度から令和2年度にかけて微増していましたが、令和3年度は2.4%減少、令和4年度は2.9%減少となっています。

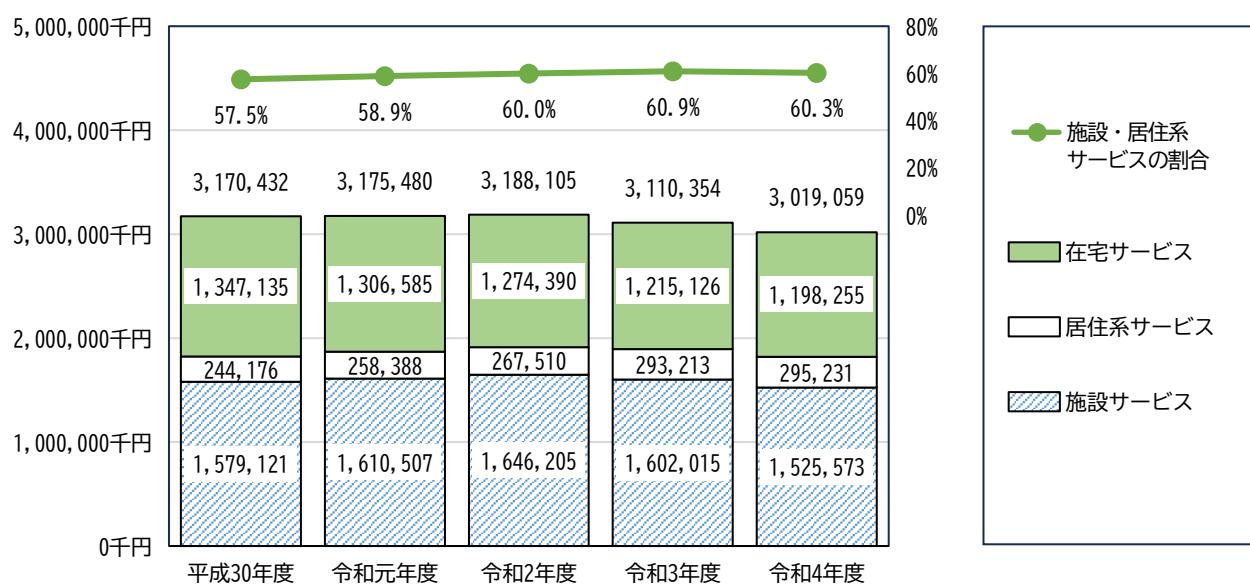
■小千谷市の介護給付費の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

サービス区別にみると、施設・居住系サービスの給付費は増加傾向にあり、在宅サービスの給付費は減少傾向にあります。給付費の構成比をみると、施設・居住系サービスの割合は令和4年度では60.3%となっています。

■小千谷市の介護給付費の推移（サービス区別）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

第3節 調査からみる小千谷市の現状

1 調査概要

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、高齢者の生活状況やサービスニーズなどを把握し、要介護状態になるリスクの発生状況や地域の抱える問題などを分析することを目的として実施しました。

また、「在宅介護実態調査」は、介護者の抱える不安や就労状況などを把握し、高齢者の在宅生活の継続や介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方などを分析することを目的として実施しました。

さらに、市内の介護事業所における介護職員の実態を把握し、地域内の介護人材の確保などの基礎資料とするため、市内の介護サービス事業所に対して「介護人材実態調査」を実施しました。

■調査設計

区分	調査対象	調査方法	調査期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和4年12月1日現在、小千谷市内に在住の満65歳以上の方（要介護認定1～5以外）	郵送配布・郵送回収	令和5年1月10日～令和5年1月31日
在宅介護実態調査	調査期間における要支援・要介護認定の更新申請者	更新申請時に郵送配布・窓口回収	令和4年9月1日～令和5年2月28日
介護人材実態調査	市内の介護サービス事業所	電子メールによる依頼・提出	令和5年2月1日～令和5年2月17日

■配布・回収状況

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000人	912人	91.2%
在宅介護実態調査	365人	279人	76.4%
介護人材実態調査	46事業所	43事業所	93.5%

■調査結果について

- 【n=※※※】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

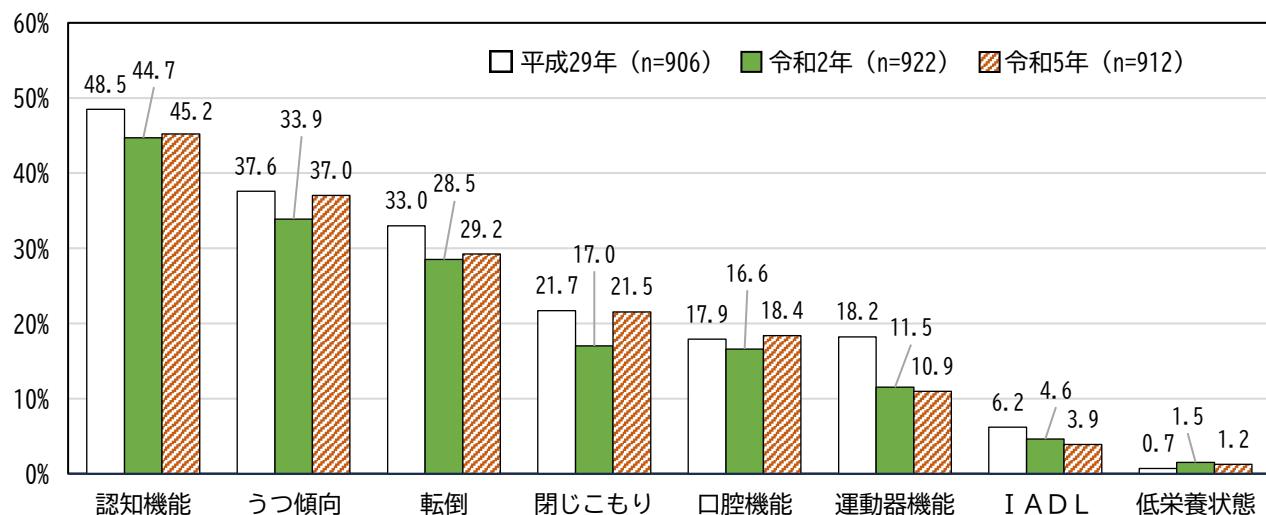
(1) 生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、年齢階層が高くなるほどリスク該当者の割合も高くなっています。全体では「認知機能」のリスク該当者の割合が45.2%で最も高くなっています。以下、「うつ傾向」は37.0%、「転倒」は29.2%、「閉じこもり」は21.5%などとなっています。

令和2年に実施した同調査と比較すると、全体的にリスク該当者の割合が増加しています。特に「うつ傾向」(3.1ポイント増)と「閉じこもり」(4.5ポイント増)の該当者の割合が増加しました。新型コロナウイルス感染症による外出頻度の減少が要因の一つとなっていると考えられます。

「運動器機能」「IADL^{*1}」のリスク該当者の割合は、減少傾向にあり望ましい状況となっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



令和5年	認知機能	うつ傾向	転倒	閉じこもり	口腔機能	運動器機能	IADL	低栄養状態
全体 (n=905)	45.2	37.0	29.2	21.5	18.4	10.9	3.9	1.2
65～69歳 (n=243)	37.8	35.0	25.2	13.6	15.4	2.9	1.2	0.4
70～74歳 (n=307)	43.6	37.1	26.2	17.8	18.2	8.1	4.3	0.3
75～79歳 (n=185)	46.4	38.9	29.9	25.7	18.0	14.1	1.7	1.7
80～84歳 (n=149)	57.3	36.2	41.1	34.7	22.8	22.8	9.9	4.2
85歳以上 (n=20)	61.1	50.0	30.0	40.0	26.3	35.0	5.0	0.0

*1 IADL（手段的自立度）は外出や買い物など、自立した日常生活を送るために必要な能力の判断基準となります。

(2) 地域での活動について

会・グループなどへの参加は、「町内会・自治会」が33.6%で最も高く、以下「収入のある仕事」は33.1%、「趣味関係のグループ」は20.8%の順となっています。

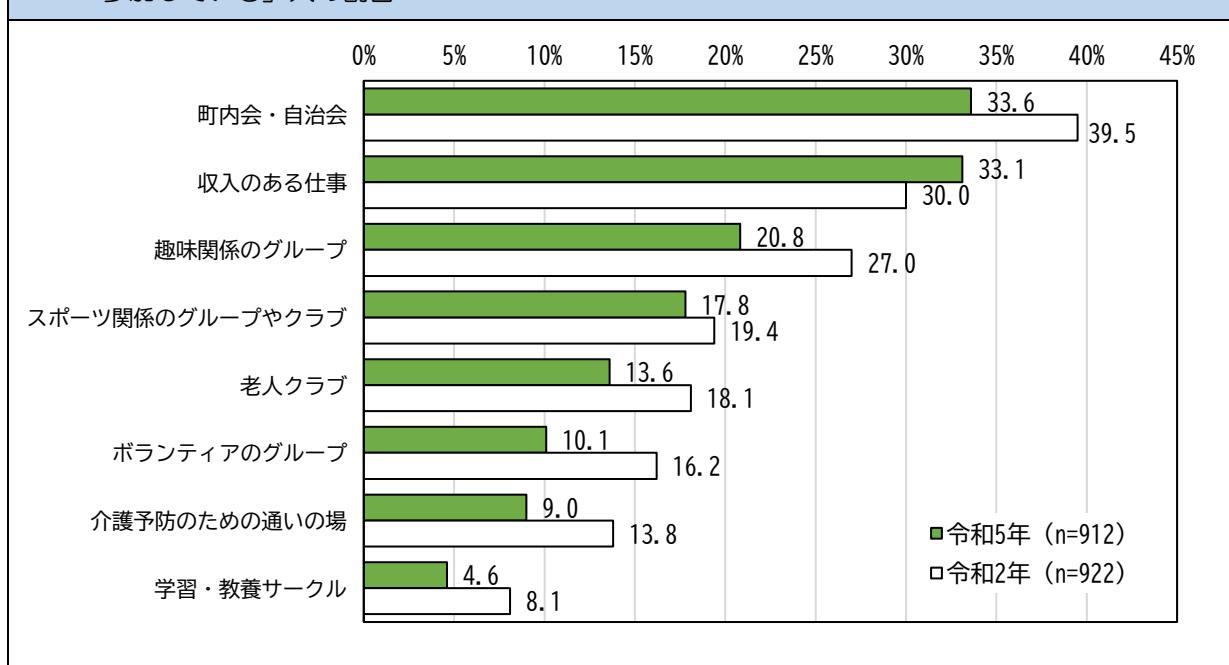
令和2年と比較して、「収入のある仕事」以外は、すべて減少しています。

地域づくりの参加意向（是非参加したい・参加してもよい）は、参加者としては51.2%、企画・運営者（世話役）としては29.3%となっており、令和2年と比較して大きな差はありませんでした。

■会・グループなどへの参加状況

Q. あなたは下記のような会・グループに参加していますか（1つ）

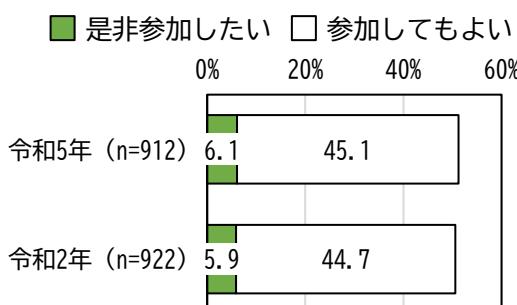
「参加している」人の割合



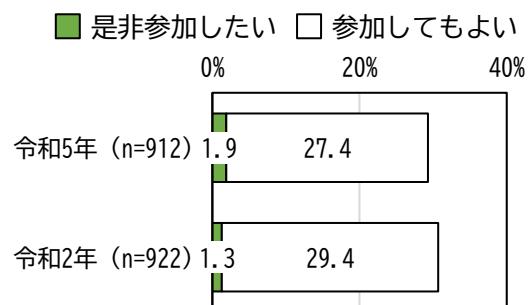
■地域づくりへの参加意向

Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加したいと思いますか（1つ）

《参加者として》



《企画・運営者（世話役）として》



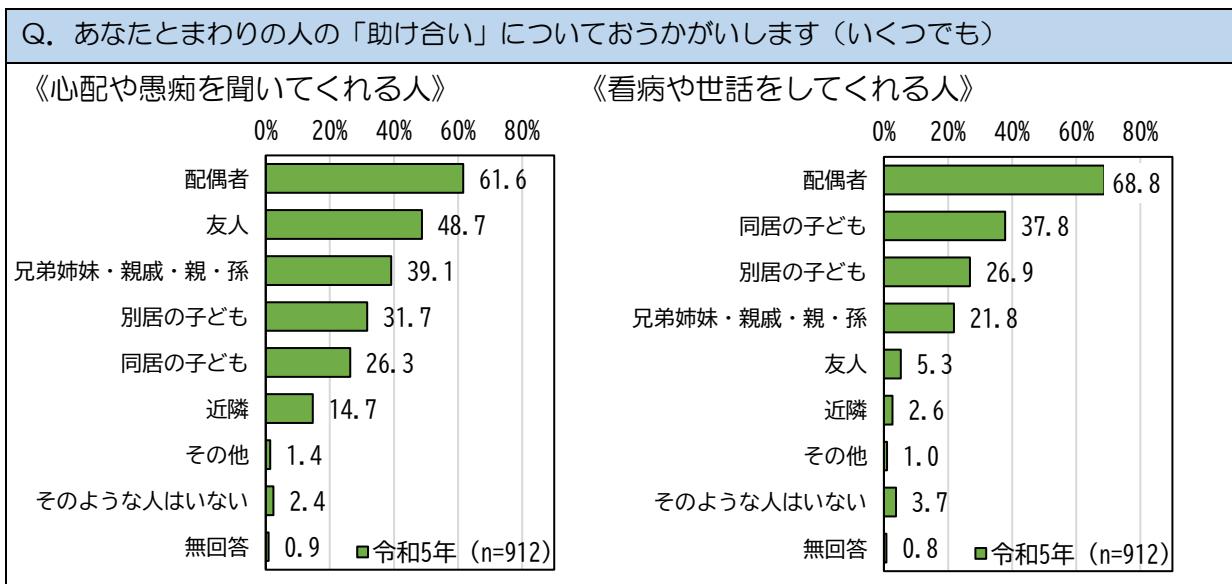
(3) 助け合いについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人の割合は、「配偶者」が61.6%で最も高く、以下「友人」が48.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が39.1%の順となっています。

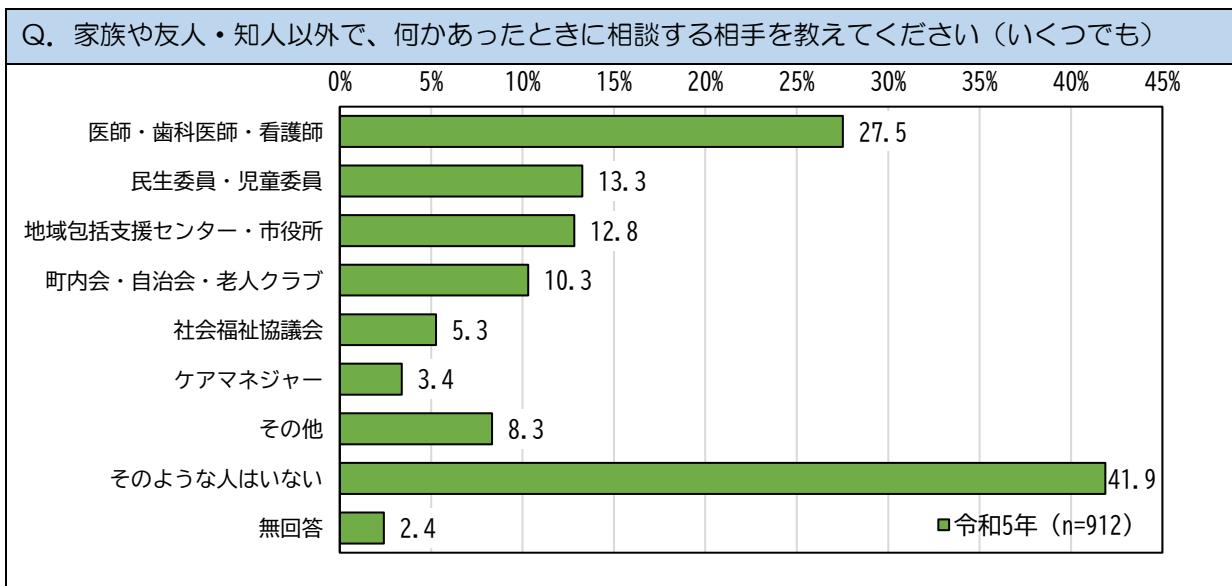
病気の際の看病や世話をしてくれる人の割合は、「配偶者」が68.8%で最も高く、以下「同居の子ども」が37.8%、「別居の子ども」が26.9%の順となっています。

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が27.5%で最も高く、以下「民生委員・児童委員」が13.3%、「地域包括支援センター・市役所」が12.8%の順となっています。一方、41.9%は「そのような人はいない」と回答しています。

■あなたとまわりの人の「助け合い」



■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手



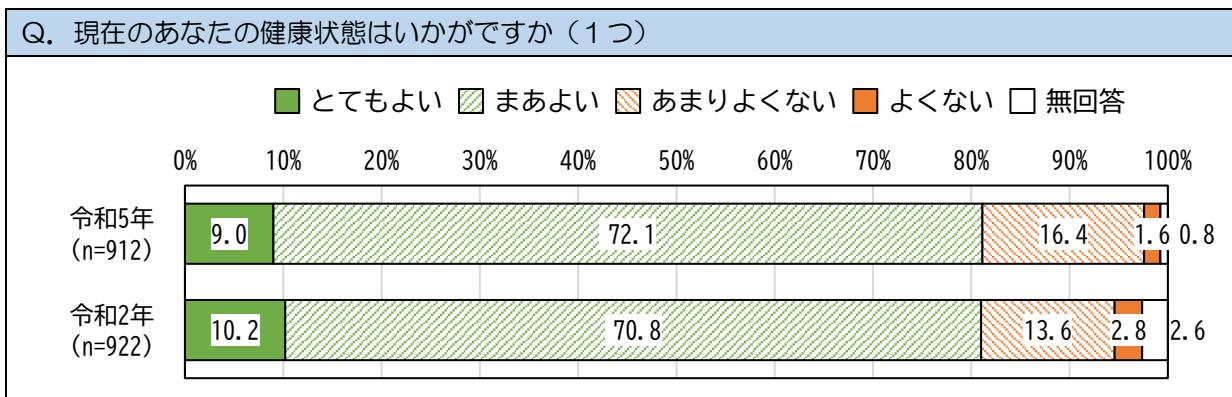
(4) 健康感、幸福感、経済的状況について

現在の健康状態は、「とてもよい」が9.0%、「まあよい」が72.1%で、合わせると81.1%となっており、前回の調査時より0.1ポイント高くなっています。

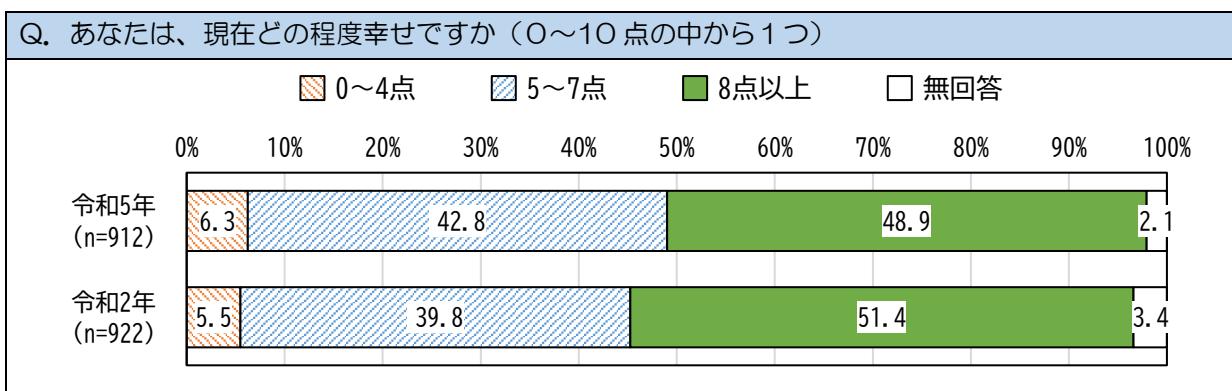
とても幸せを「10点」、とても不幸を「0点」とする主観的幸福感について、幸福度が高いと分類される「8点」以上は48.9%で、前回の調査時より2.5ポイント低くなっています。

現在の経済的状況は、「大変苦しい」が6.9%、「やや苦しい」が26.0%で、合わせると32.9%となっており、前回の調査時より7.9ポイント高くなっています。

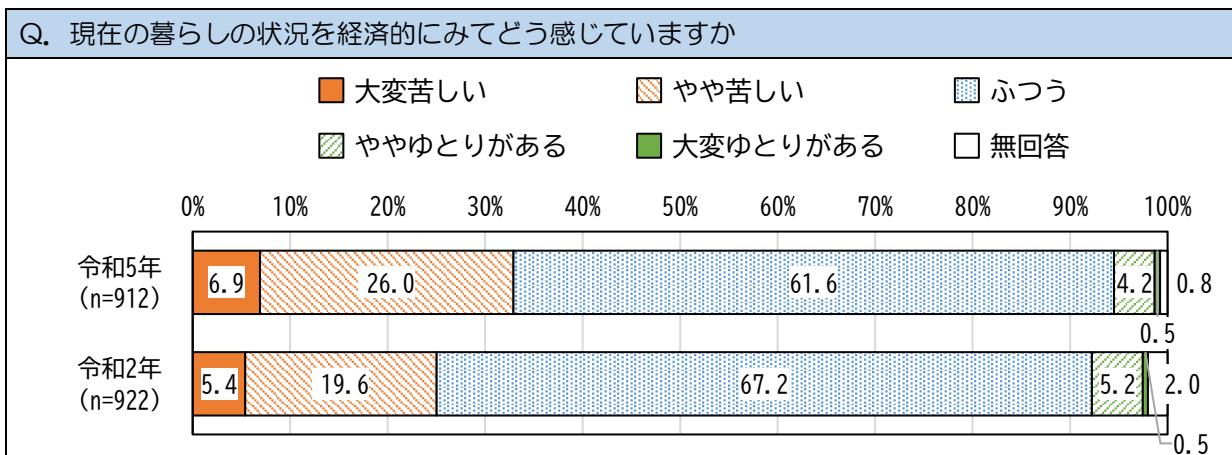
■現在の健康状態



■現在の幸福感



■現在の経済的状況



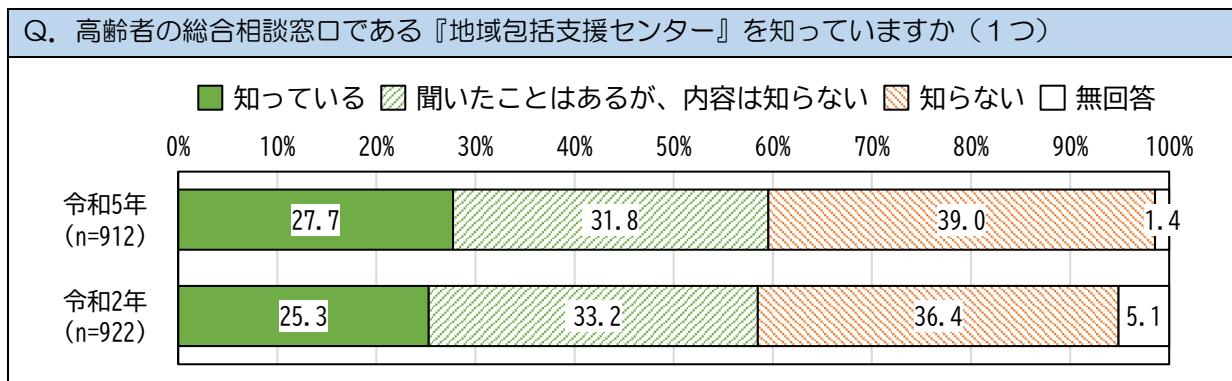
(5) 市の事業などの認知度について

地域包括支援センターについて、「知っている」は 27.7%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」は 31.8%となっており、認知度は令和 2 年よりも向上しました。

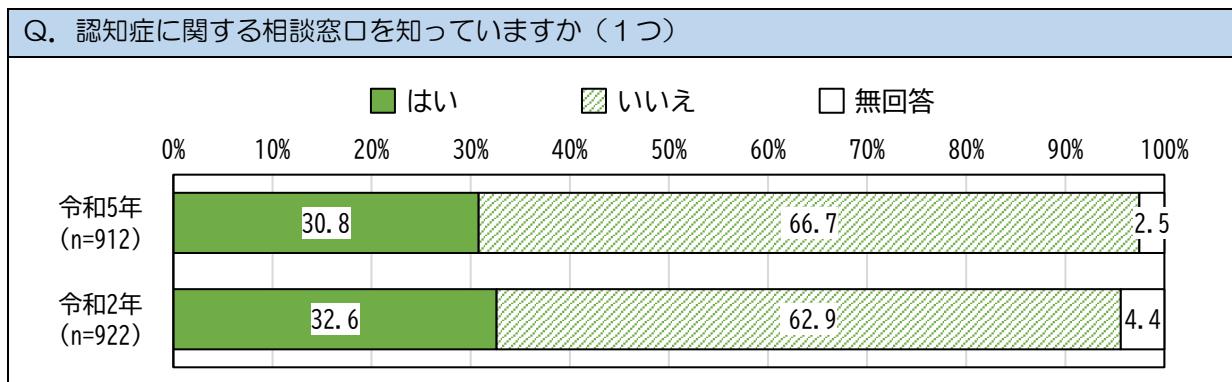
認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」は 30.8%となっており、認知度は令和 2 年よりも低くなっています。

デイホームについて、「知っていて、参加している」は 4.5%、「知っているが、参加していない」は 50.2%となっており、合わせると 54.7%であり、認知度は横ばい傾向です。

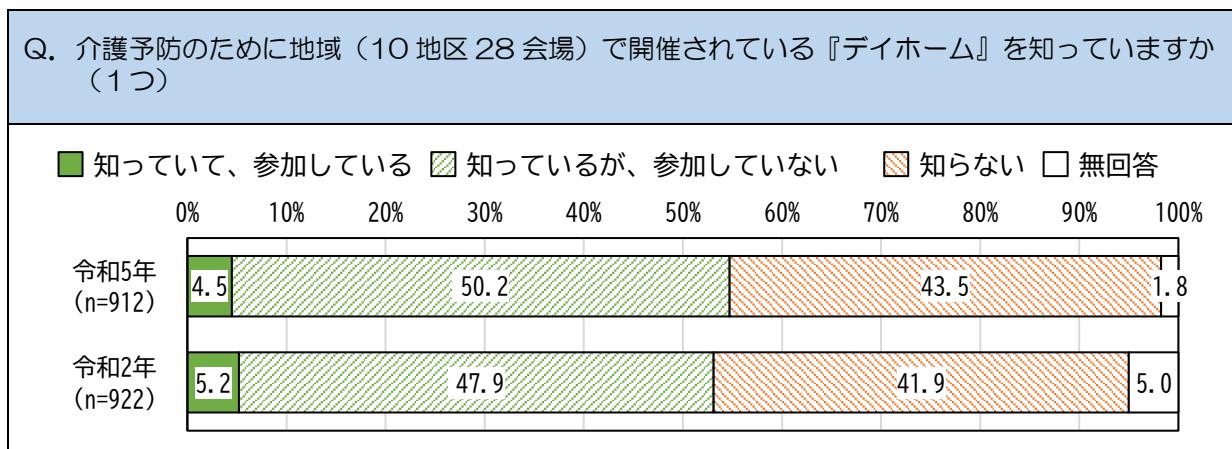
■ 地域包括支援センターの認知度



■ 認知症の相談窓口の認知度



■ デイホームの認知度



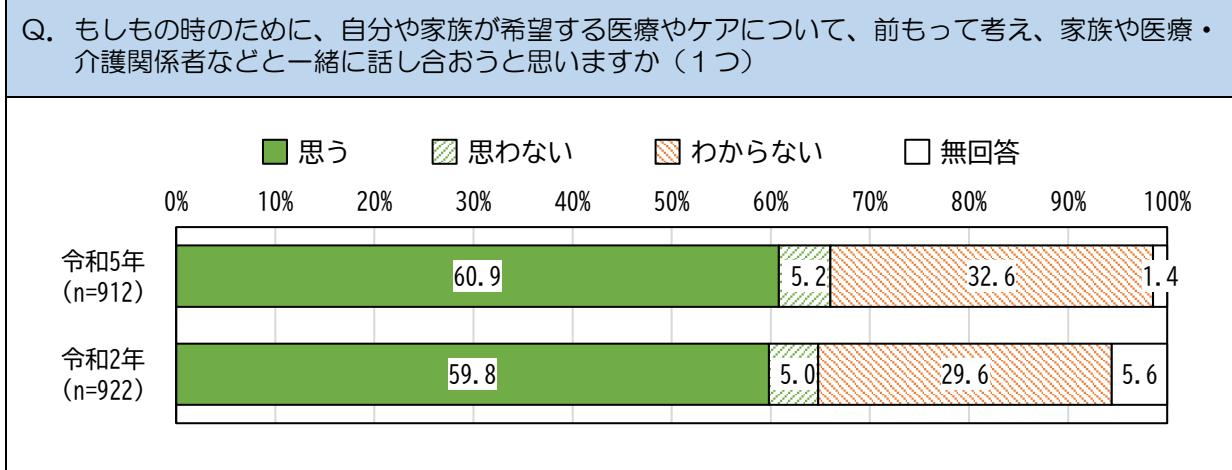
(6) 自分や家族が希望する医療やケアの話し合いについて

話し合おうと「思う」と回答した割合は全体で 60.9%と高く、「思わない」は 5.2%と低い結果でした。「わからない」は 32.6%を占めています。

令和 2 年と比較すると、「思う」と回答した割合はわずかに上昇しました。

■自分や家族が希望する医療やケアの話し合い

Q. もしもの時のために、自分や家族が希望する医療やケアについて、前もって考え、家族や医療・介護関係者などと一緒に話し合おうと思いますか（1つ）



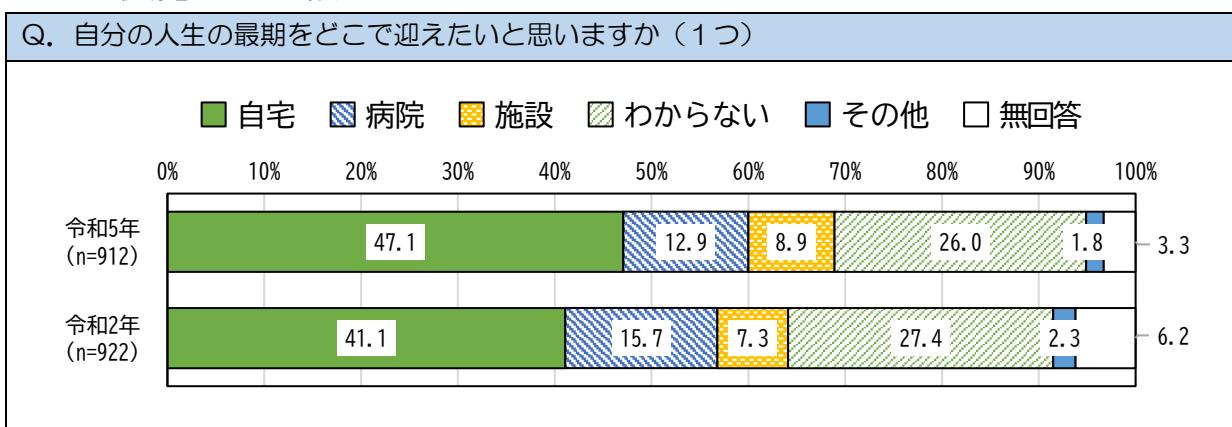
(7) 人生の最期を迎える場所について

「自宅」は 47.1%で最も高く、次いで「わからない」は 26.0%となっています。

令和 2 年と比較すると、「自宅」の割合が高くなり、「わからない」と回答した割合は低下しました。

■人生の最期を迎える場所

Q. 自分の人生の最期をどこで迎えたいと思いますか（1つ）

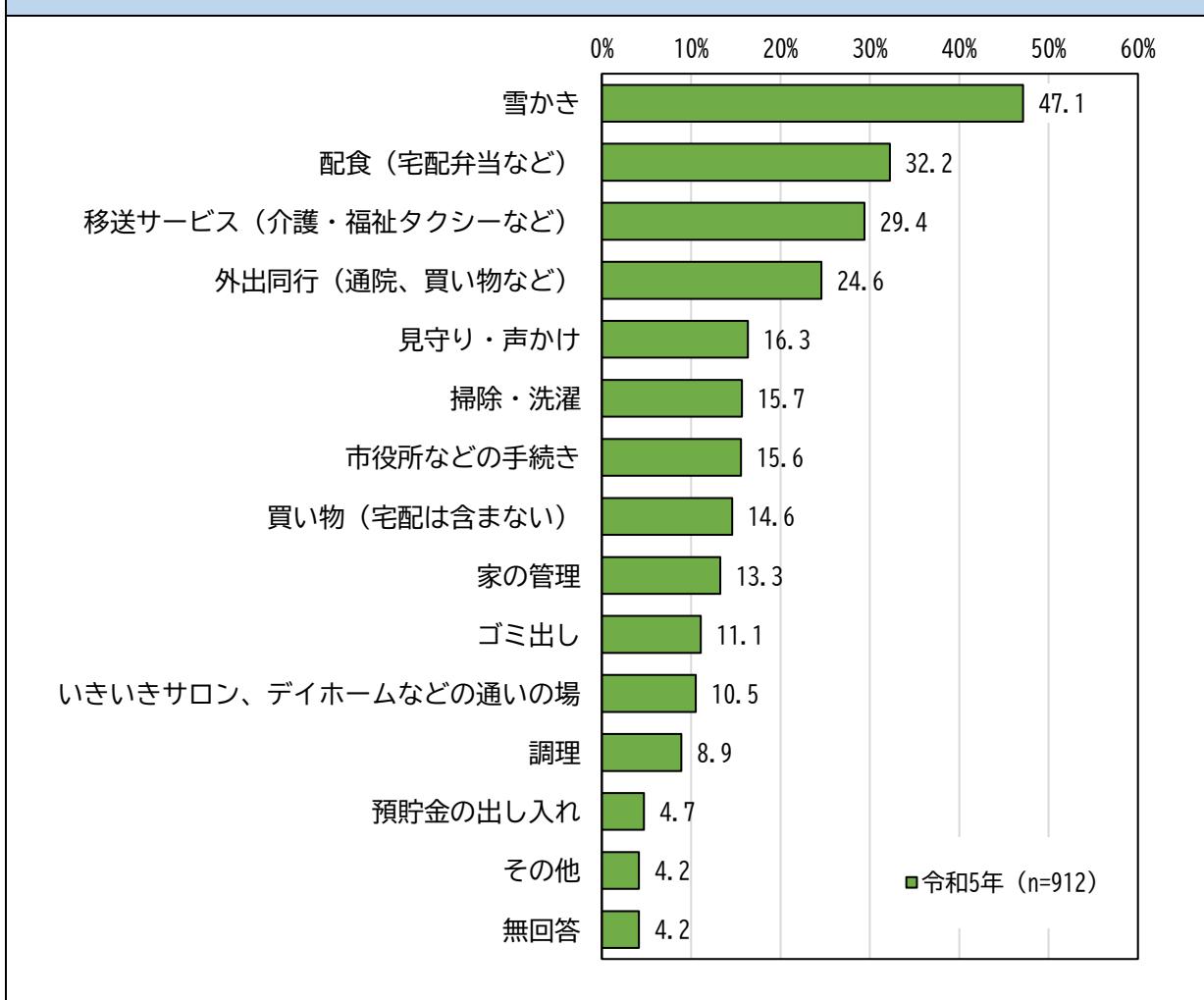


(8) 在宅生活を継続するために充実すべき支援

高齢になっても自宅で生活を続けていくために充実するとよい生活支援は、「雪かき」が47.1%で最も高く、以下「配食（宅配弁当など）」が32.2%、「移送サービス（介護・福祉タクシーなど）」が29.4%、「外出同行（通院、買い物など）」が24.6%、「見守り・声かけ」が16.3%の順となっています。

■在宅生活を継続するために充実すべき支援

Q. 高齢になっても自宅で生活を続けていくためには、特にどのような生活支援が充実するとよいと思いますか（3つまで）

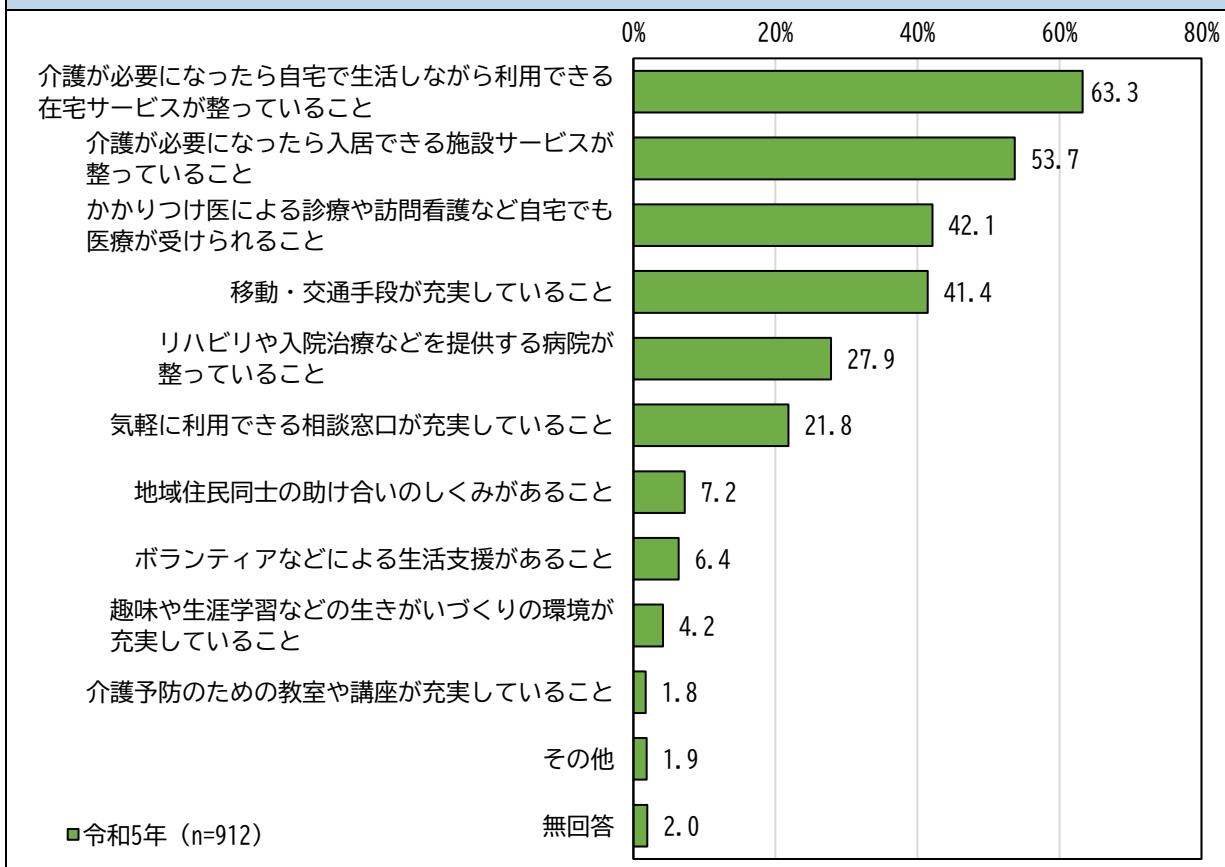


(9) 安心して暮らしていくために必要な介護・支援

支援や介護が必要になっても、安心して暮らしていくために必要な支援・介護は、「介護が必要になったら自宅で生活しながら利用できる在宅サービスが整っていること」が63.3%で最も高く、以下「介護が必要になったら入居できる施設サービスが整っていること」が53.7%、「かかりつけ医による診療や訪問看護など自宅でも医療が受けられること」が42.1%、「移動・交通手段の確保や充実していること」が41.4%、「リハビリや入院治療などを提供する病院が整っていること」が27.9%の順となっています。

■安心して暮らしていくために必要な介護・支援

Q. ご自身に支援や介護が必要になっても、小千谷市で安心して暮らし続けるためには、何が必要だと思いますか（3つまで）

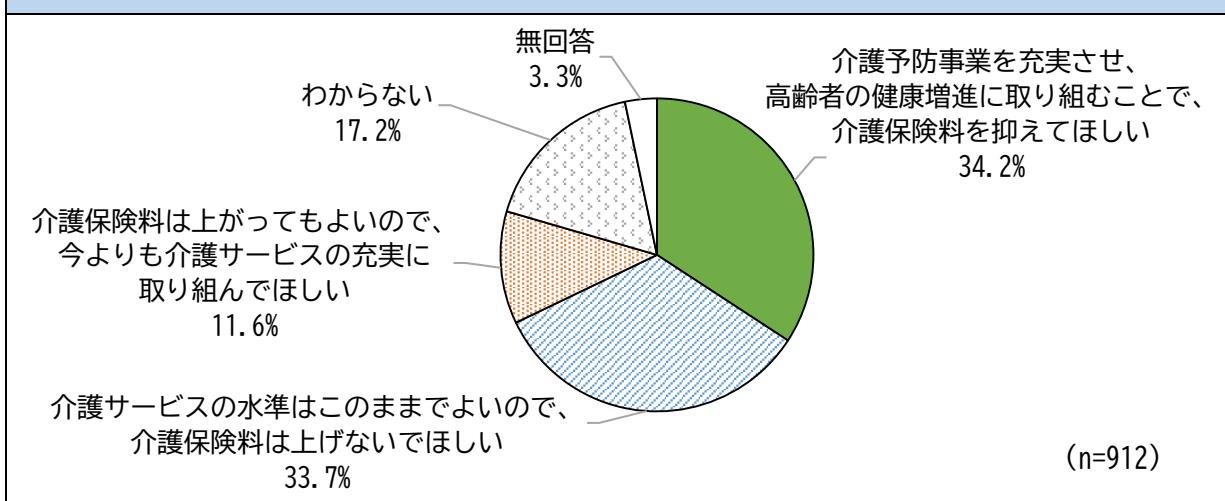


(10) 介護保険料について

介護保険料については、「介護予防事業を充実させ、高齢者の健康増進をはかることで、介護保険料を抑えてほしい」が34.2%で最も高く、次に介護サービスの水準はこのままでよいので、介護保険料は上げないでほしい」が33.7%となっています。

■介護保険料について

Q. 介護保険料について、あなたの考えはどれに近いですか（1つ）



3 在宅介護実態調査

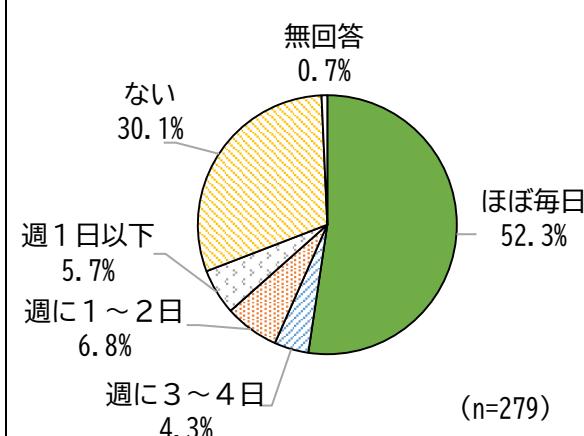
(1) 在宅で介護を担っている家族や親族

家族や親族から介護を受けている割合（週1日以下～ほぼ毎日）は 69.1%となっており、主な介護者は、「子」が 50.3%で最も高く、次に「配偶者」が 25.4%となっています。

また、過去1年の間に介護を理由に退職した家族や親族の割合は 6.3%となっています。

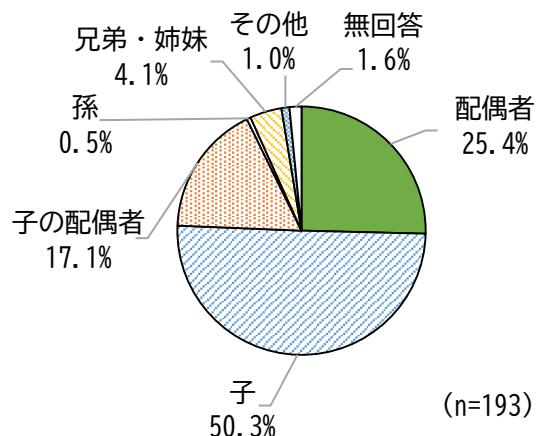
■家族や親族からの介護

Q. ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（1つ）



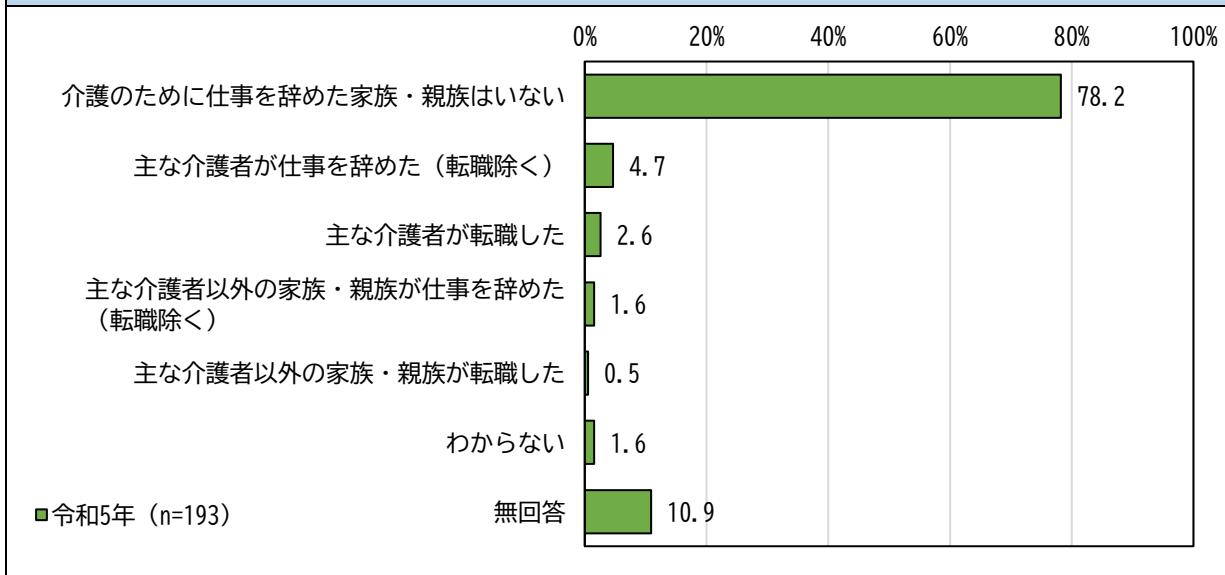
■主な介護者

Q. 主な介護者の方は、どなたですか（1つ）



■介護を理由に退職した家族や親族

Q. ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（いくつでも）

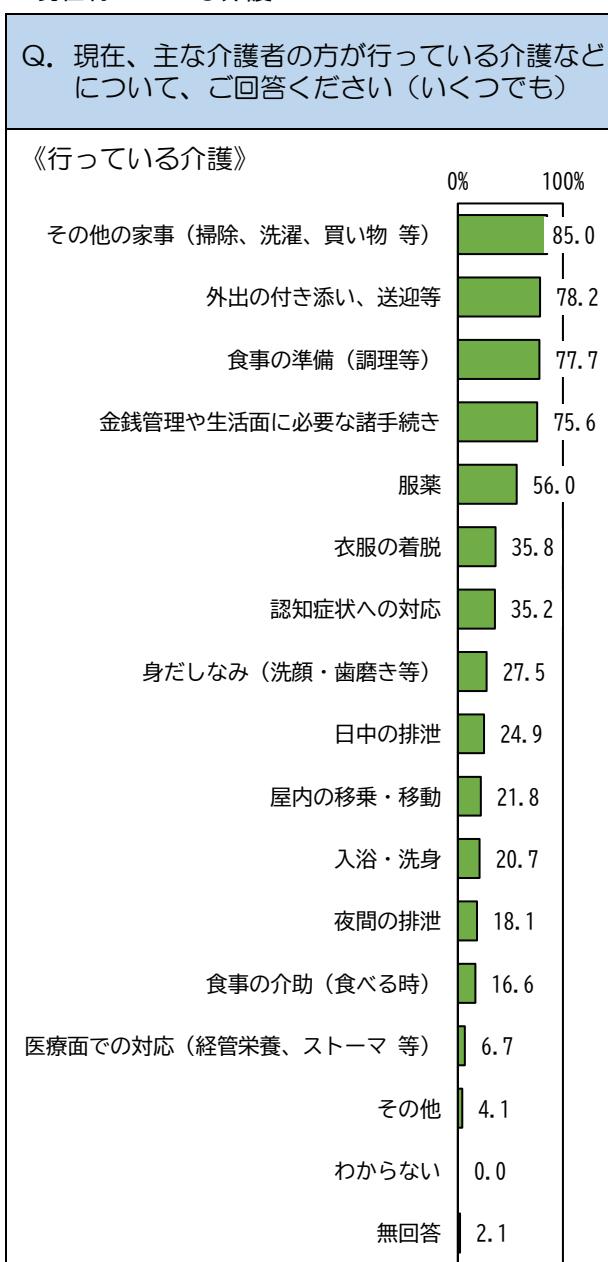


(2) 家族や親族による介護の状況

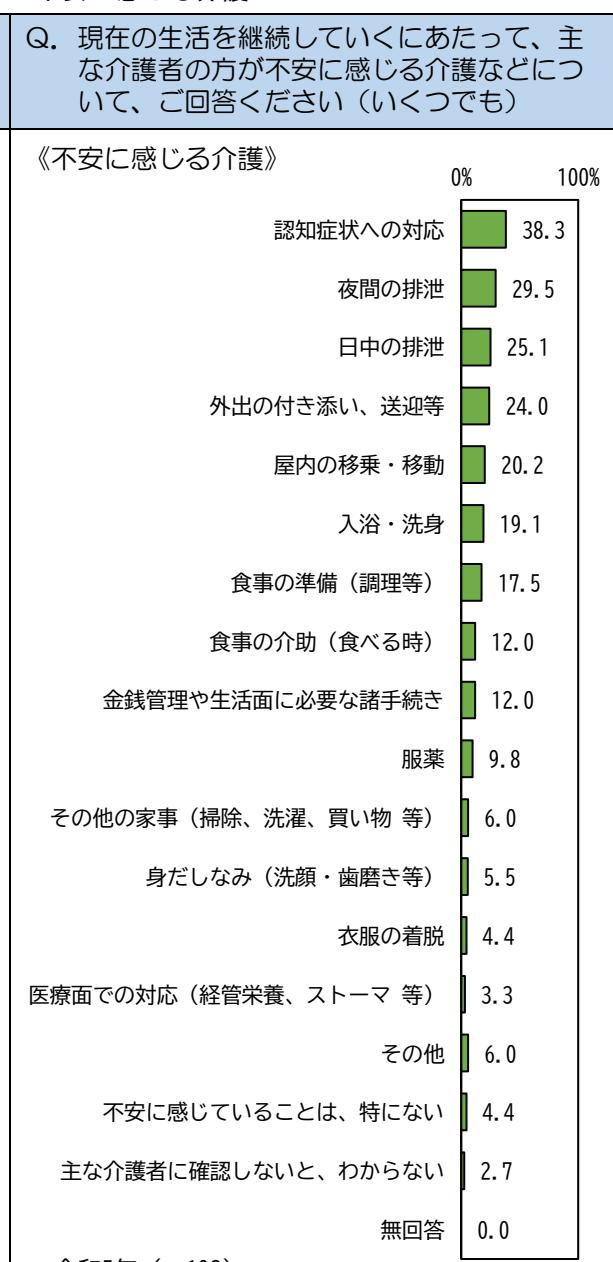
主な介護者が行っている介護などは、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物など）」が85.0%で最も高く、以下「外出の付き添い、送迎など」は78.2%、「食事の準備（調理など）」は77.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」は75.6%となっています。

一方、主な介護者が不安に感じる介護などについては、「認知症状への対応」が38.3%で最も高く、以下「夜間の排泄」が29.5%、「日中の排泄」が25.1%、「外出の付き添い、送迎など」が24.0%の順となっています。

■現在行っている介護



■不安に感じる介護

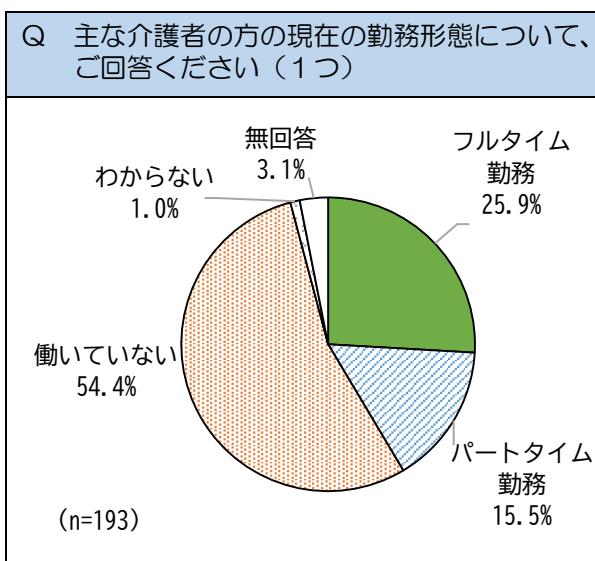


(3) 就労している家族や親族について

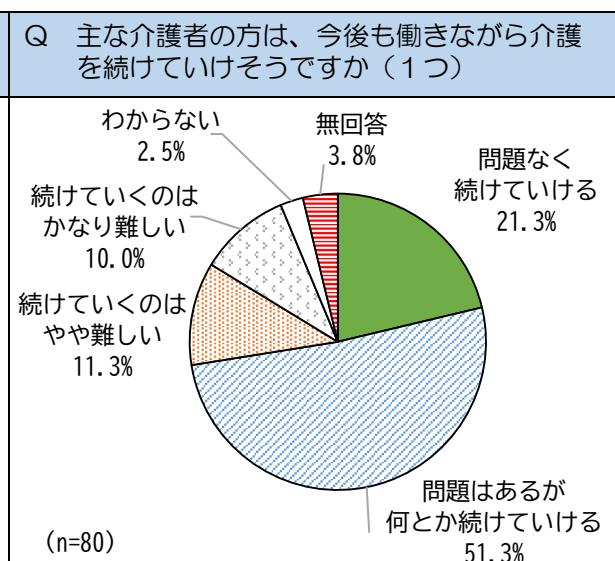
主な介護者のうち、「フルタイム勤務」が25.9%、「パートタイム勤務」が15.5%で、計41.4%が就労しており、仕事と介護の両立について、「続けていくのは、かなり難しい」が10.0%、「続けていくのは、やや難しい」が11.3%となっています。

仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援としては、「介護休業・介護休暇などの制度の充実」が36.3%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が27.5%、「制度を利用しやすい職場づくり」と「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」はいずれも22.5%の順となっています。

■主な介護者の勤務形態

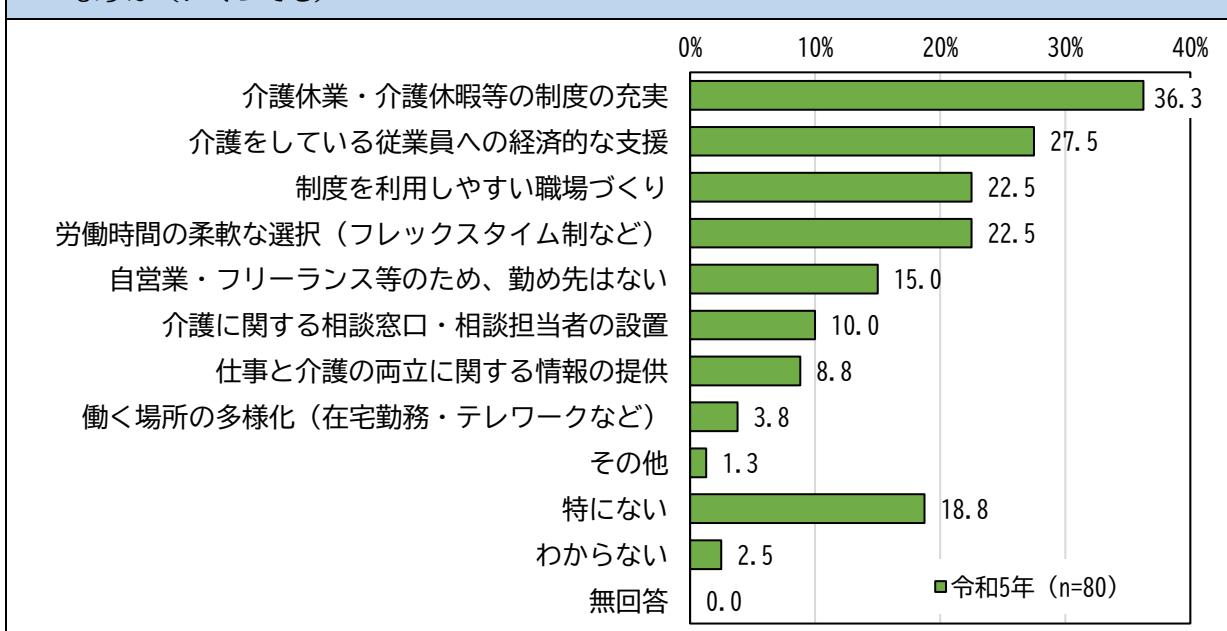


■主な介護者の仕事と介護の両立



■仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援

Q. 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか（いくつでも）



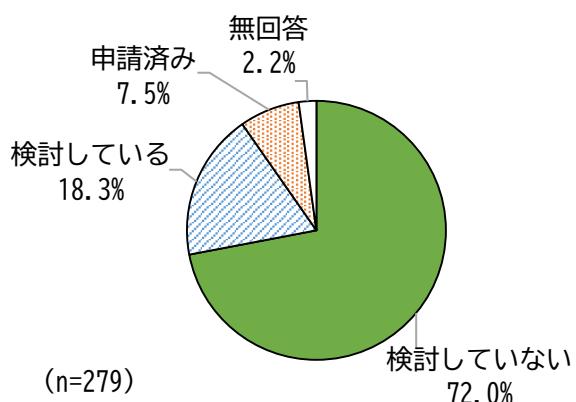
(4) 在宅生活を継続するための支援について

施設などへの入居・入所について、「検討していない」が72.0%を占めています。

在宅生活を継続するために必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシーなど）」が25.1%で最も高く、以下「外出同行（通院、買い物など）」と「見守り、声かけ」が14.0%、「掃除・洗濯」が10.4%の順となっています。

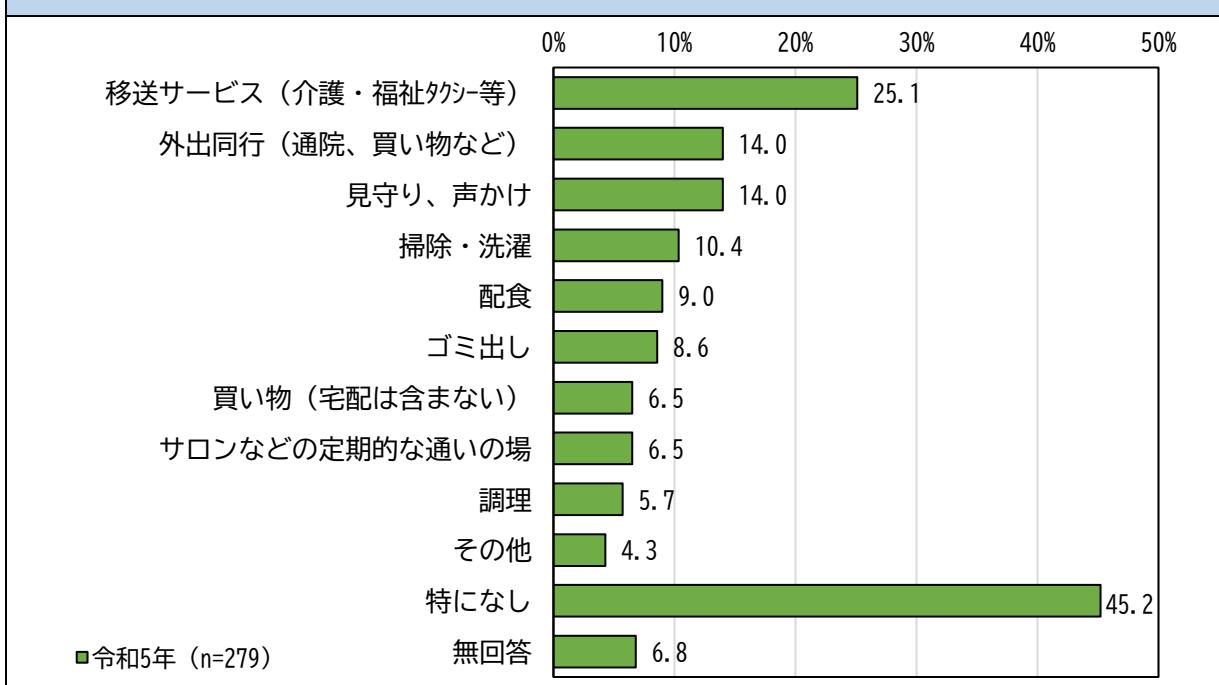
■施設などの検討状況

Q. 現時点での、施設などへの入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つ）



■在宅生活を継続するための支援

Q. 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、ご回答ください（いくつでも）

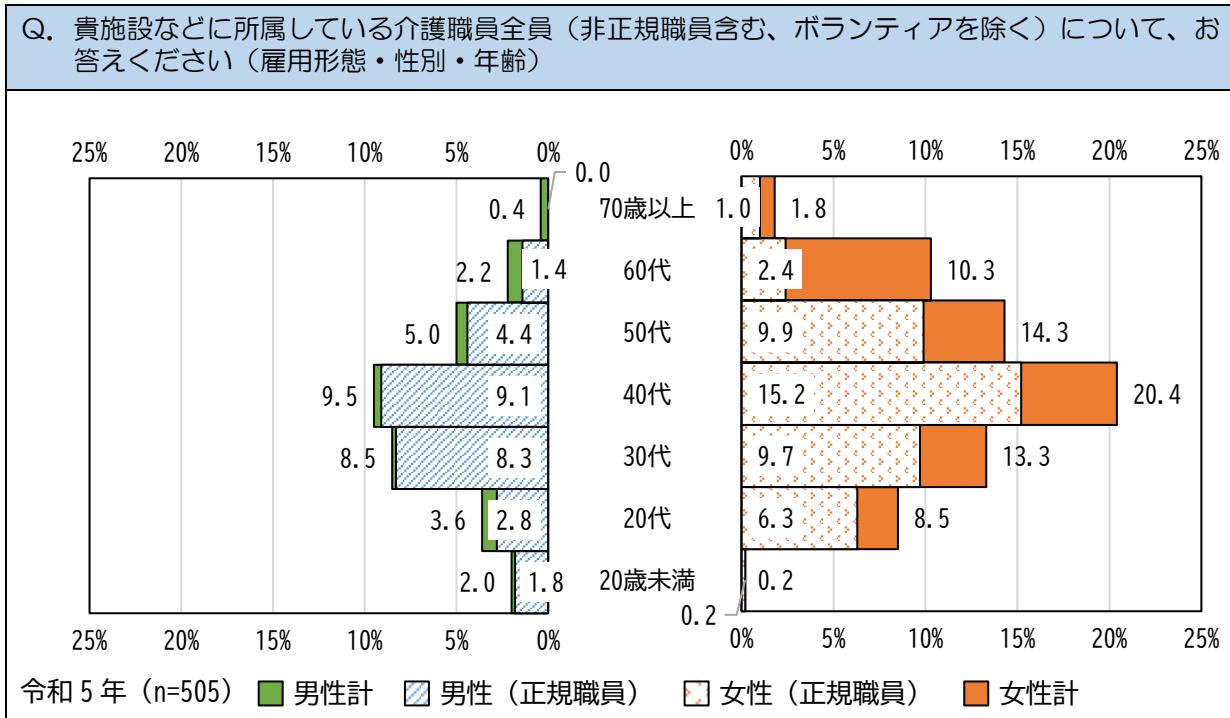


4 介護人材実態調査

(1) 介護職員の構成比

介護職員の構成比をみると、全体では30~50歳代の女性の割合が48.0%を占めています。30歳未満の職員の割合は、14.3%と低くなっています。

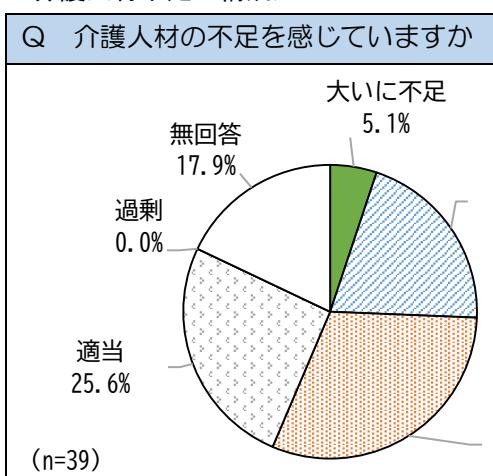
■性別・年齢別の雇用形態の構成比



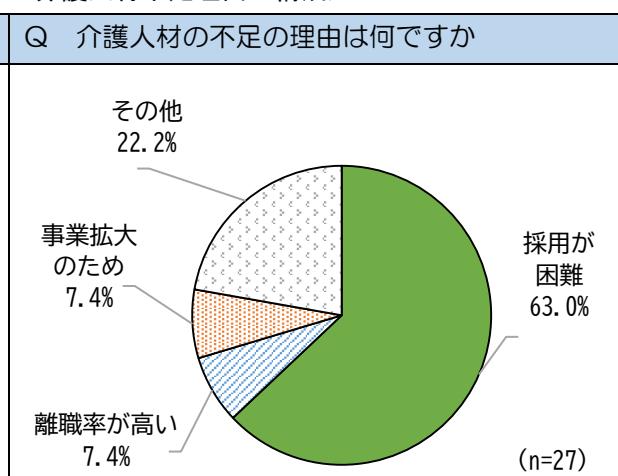
(2) 介護職員の人材不足について

市内の事業所において介護人材の不足を感じている事業所が56.4%となっており、不足の理由としては「採用が困難」が63.0%で最も多くなっています。

■介護人材不足の構成比



■介護人材不足理由の構成比



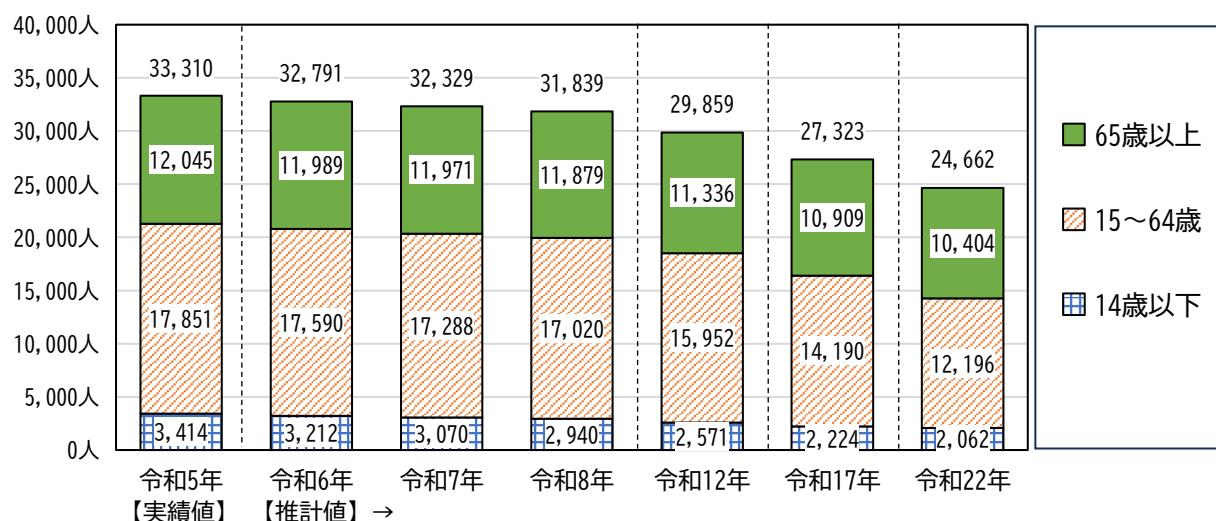
第4節 将来推計

1 推計人口

本市の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本市の総人口は年々減少し、計画最終年の令和8年には31,839人となることが見込まれます。

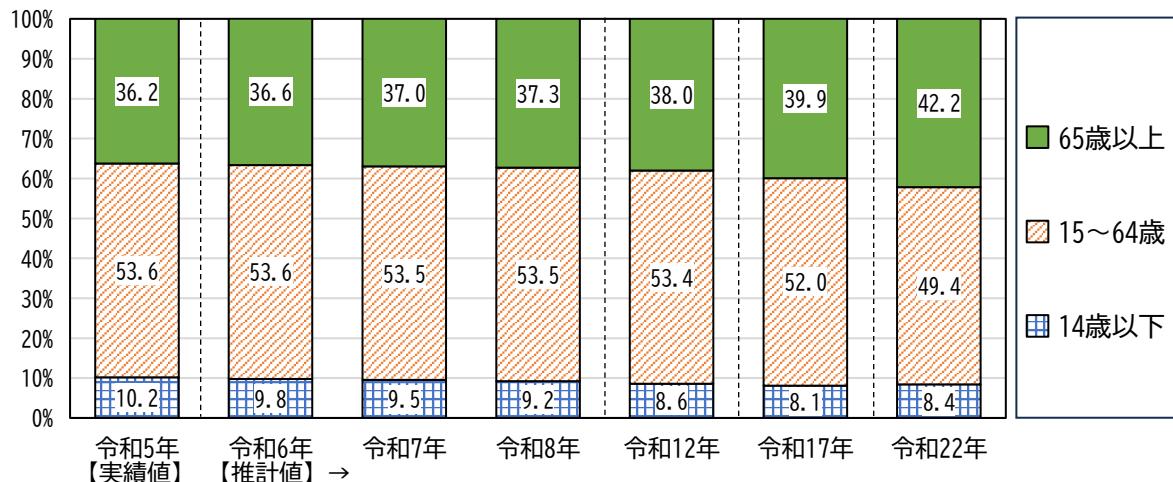
65歳以上の高齢者人口は減少し続けますが、年少人口と生産年齢人口も減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和8年には37.3%となり、令和17年には39.9%、令和22(2040)年には42.2%に達する見通しです。

■小千谷市の推計人口



資料：コーホート変化率法による推計（各年10月1日現在）

■小千谷市の推計人口（構成比）



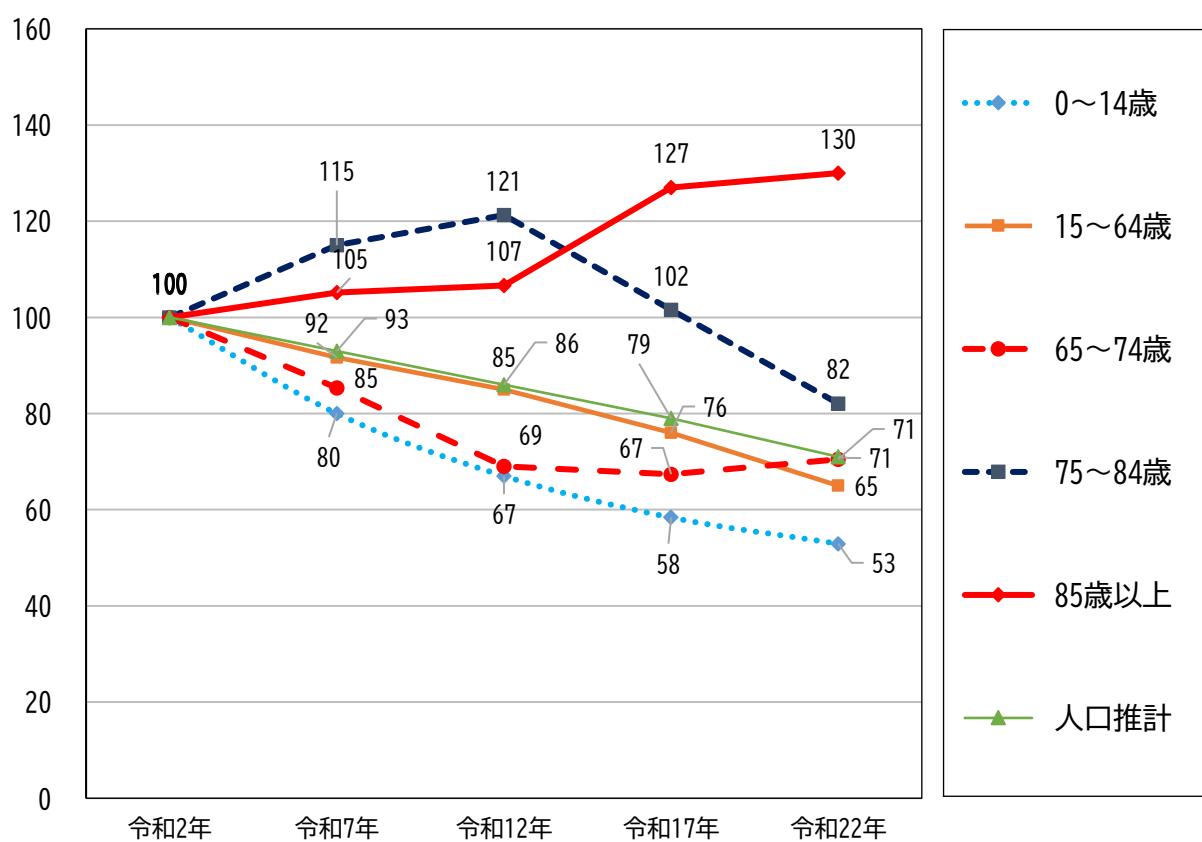
資料：コーホート変化率法による推計（各年10月1日現在）

2 人口構造の変化

推計人口から人口構造の変化を比較すると、令和 12 年までは後期高齢者人口の増加と生産年齢人口、年少人口の減少が同時に進行していきます。

令和 2 年を 100 とした場合の年齢階級別人口の伸び率では、75~84 歳の人口は令和 12 年まで急増し、その後は減少していきます。85 歳以上の人口の伸び率は増加傾向が続き、令和 22 (2040) 年には 130 に達する見通しとなります。生産年齢人口、年少人口はいずれも減少することが見込まれます。

■年齢階級別人口の伸び率の推移（令和 2 年を「100」とした場合の伸び率）



資料：コーホート変化率法による推計（各年 10 月 1 日現在）

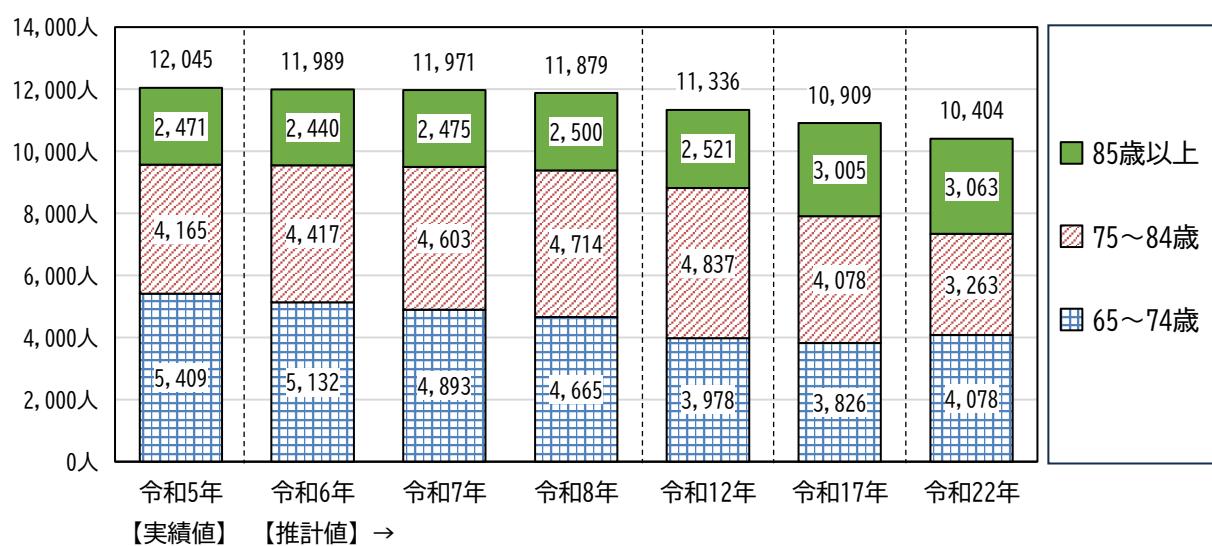
3 高齢者人口の推計

本市の高齢者人口の推計をみると、65～74歳の高齢者は減少し続け、令和12年には4,000人を下回りますが、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には再び増加し、4,000人台に戻ることが見込まれます。

75～84歳の高齢者は令和12年で最も多く4,837人となり、構成比は全体の42.7%となることが見込まれます。その後の人口は減少していき、85歳以上の高齢者の増加や団塊ジュニア世代が高齢者となることにより構成比の割合は減少することが見込まれます。

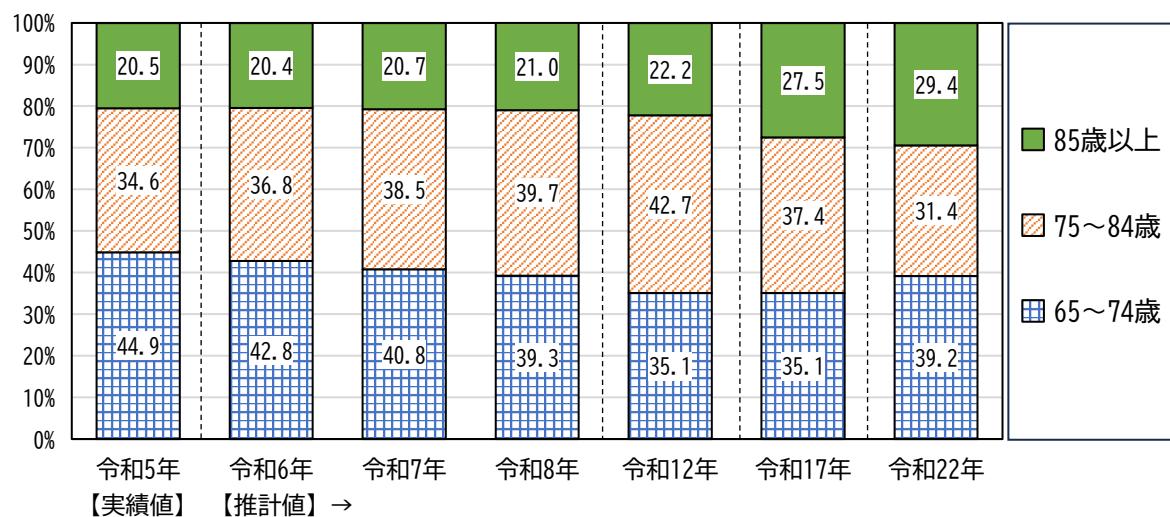
85歳以上の高齢者は年々増加し、令和17年には3,000人を超えることが見込まれます。また、構成比は増加し、令和22年には29.4%となることが見込まれます。

■小千谷市の高齢者人口の推計



資料：コーホート変化率法による推計（各年10月1日現在）

■小千谷市の高齢者人口の推計（構成比）



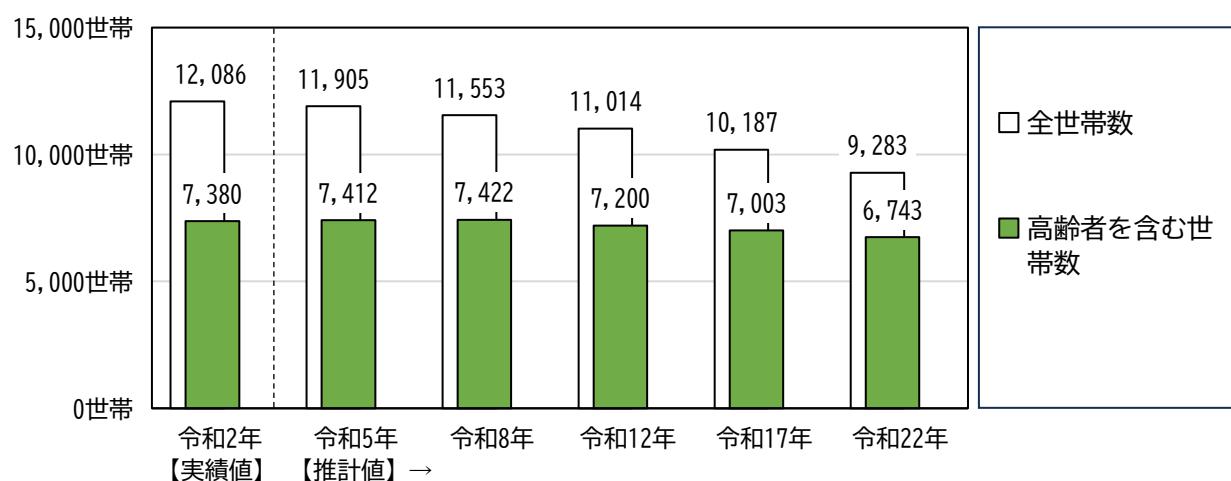
資料：コーホート変化率法による推計（各年10月1日現在）

4 高齢者世帯の推計

地域包括ケア「見える化」システムにおける国勢調査のデータを基に算出した本市の世帯数の推計をみると、全世帯数（一般世帯数）は年々減少し続けますが、高齢者を含む世帯数は令和8年をピークに増加し、以降は人口の減少にともない減少し、令和22年には6,743世帯となることが見込まれます。

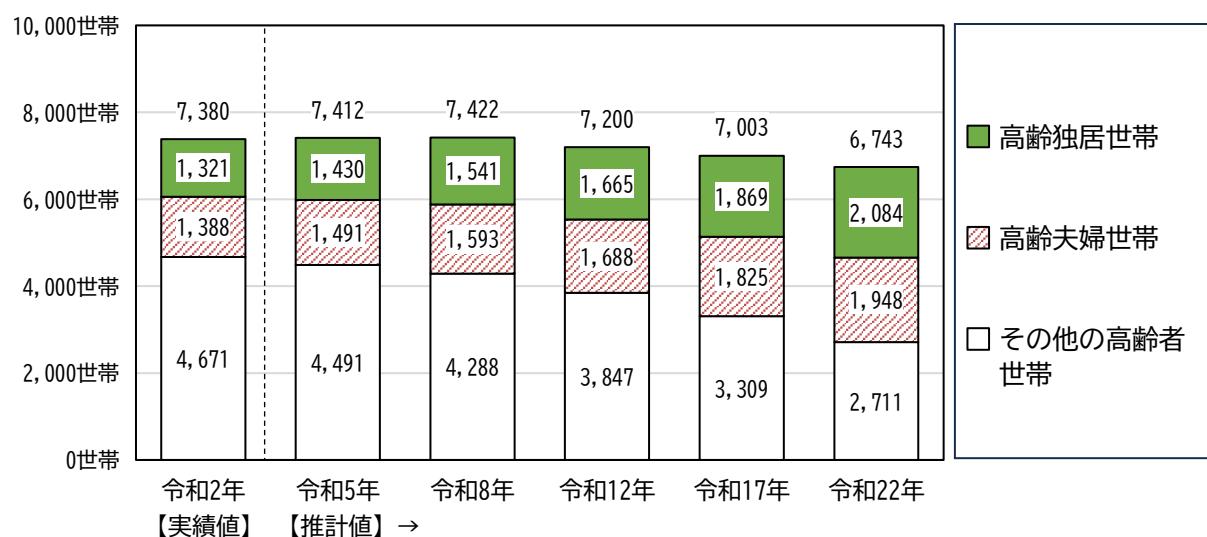
高齢者を含む世帯の内訳をみると、令和12年まではその他の高齢者世帯が過半数を占めているものの年々減少し、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯の割合が年々増加すると見込まれ、令和17年には、その他の高齢者世帯が過半数を下回ることが見込まれます。

■小千谷市の全世帯及び高齢者を含む世帯の推計



資料：国勢調査（地域包括ケア「見える化」システム）による推計

■小千谷市の高齢者を含む世帯数の推計

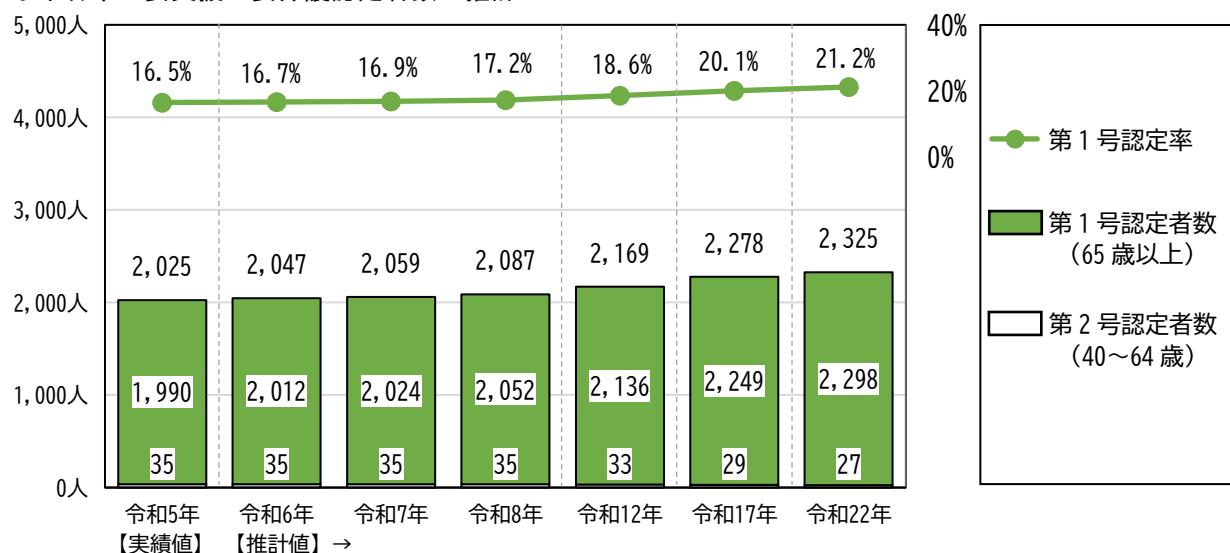


資料：国勢調査（地域包括ケア「見える化」システム）による推計

5 要支援・要介護認定者の推計

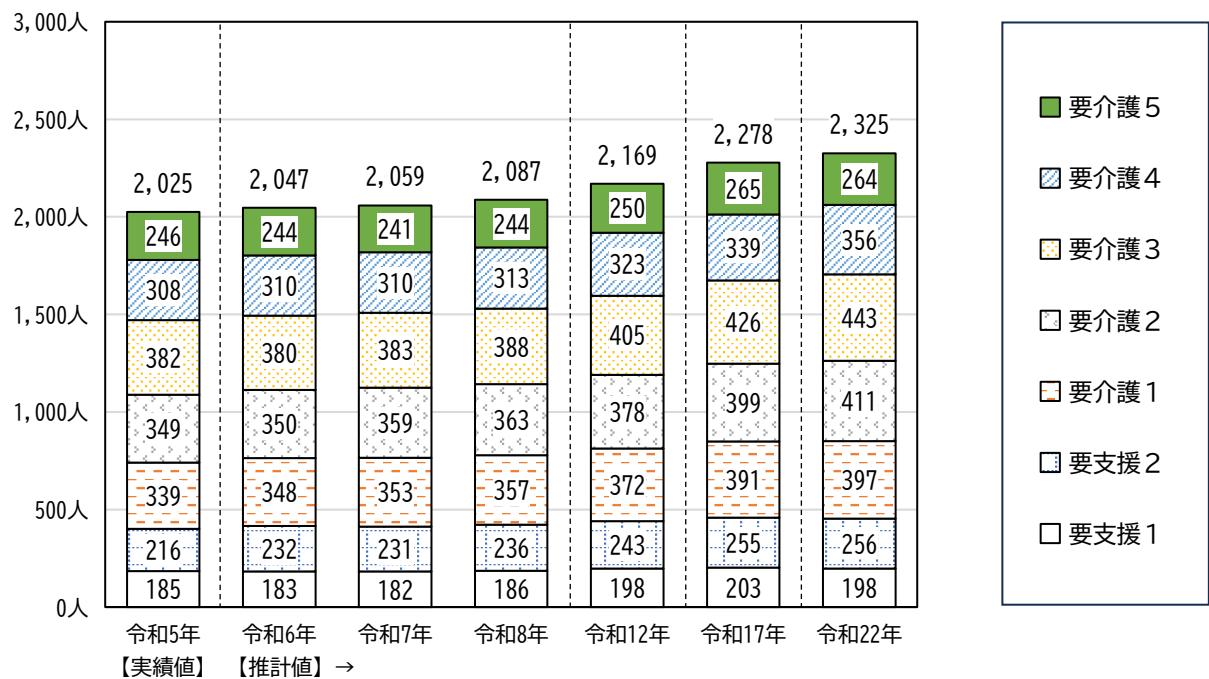
本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、当面は増加傾向で推移し、計画最終年の令和8年には2,087人となり、令和22年には2,325人となることが見込まれます。

■小千谷市の要支援・要介護認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

■小千谷市の要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

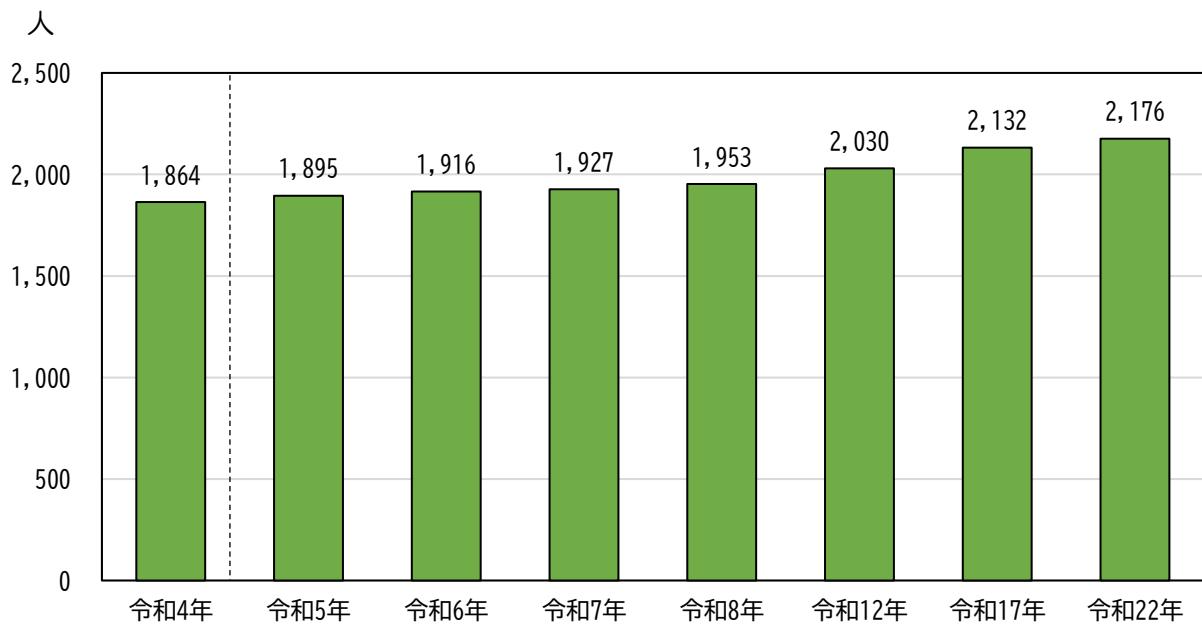
※第1号被保険者数については、住所地特例の被保険者が含まれるため、高齢者人口と一致しません。

※住所地特例とは、市外の施設に入所する場合に住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み。

6 認知症の人の推計

本市の認知症の人の推計（令和4年の要支援・要介護認定者に対する認知症の人の割合を要支援・要介護認定者の推計人口に乘じて算定）をみると、増加傾向で推移し、計画最終年の令和8年に1,953人となり、令和22年には2,176人となることが見込まれます。

■小千谷市の認知症の人の推計



【実績値】 【推計値】 →

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計（各年10月末）

第5節 高齢者を取り巻く主な課題

1 住み慣れた地域での自立した生活の継続

要介護状態となる主な原因としては、認知症、関節疾患、脳血管疾患、骨折・転倒が多くを占めており、これらの疾病及び重症化の予防は、要介護状態になることや要介護状態の重度化を防止するために重要です。そのためには、高齢者本人が自立の意識を持って心身の機能の維持向上に努め、要介護状態の前段階であるフレイル^{※2}状態に気づいて対処できるよう、啓発していくことが必要です。

高齢者の生活機能の低下は、認知機能やうつ傾向などの精神・心理面、筋力や口腔機能の低下などの身体面、そして、閉じこもりや孤立などの社会面と多岐にわたっています。そのため、人とのつながりを通じて社会参加し、生きがいを持てるよう、専門職や地域の関係者と連携して取組を進めていくことが必要です。

2 認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会

高齢化の進展に伴い、認知症の人は増加傾向で推移していくことが見込まれます。認知症の症状を理解できずに不適切な対応をとることや、認知症になると何もわからなくなるなどの誤解を生じやすい状況があるため、認知症の理解促進が必要です。

認知症は少しずつ進行し、症状が変化していきます。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、その人のできることを奪わずに、周囲の理解のもと、認知症の人とその家族を温かく見守る地域づくりや在宅生活が続けられる生活支援体制をさらに推進していく必要があります。

3 安心できる在宅生活の継続

安心して在宅生活をおくるためにには、高齢者やその介護者に対し、在宅生活のニーズに合った支援や生活機能の低下に配慮した住環境の整備、生活支援と住まいの一体的な提供が必要です。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯においては、日常生活に見守りや支援が必要な場合や、在宅生活に不安があっても家族などからの支援を受けることが困難な場合も多く、それらの世帯は増加していくことが見込まれます。そのためには、地域における見守りと連携が必要です。

※2 フレイル：「虚弱」とも言われ、加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下し、要介護になるリスクの高い状態。

4 複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な体制

地域包括支援センターに寄せられる相談においては、高齢者虐待や8050問題^{※3}などにより、いくつもの課題が複雑かつ複合化しています。そのため、地域や医療・福祉関係者に加え、関係機関・団体と役割分担を行いながら、包括的に対応していく必要があります。

また、多くの高齢者は在宅生活の継続において、雪かき、食事、通院や買い物など、家事を含む日常生活に不安を感じています。そのため、自助・互助・共助・公助の支援が一体となり、支え合う地域づくりが必要です。

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症などの高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護が連携した切れ目のないケアを提供する必要があります。在宅医療と介護の連携は、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症に係る対応、災害時や感染症の対応など様々な場面で求められています。

5 安定した介護サービスの提供

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、多くの高齢者が自分自身に支援や介護が必要になったときは、在宅サービスを利用した自宅での生活、さらに在宅での生活が困難になったときは、入居できる施設サービスの利用を望んでおり、それぞれニーズに対応した介護サービスの提供が求められています。

今後、高齢者人口が減少に転じても、引き続き高齢化率は上昇傾向になることが見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く自立した日常生活を継続できるよう、また、支援や介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、要支援・要介護者の自立支援と重度化防止のための介護サービスの確保及び質の向上が求められます。

6 介護を支える人材の確保と介護現場の生産性の向上

介護人材実態調査における、介護サービス事業所が事業展開する上で課題として、職員採用の応募が少ないとことや、職員の高齢化などによる介護人材の不足をあげています。これらの介護サービス事業所における人材の確保は、国・県においても喫緊の課題として取組を進めており、早急に対応する必要があります。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口が減少する中、介護現場の生産性を向上させるための取組を支援し、介護サービスの質の向上につなげていく必要があります。

7 災害や感染症に対する備え

介護サービス事業所は災害発生や感染症の流行時においても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築することが求められています。

地域においても、災害時の避難体制や感染症の拡大を防止するための取組など、在宅生活をおくる高齢者の安全を支援する必要があります。

※3 8050問題：引きこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後の引きこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態で、経済難からくる生活困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、これまでの計画の考え方を継承し、施策の推進を図ることから、次のとおりとします。

ふれあい支えあい 高齢者が健やかに 安心して暮らせる活力あるまち おぢや

本市では、第五次小千谷市総合計画（平成28年度～令和7年度）において、昭和55年3月に市民憲章として制定した「市民のねがい」を基本理念として、社会情勢の変化を的確にとらえ、豊かな自然と調和した生活環境のもと、健康で生きがいのある生活が営めるまちづくりを進めています。

また、基本理念をもとに、都市像をあらわすキャッチフレーズを「～ひと・技・自然～　暮らして実感　地域の宝が輝くまち　おぢや」とし、震災を乗り越えた経験や豊かな自然と誇れる技術（産業）を活かしながら、市民一人ひとりが輝き、持続する都市を目指しています。

高齢者福祉分野を含む基本目標としては「子育てにやさしく健康長寿で支えあうまちづくり」を定めており、本計画はこれらの考え方を踏まえ、これまでの小千谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を継承し、施策の推進を図ります。

第2節 計画の基本方針

本市では、「ふれあい支えあい 高齢者が健やかに安心して暮らせる活力あるまち おぢや」という基本理念の実現に向け、高齢者を取り巻く主な課題（第2章第5節）に対応するため、7つの基本目標を掲げます。

団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、それぞれの基本目標に即した施策を展開することにより、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの具現化を引き続き目指します。

1 基本目標

基本目標1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進

高齢者の身体活動、栄養、口腔、社会参加など多角的な視点から、フレイル状態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療や介護予防サービスなどにつなげます。

また、個人の健康状態などに合わせた多様なサービスを利用することで、住み慣れた地域での自立した生活を支援し、介護予防・重度化防止を推進します。

生活機能低下の予防に向けては、高齢者への意識啓発と介護予防に資する「通いの場」を充実させるとともに、生きがいを持った生活をおくるための環境や居場所、地域づくりを促進します。それらの活動をより効果的に推進していくために、リハビリテーション専門職も関与しながら、高齢者の状態に応じた支援を継続して提供していきます。

基本目標2 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進

認知症施策推進大綱及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえながら、認知症の人もそうでない人も同じ社会で共に生きる「共生」と、認知症の発症と進行を遅らせる「予防」を両輪として、認知症施策を総合的に推進します。

そのため、認知症の人やその家族が安心して生活していくために、地域、企業、学校など幅広い地域社会への認知症の理解促進に取り組みます。

また、高齢者の「通いの場」などにおいて認知症予防につながる効果的な活動や、認知症の人の早期発見・早期対応のため、かかりつけ医や地域包括支援センターなどと連携して対応することで、認知症の状態に応じた適切な医療・介護・生活支援のサービスにつなげます。

さらに、認知症の人が得意なことを生かし役割を持つことで症状が安定し、家族の負担軽減にもつながることから、そのニーズと支援をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 安心を支える在宅生活の支援

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、高齢者やその介護者に対し、それぞれのニーズに即した在宅福祉サービスや、生活支援と住まいが一体的に確保できる体制を提供し、在宅生活に不安が生じても必要なサービスを選択し、利用できるよう支援します。

生活困窮や社会的な孤立、ひとり暮らしへの不安などの今後の生活に困難を抱える高齢者などに対し、地域の見守り体制を強化します。

基本目標4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの分野の枠や、「支える」「支えられる」といった関係性を越え、多様なサービスと支援を連動して提供していきます。人や社会とつながり、生きがいや役割を持ちながら、支え合える地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進します。特に相談の入口となる地域包括支援センターを中心とし、支援のコーディネートとネットワークの強化により、高齢者虐待防止の取組や複合化したニーズに対応します。

また、地域住民の主体的な活動を促進し、雪かき、通院や買い物のための支援など生活上の困難を抱える方への生活支援体制の整備や地域における支え合い活動の推進に取り組みます。

在宅医療と介護の切れ目のないケアのためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、地域における関係機関・団体の連携を推進します。

基本目標5 介護サービスの充実

支援や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに対応した介護サービスの提供に努めます。

介護保険制度の理念である要介護者の自立支援と重度化防止のため、在宅サービスと施設サービスの連携を強化し、介護サービスの質の向上や適正な介護サービスの提供に向けた介護サービス事業所への支援を行います。

基本目標6 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

介護サービス事業所や県と連携し、小・中・高等学校の生徒・学生・保護者及び教職員に対し、介護現場の体験、研修、キャリア教育など、介護職の魅力ややりがいを発信し、介護についての関心や就業への機会を高める取組を継続します。

また、外国人を含めた介護人材の確保及び介護職員の定着を図るための支援を推進するとともに、介護サービス事業所が職員の負担軽減を図るなど、生産性を向上するために行う業務効率化についても、県と連携して必要な支援を行います。

基本目標7 災害や感染症対策に対応した連携の推進

介護サービス事業所は、災害や感染症が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、緊急事態に備えています。

そのため、災害や感染症の発生時に管内の介護サービス事業所が、業務継続計画に基づき速やかに対応できるよう、関係機関・団体と連携して助言や情報提供など、必要な支援を行います。

また、災害や感染症の発生時に備えるだけでなく、被害や流行を最小限に抑えるため、平時からの事前準備など、小千谷市地域防災計画及び小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市民や関係機関・団体と連携して対応します。

2 施策体系

課題	基本目標	施策展開
1 住み慣れた地域での自立した生活の継続	1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進	1 保健事業と介護予防の一体的な取組による重度化防止 2 専門職の関与による効果的な活動展開 3 多様なサービスによる介護予防・日常生活支援総合事業の充実 4 高齢者の社会参加の促進
2 認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会	2 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進	1 地域、企業、学校など幅広い地域社会への理解促進 2 認知症予防につながる活動の推進 3 認知症の状態に応じた適切な医療・介護・生活支援などの連携の推進 4 本人・家族のニーズと支援をつなぐ仕組みづくり
3 安心できる在宅生活の継続	3 安心を支える在宅生活の支援	1 在宅生活を支えるサービスと介護者への支援 2 住まいと生活の一体化的提供 3 地域の見守り体制の強化
4 複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な体制	4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現	1 地域包括ケアシステム推進 2 地域包括支援センター機能の充実 3 地域での支え合いの推進と体制整備 4 在宅医療と介護の一体的な連携の推進 5 高齢者虐待防止対策の推進
5 安定した介護サービスの提供	5 介護サービスの充実	1 介護サービス基盤の現状 2 介護サービス基盤の確保 3 介護サービスの質の向上及び適正な量の提供 4 低所得者などへの対応
6 介護を支える人材の確保と介護現場の生産性の向上	6 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進	1 介護サービス事業所と連携した取組の実施 2 県と連携し、外国人を含めた介護人材確保に向けた取組 3 介護現場の生産性の向上
7 災害や感染症に対する備え	7 災害や感染症対策に対応した連携の推進	1 介護サービス事業所などとの連携の推進 2 災害や感染症に対する備えの周知及び啓発

3 日常生活圏域^{※4}の設定

本市では、昭和の市町村合併により現在の市域が概ね形成され、平成の市町村合併はせずに現在に至っています。また、市内を南北に流れる信濃川を挟み、中心市街地が形成され、市内の移動については、特別豪雪地帯の指定を受け、冬期間の積雪量が多いものの、自動車でおおむね30分以内での移動が可能です。

また、市街地を中心として一体的に日常生活圏域が形成され、生活や医療・介護に必要なサービスの提供が確保されています。

このような背景により、第8期介護保険事業計画までの日常生活圏域の設定では、市内を「1圏域」として設定してきました。

第9期介護保険事業計画においても、推計人口、医療・介護サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することから、引き続き市内を「1圏域」として設定し、計画の目標達成に向けた施策・事業を推進します。



※4 日常生活圏域：当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案して定めるもの。

第4章 施策展開

第1節 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進

1 保健事業と介護予防の一体的な取組による重度化防止

(1) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

何らかの介護予防の支援を必要とする者を把握するため、心身の状況を判定する生活機能調査や高齢者の「通いの場」、健診現場との連携により収集した情報を活用し、介護予防把握事業を実施します。その中で生活機能が低下した該当者を介護予防事業へつなげます。

■介護予防把握事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
生活機能調査実施者数(人)		1,189	1,178	1,246	1,350	1,434	1,496
生活機能低下の該当者数(人)		382	344	330	351	373	389

※実施方法

75～84歳の検診未申込者に実施

②フレイル予防事業

保健事業と介護予防の一体的な取組として、高齢者の「通いの場」に保健師や看護師などが出向き、健康教育とフレイル状態の早期発見のための自己チェックなどを行います。

その3か月後に介護予防相談会を開催し、意識や行動の変化を評価します。

■フレイル予防事業

※令和5年4月から事業開始

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
健康教育	会場数(か所)	—	—	5	3	3	3
	参加人数(人)	—	—	61	45	45	45
介護予防相談会	会場数(か所)	—	—	5	3	3	3
	参加人数(人)	—	—	55	45	45	45

③介護予防相談会

高齢者の「通いの場」において筋肉スコア・握力測定を行いながら、その結果をもとに健康相談や運動指導などを行います。

■介護予防相談会

※令和5年度からフレイル予防事業分を除く

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		36	40	37	42	47	47
参加人数(人)		328	360	335	360	360	360

④介護予防普及啓発事業

高齢者の「通いの場」において、運動や食事、口腔などのフレイル状態を予防するための講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。

■介護予防普及啓発事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
総実施回数(回)		128	129	134	149	149	151
総参加人数(人)		1,695	1,915	2,074	2,173	2,173	2,196
口腔ケア教室	(回)	19	16	19	20	20	20
	(人)	240	239	281	280	280	280
栄養改善教室	(回)	19	22	19	20	20	20
	(人)	215	318	294	300	300	300
介護予防体操実践講座	(回)	53	58	64	65	65	65
	(人)	755	824	1,006	975	975	975
転倒予防講座	(回)	7	11	18	19	19	19
	(人)	165	248	313	323	323	323
生き生き長寿講座 ACP※含む	(回)	-	-	-	10	10	11
	(人)	-	-	-	100	100	110
認知症予防講座	(回)	30	22	14	15	15	16
	(人)	320	286	180	195	195	208

※ACP:人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族などや医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスで「人生会議」と呼びます。

⑤一般介護予防事業評価事業

それぞれの事業を効果的かつ効率的に実施するための体制やプロセス、達成状況などを検証しながら、一般介護予防事業の評価を実施します。

要支援・要介護認定率が高くなる分岐年齢付近に焦点を当てて、75～84歳の要支援の認定率の上昇を抑えることを目標とします。また、第1号被保険者（65歳以上）で新規に要介護認定を受けた人の平均年齢が上がることを、介護予防や生活支援資源の普及などの成果として評価していきます。

高齢者の社会参加の状況や高齢者の主観的な健康感、幸福感が高まるよう、事業展開の支援をします。

■評価指標

指標	年度	実績値(令和5は見込値)			目標値			データ出典
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
75～84歳の要支援(要支援1・2)の認定率 各年9月末		2.5%	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	小千谷市福祉課
新規要支援・要介護認定者の平均年齢(第1号被保険者)		83.3歳	83.1歳	83.2歳	83.3歳	83.4歳	83.5歳	小千谷市福祉課

■評価指標

指標	年	実績値		目標値	データ出典
		令和2	令和5	令和8	
週1回以上の社会参加※のある高齢者の割合		39.0%	39.6%	40.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
健康感(とてもよい、まあよい)回答者の割合		81.0%	81.1%	81.5%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
幸福感(10点中8点以上)回答者の割合		51.1%	48.9%	52.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

※社会参加:ボランティア、スポーツ関係、趣味、学習、通いの場、老人クラブ、町内会、収入のある仕事

(2) 生きがい対応型デイサービス事業（デイホーム）

おおむね65歳以上の高齢者の介護予防や生きがいづくりのため、週3回以上、地域の実情に応じたデイホームを開催します。地域の推進協議会など10団体に委託し、市内全地区の会場で実施します。地域の中で活動できる組織づくり、社会参加を促すための指導者やボランティアの育成を図り、身近な集会所で実施できるよう高齢者の「通いの場」として充実を図ります。

■生きがい対応型デイサービス事業(デイホーム)

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
会場数(か所)		27	28	26	26	27	27
登録者数(人)		830	798	799	800	810	820
利用延人数(人)		17,318	17,919	18,457	18,600	18,800	19,000

2 専門職の関与による効果的な活動展開

(1) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティアなどの人材育成や地域活動組織の育成・支援を行います。

デイホームの従事者やいきいきサロンボランティアなどを対象に、高齢者の「通いの場」において介護予防に資する運営が継続できるよう研修会などを行いながら支援します。

また、認知症の人を支える傾聴ボランティアの養成のための認知症高齢者見守り隊講座を実施します。

■地域介護予防活動支援事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
従事者育成活動	(回)	1	3	1	1	1	1
	(人)	14	43	20	20	20	20
認知症高齢者見守り隊 講座(傾聴ボランティア の養成)	(回)	2	3	3	3	3	3
	(人)	40	23	22	25	25	25

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、通所や訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場へ、リハビリテーションに関する専門職の関与を促進します。

デイホームにて作業療法士や理学療法士による技術的助言を行うことで、参加者の状態に合わせ、効果的な活動が継続して行えるよう支援します。

■地域リハビリテーション活動支援事業 「※」：新型コロナウイルス感染症影響有

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
生き生き生活実践講座(回)	※中止	※中止	9	10	10	10	10
転倒予防実践講座(回)	※中止	※中止	3	10	10	10	10

(3) 介護予防のための地域ケア個別会議

本人の自立支援に資するケアマネジメントの視点や、サービスなどの提供に関する知識、技術の習得とともに、地域に不足する資源など地域課題の発見や解決策につなげるため、リハビリテーションに関する専門職を助言者とした事例検討の会議を開催します。

■介護予防のための地域ケア個別会議

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施回数(回)		6	6	6	6	6	6
参加者数(人)		203	177	180	185	190	190

3 多様なサービスによる介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）の生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護などのサービスに加え、住民主体による支援なども含め、多様なサービスを展開します。

なお、令和3年4月から、要介護認定による介護給付サービスを受ける前から住民主体のサービスを利用していた場合、継続的に利用することが可能となっています。

①訪問型サービス

介護予防訪問介護に相当する現行相当サービスと、基準を緩和した身体介護を含まない事業援助のみのサービスAなど、多様なサービスを提供します。

うつ傾向や閉じこもりなどにより、健康管理の維持・改善が必要な方を対象に、看護師などの専門職が訪問して必要な生活指導などを行います。

■事業内容

区分	事業内容	実施主体
現行相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助	介護サービス事業所
サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活援助(調理・買い物・掃除など)	介護サービス事業所
	生活援助(洗濯・掃除・買い物に限定)	シルバーパートナーセンター
サービスC (短期集中予防サービス)	看護師などの専門職による健康管理維持のための定期訪問指導	小千谷市

■実績と計画

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
現行相当サービス	延件数(件)	407	386	310	320	330	340
サービスA【事業所】	延件数(件)	182	162	145	150	155	160
サービスA【シルバー】	延件数(件)	0	0	16	20	24	24
サービスC 【看護師などの専門職】	実人数(人)	3	4	3	4	4	4
	延人数(人)	24	31	24	32	32	32

②通所型サービス

介護予防通所介護に相当する現行相当サービス、基準を緩和したサービスとして入浴を含まないサービス A、デイホームを利用して交流や運動の機会を提供する住民主体のサービス B を提供します。

また、理学療法士の指導と介護予防機器を使用した体しゃっきり教室や、プールを活用したアクアチャレンジ教室、口腔機能向上のための歯つらつ教室により、多様な短期集中型のサービス C を提供し、セルフケアの定着と生活機能の維持向上に向けた支援を行います。

■事業内容

区分	事業内容	事業主体
現行相当サービス	介護予防通所介護相当	介護サービス事業所
サービス A (緩和した基準によるサービス)	入浴を除く、外出や交流を主とした介護予防通所介護	介護サービス事業所
サービス B (住民主体による支援)	デイホームを会場に週1回以上体操や交流などの活動	地域運営推進協議会 社会福祉協議会 など
サービス C (短期集中予防サービス)	体しゃっきり教室	医療機関
	アクアチャレンジ教室	民間事業所
	歯つらつ教室(教室方式・個別方式)	小千谷市・市内歯科医院

■実績と計画

「※」：新型コロナウイルス感染症影響有

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
現行相当サービス	延件数(件)	870	862	1,170	1,190	1,210	1,220
サービス A	延件数(件)	196	107	130	135	140	145
サービス B	延件数(件)	328	366	422	460	490	520
サービス C 【体しゃっきり教室】 (6コース延 66 回)	実人数(人)	32	26	32	35	38	41
	延人数(人)	241	240	255	308	352	396
サービス C 【アクアチャレンジ教室】 (2コース延 22 回)	実人数(人)	※中止	7	7	8	9	10
	延人数(人)	※中止	60	56	70	79	88
サービス C【歯つらつ教室】 (教室方式・3コース延 9 回)	実人数(人)	6	7	18	20	20	20
	延人数(人)	13	17	47	48	48	48
サービス C【歯つらつ教室】 (個別方式)	実人数(人)	2	0	2	5	5	5
	延人数(人)	6	0	6	15	15	15

③その他の生活支援サービス

社会福祉協議会などの配食サービス事業や、福祉会による友愛訪問事業などの継続を推進します。今後必要なサービスについては、生活支援体制整備事業の中で地域支え合いでの取組を推進します。

④介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や事業対象者に対して、心身の健康状態や生活機能、住宅環境、家族関係、本人の意欲などに応じて、本人が自立した生活をおくことができるよう、ケアプランを作成し、本人の望む暮らしにむけた支援を行います。

「介護予防のための地域ケア個別会議」などと連動し、多角的な視点から自立支援に向けたケアマネジメントを行います。

■ケアプランの作成

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
地域包括支援センター分(件)		801	861	900	920	950	960
市直営実施分(件)		51	49	57	67	71	75

4 高齢者の社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動への支援

生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなどの活動を通じ、高齢者が自らの知識や経験を活かし、地域貢献など多様な社会参加活動ができるよう研修や介護予防講座への講師派遣を行い、老人クラブ活動への支援をします。

■老人クラブ数及び会員数

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
老人クラブ数(クラブ)		71	69	65	65	65	65
老人クラブ会員数(人)		3,394	3,237	3,042	3,040	3,020	3,000

(2) 敬老会への支援

高齢者をいたわり合う地域社会づくりを支援するため、町内会などが開催する敬老会に対し補助金を交付します。

*対象年齢満75歳以上、当該年度に満75歳になる者を含む

■敬老会実施団体数及び対象者数【満75歳以上】

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施団体数(団体)		65	66	66	66	65	65
対象者数(人)		6,448	6,795	6,994	7,200	7,400	7,550

(3) 長寿者に対する祝い

長年、地域社会に貢献してきた方の労をねぎらい、さらなる長寿への励みにしてもらうため、米寿（88歳）及び百寿（100歳）の方に対し、祝い品などを贈呈します。

■長寿者に対する祝い

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
百寿祝該当者(人)		22	27	18	20	39	39
米寿祝該当者(人)		268	255	317	252	323	253

(4) 老人憩の家運営事業

高齢者の健康保持や教養の向上、レクリエーション、サークル活動などを自主的に行い、高齢者福祉を増進する場として施設の運営をします。なお、老朽化に伴い、（仮称）防災センターへ機能の移転を予定しています。

■老人憩の家利用者数【白寿荘】

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
60歳以上(人)		2,741	3,071	2,800	2,780	2,775	2,755
60歳未満(人)		348	513	600	600	590	580

(5) シルバー人材センターへの支援

高齢者の経験や技能に応じた仕事により、社会参加と就労の確保を促進するため、シルバー人材センターへの支援をします。

総合事業における訪問型サービスA事業を委託し、高齢者支援の担い手となり活躍する場を継続して支援します。

■シルバー人材センター

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
会員数(人)		378	382	385	388	391	394
受注件数(件)		2,175	2,302	2,307	2,312	2,317	2,322
就業延人数・請負分(人)		25,163	26,264	26,214	26,164	26,114	26,064

(6) 難聴者補聴器購入費助成事業

聴力低下者のコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。聞こえがよくなることは社会交流の維持につながり、認知症やうつ病の発症リスクの低減につながります。

■助成人数

※令和4年4月から事業開始

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計(人)	-	70	72	70	70	70	70
生活保護世帯・市民税非課税世帯	-	20	17	17	17	17	17
課税世帯	-	50	55	53	53	53	53

(7) 生涯学習の推進

高齢者の幅広い学習活動を支援するため、他団体の健康づくり事業などと連携を図りながら、市内7地区において高齢者学級を開催します。また、自主活動グループや公民館活動の充実を図ります。

■高齢者学級

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
参加者延人数(人)		2,230	2,302	2,881	2,900	3,000	3,100

(8) 体操教室

年間を通して定期的に運動する機会の提供として、「若返り健康教室」、「いきいき健康教室」をそれぞれ2会場、「いきいき健康クラブ」1会場を合わせて5会場で開催します。

また、集まりやすい地域の集会所を会場とした小単位での体操の「教室」を、町内が自主的に総合型地域スポーツクラブなどと連携しながら、8会場で行っています。

フレイル予防の観点から、リハビリテーションに関する専門職が関与した運動メニューを取り入れた効果的な活動を支援します。

■体操教室

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
若返り健康教室 参加者延人数(人)		3,502	4,079	4,300	4,500	4,500	4,500
いきいき健康教室 参加者延人数(人)		1,199	1,088	1,150	1,200	1,200	1,200
いきいき健康クラブ 参加者延人数(人)		1,434	1,584	2,000	2,100	2,100	2,100

(9) ボランティアグループ

社会福祉協議会が行う研修や講座など、ボランティア育成のための取組を支援します。また、長年にわたり培われた経験や能力を社会に還元するシニアボランティアの活動を支援し、高齢者が地域の中で役割と責任を実感できる活動を推進します。

■ボランティアグループ

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
ボランティア数(団体)		41	44	44	44	45	45
技術ボランティア		14	14	14	14	15	15
地域ボランティア		17	20	20	20	20	20
施設ボランティア		10	10	10	10	10	10
会員数(人)		577	604	612	615	625	625
技術ボランティア		157	155	158	160	170	170
地域ボランティア		295	337	341	340	340	340
施設ボランティア		125	112	113	115	115	115

第2節 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進

1 地域、企業、学校など幅広い地域社会への理解促進

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識や対応方法を理解することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援するための応援者を増やすための講座を開催します。これまでには、地域住民と学校教育の場において講座を開催していましたが、今後は高齢者の生活に密着している金融機関や商業施設などの企業においても、認知症に関する理解の促進を図るよう講座の開催の場を拡大します。

■認知症サポーター養成講座

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		3	4	16	10	10	10
受講人数(人)		225	75	507	300	300	300
認知症サポーター数(人)		2,887	2,962	3,469	3,769	4,069	4,369

(2) 認知症予防と介護の市民講座

認知症の人及びその家族などが地域において安心して暮らせるように、認知症の正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めてもらうための市民講座を開催します。

認知症になっても希望を持ち、尊厳を保持しつつ、社会の対等な構成員として暮らすことができる「共生社会」の実現に向けて啓発していきます。

■認知症予防と介護の市民講座 「※」：新型コロナウイルス感染症影響有

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		※中止	1	1	1	1	1
参加人数(人)		※中止	136	107	150	150	150

(3) 徘徊模擬訓練事業

モデル地域を選定し、関係機関と連携しながら、地域の特性に応じた徘徊模擬訓練を実施します。

訓練を通じて、適切な声のかけ方や見守り方を知ることで認知症への理解を深め、地域での見守り体制の構築に役立てます。

■徘徊模擬訓練事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施回数(回)		1	1	1	1	1	1
参加者数(人)		74	54	63	50	50	50

(4) 普及啓発事業

認知症に関する相談窓口となる地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなどを広く周知します。

また、毎年9月の認知症の日などの機会を捉え、関係機関・団体などと協力して認知症に関する情報発信やオレンジライトアップなどの取組を行うことで、認知症への理解と関心を促進します。

区分	年	実績値		目標値	データ出典
		令和2	令和5		
地域包括支援センターの認知度		25.3%	27.7%	28.0%	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査
認知症の相談窓口の認知度		32.6%	30.8%	33.0%	

2 認知症予防につながる活動の推進

(1) 高齢者の「通いの場」などの充実

運動や生活習慣病の予防、社会参加などが、認知症予防に効果があることから、高齢者の「通いの場」や健康教室などが身近なところで開催でき、認知症予防につながる活動ができるよう運営を支援します。

また、認知症予防の講座の開催や社会参加・交流などが継続的に行えるよう活動内容を充実します。

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業の活用

高齢者の「通いの場」の利用者や従事者などに対し、リハビリテーションに関する専門職が技術的な助言を行いながら、認知症予防につながる活動が効果的に行えるよう支援します。

3 認知症の状態に応じた適切な医療・介護・生活支援などの連携体制の推進

(1) 認知症ケアパス（オレンジガイド）の作成と活用

認知症の症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するための認知症ケアパス（オレンジガイド）支援ガイド（ケアパス）を作成し、関係機関とともに普及啓発と連携のためのツールとして活用します。

■認知症ケアパス（オレンジガイド）の作成と活用

区分	年度	実績値（令和5は見込値）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
発行部数(部)		2,200	2,300	2,400	2,400	2,400	2,400

(2) 認知症地域支援推進員との協働

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターや若年性認知症コーディネーターとの連携を強化します。また、かかりつけ医やボランティアなど地域の連携づくりや認知症ケアパス（オレンジガイド）の作成・活用促進、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行います。

(3) もの忘れ心配相談室

認知症を早期に発見し、医療や介護サービス、社会参加など適切な支援につなげるために認知症地域支援推進員による定期的な相談会を開催します。

■もの忘れ心配相談室

区分	年度	実績値（令和5は見込値）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		14	11	10	12	12	12
相談人数(人)		18	14	10	12	12	12

※月1回開催しているが、実績は利用のあった回数を計上

(4) 認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援チームが認知症やその疑いのある方、その家族に対し支援を行うとともに、適切な医療・介護サービスに速やかにつながるよう認知症サポート医などと連携を進めます。

■認知症初期集中支援チーム活動

区分	年度	実績値（令和5は見込値）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支援者数(人)		2	1	3	3	3	3
医療または介護サービスにつながった者(人)		2	1	3	3	3	3

(5) 認知症カフェ事業

認知症の人やその家族、地域住民、専門職の交流の場を提供し、情報提供や仲間づくり、気軽に相談できる機会と地域への理解促進を図ります。市内4か所において開催しています。

■認知症カフェ事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		10	22	40	44	44	44
参加者数(人)		96	149	290	330	360	390

(6) 認知症対策推進検討会議（徘徊 SOS ネットワーク会議）

認知症専門医師、介護保険事業所、患者家族、民生委員・児童委員、傾聴ボランティア、関係行政機関などで組織しています。地域の実態を共有するとともに、認知症の人とその家族の思いを聴いて、地域課題と対策の検討及び連携強化、地域の見守り体制の構築のための検討会議を年2回開催し、地域ケア体制を充実します。

(7) 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が十分でなく、かつ成年後見制度の利用が有効と認められるものの、親族による申立てができるない方に対して、市長による申立ての支援を行います。成年後見制度利用支援ネットワーク連絡会議を通して、関係機関と連携し、申立て手続きの支援を行います。

また、経済的な理由により制度の利用が困難な方に対し、申立て費用や後見人などの報酬を助成します。

■成年後見制度利用支援事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
市長による申立て(件)		2	1	2	3	3	3
申立て費用の助成(件)		0	0	0	1	1	1
後見人など報酬の助成(件)		2	2	3	4	4	4

4 本人・家族のニーズと支援をつなぐ仕組みづくり

(1) 認知症高齢者見守り隊講座

認知症センター養成講座にステップアップのための傾聴や認知症の人との交流の内容を加えた「認知症高齢者見守り隊講座」を開催し、傾聴ボランティア（認知症高齢者見守り隊＜笑和会＞）として活動する人を養成します。

■認知症高齢者見守り隊講座

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
講座開催回数(回)		2	3	3	3	3	3
講座実受講者数(人)		40	23	22	25	25	25
講座延受講者数(人)		56	40	43	50	50	50

(2) 認知症高齢者見守り隊（笑和会）活動

笑和会は、認知症高齢者見守り隊講座を受講した人の中から、認知症の人やその家族の話を丁寧に聞く傾聴ボランティアとして活動する団体です。自宅に訪問し、話を聞くことで本人の精神的な安定と家族の負担の軽減を図ります。認知症の人やその家族の支援ニーズに合わせて活動する「チームオレンジ^{※5}」の役割を担っています。主体的にボランティア活動ができるよう笑和会の育成や会の運営を支援します。

■認知症高齢者見守り隊（笑和会）活動

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
笑和会全体研修(回)		2	2	2	2	2	2
笑和会登録者数(人)		32	34	29	30	32	34
傾聴ボランティア活動回数(回)		115	79	75	80	85	90

※笑和会登録者数は年度当初人数

※5 チームオレンジ：認知症センターがステップアップのための研修を受講し、認知症の人やその家族のニーズを把握しながら、それを踏まえた具体的支援を行うチームです。

(3) 認知症見守り事業

認知症などにより、行方不明になった人を早期に発見・保護できるように事前に本人の特徴や緊急連絡先の情報を登録し、小千谷警察署及び地域包括支援センターと共有することで保護した際に身元確認と家族への連絡が迅速にとれる体制を整えています。希望者には登録ナンバー入りの反射ステッカーを交付します。

■認知症見守り事業

※令和3年7月から事業開始

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
年度末登録者数(人)		14	22	28	32	36	40
年度末ステッカー交付者数(人)		14	22	28	32	36	40

第3節 安心を支える在宅生活の支援

1 在宅生活を支えるサービスと介護者への支援

(1) 除雪援助事業

労力的・経済的に自力での除雪が困難な高齢者世帯などに対し、冬期間の生活の安全確保及び自立した生活の支援を行うため、屋根の雪下ろしとそれに伴う避難口確保の玄関前除雪にかかる除雪費用の一部を助成します。

■除雪援助事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用世帯数(世帯)		352	387	380	390	400	405

(2) 通院等支援サービス事業

要介護1から5の認定を受け、一般の交通機関を利用しての外出が困難な市民税非課税の方に対し、医療機関への通院や在宅福祉サービス（通所介護・短期入所生活介護など）の通所のためのタクシー券を交付し、外出を支援します。

■通院等支援サービス事業【要介護1～2】 交付枚数：住居地により、24枚、30枚、36枚のいずれかを交付

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
交付実人数(人)		126	136	163	165	168	170
利用延回数(回)		700	824	1,015	1,025	1,045	1,060

■通院等支援サービス事業【要介護3～5】 交付枚数：住居地により、48枚、54枚、60枚のいずれかを交付

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
交付実人数(人)		168	157	160	160	160	165
利用延回数(回)		1,047	898	1,000	1,000	1,000	1,005

(3) 老人医療費助成事業

65歳から69歳までのひとり暮らしや寝たきり状態にある低所得の方に対し、医療費の自己負担額の一部を助成します。

■老人医療費助成事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
年度末受給者数(人)		15	11	9	10	10	10
支給金額(円)		421,931	401,325	365,000	380,000	380,000	380,000

(4) 介護手当の支給

在宅介護の経済的・身体的・精神的な負担を軽減するため、要介護3以上の高齢者を在宅介護している方に対し、介護手当を支給します。

■介護手当の支給

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
手当受給者数(人)		321	340	350	350	350	355
支給月数(月)		2,475	2,423	2,440	2,440	2,440	2,470

(5) 介護用品給付事業

住民税非課税世帯に属する、要介護3以上の高齢者を在宅介護している方に対し、介護衛生用品を購入するための給付券を交付します。

■介護用品支給事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
交付実人員(人)		64	63	64	64	64	65

(6) その他のサービス

①火災警報器の給付

おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者などの世帯に、火災警報器を給付します。

②福祉電話の設置

電話設備のないおおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに、安否確認や各種の相談を行うため、固定電話回線の設置及び使用にかかる費用の一部を助成します。

③生活管理指導短期宿泊サービス事業

要介護認定を受けていない高齢者で基本的生活習慣に支援や指導が必要な方に対し、一時的に養護する必要がある場合、短期間の施設入所(年2回まで・1回あたり7日以内)により、日常生活に係る支援を行います。

2 住まいと生活の一体的な提供

(1) 施設福祉事業

①養護老人ホーム

1か所の養護老人ホームが設置されています。老人福祉法に規定する養護老人ホームは、環境及び経済的な理由から在宅生活を送ることが困難な高齢者が入所する施設です。軽度要介護状態になっても、介護保険法による外部サービス利用型特定施設のため、入所継続が可能です。入所者の介護と自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、養護老人ホームの効率的な運営を推進します。

■養護老人ホーム

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
定員数(人)		50	50	50	50	50	50
年度末入所者数(人)		40	39	39	40	41	42

②地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

5か所の地域密着型介護老人福祉施設が設置されています。地域密着型介護老人福祉施設（入所定員 29 人以下）は、市内に住所を有する方の介護施設として、入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をています。

■地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
定員数(人)		145	145	145	145	145	145

③ケアハウス（軽費老人ホーム）

2か所のケアハウス（軽費老人ホーム）が設置されています。1か所は外部の介護サービスを利用する施設であり、もう1か所は、地域密着型介護専用型特定施設として要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

■ケアハウス（軽費老人ホーム）

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
定員数(人)		59	59	59	59	59	59

④サービス付き高齢者向け住宅

1か所のサービス付き高齢者向け住宅が設置されています。混合型特定施設として入居者に対し、安否確認、生活相談、入浴、排泄、食事などの介護やその他の日常生活上の世話を行います。

■サービス付き高齢者向け住宅

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
定員数(人)		50	50	50	50	50	50

⑤介護付き有料老人ホーム

令和6年度に1か所の介護付き有料老人ホームが開設されます。入居者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

■介護付き有料老人ホーム

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
定員数(人)		0	0	0	30	30	30

(2) 高齢者住宅整備費補助金

要支援、要介護状態にある高齢者の身体状況に合った改修を行うことで、在宅での暮らしを長く続けることができるよう、住宅の改修費用や階段昇降機、ホームエレベーターの設置費用の一部を助成します。

■高齢者住宅整備費補助金

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
交付件数(件)		2	4	5	5	5	5
補助金交付額(円)		378,000	573,000	927,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000

(3) 住宅改修支援事業

住宅改修の効果的な活用を図るため、ケアマネジャーなどによる住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に対する助言を行うとともに、住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行います。

■住宅改修支援事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
作成件数(件)		1	1	1	1	1	1

3 地域の見守り体制の強化

(1) 高齢者見守り相談サービス事業

常時見守りが必要な65歳以上のひとり暮らし世帯などに、心配事相談や火災警報、緊急時の通報など24時間対応の見守り相談装置を貸与します(市民税非課税世帯は利用料無料、課税世帯は自己負担あり)。電話回線を利用し、市の委託業者が緊急時の対応を行います。

■高齢者見守り相談装置の設置

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
年度末設置台数(台)		106	109	113	116	120	122
非課税世帯		99	102	106	108	112	113
課税世帯		7	7	7	8	8	9

(2) 地域との連携強化

① 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は高齢者の自立した生活を支えるため、ひとり暮らし高齢者などへの見守り訪問を行っています。

民生委員・児童委員活動を通じて把握された情報から、必要な保健・福祉・介護サービスが速やかに提供されるよう、地域包括支援センターなどと連携を図りながら、次の支援を行います。

- 地域住民への保健・福祉情報の提供
- 助け合い、話し相手などの社会資源の紹介
- 高齢者現況調査の実施
- 避難行動要支援者情報の把握
- 緊急時の協力体制の確立

② 救急搬送時の連携

民生委員・児童委員の協力により整備する高齢者台帳を行い、高齢者本人から緊急時の情報提供の同意を得ることで、緊急搬送時に親族への連絡がスムーズに行えるよう連携を図ります。

併せて、社会福祉協議会が実施する「救急医療情報キット^{※6}」の活用を促進します。

■ 緊急時の情報提供の同意

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
高齢者独居世帯など(世帯)		1,314	1,361	1,409	1,450	1,500	1,550
情報提供同意者(人)		1,092	1,111	1,143	1,182	1,230	1,280
情報提供同意者率(%)		83.1	81.6	81.1	81.5	82.0	82.6

③ 地域ボランティアや町内会などの連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、郵便局などの民間団体やボランティアなどによる支援や協力が求められています。

本市では、地域ボランティア活動の促進に向け、次の取り組みを推進します。

- 社会福祉協議会と連携した福祉会・ボランティア活動の育成支援
- ボランティア活動の情報発信や啓発
- 郵便局や新聞配達業者などの民間団体との連携の強化
- 地域支え合い活動の推進

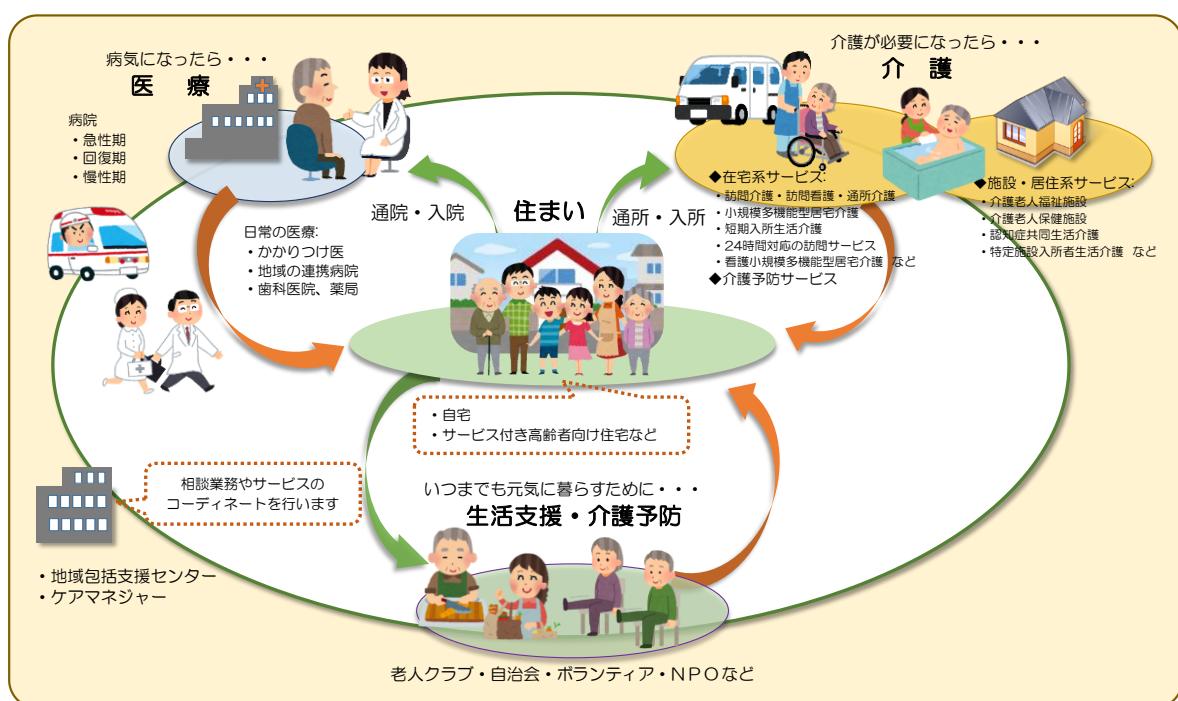
※6 救急医療情報キット：救急時に備え、かかりつけ医などの医療情報や緊急連絡先の情報を入れる専用容器

第4節 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現

1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである『地域包括ケアシステム』を着実に推進します。

推進にあたっては、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など分野の枠や「支える」「支えられる」といった関係性を超えた『地域共生社会』の実現に向け、多様なサービスと支援を連動して提供します。



参考資料：厚生労働省

2 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは、地域の高齢者の困りごとに関する総合相談支援業務、関係機関とのネットワークづくりなどの業務を担っています。

医療や介護を必要とする人がさらに増加することが見込まれ、地域における多職種の支援ネットワークづくりや支援対象者のケアマネジメントの質の向上を担う中核としての活動が求められています。そのため、法人に委託している地域包括支援センターの職員数を平成29年度に3人から4人へ、令和元年度に5人へと体制を強化しています。専門性を生かした支援のコーディネートとネットワークの強化により、複合化したニーズに対応するよう機能の充実を図ります。

また、市民の身近な相談拠点となるよう、市民や関係機関などに広く周知するよう努めます。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業の対象者が、要支援・要介護状態となることを予防するため、心身の状況や環境に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業や社会資源を包括的かつ効率的に提供します。

介護予防ケアマネジメントの委託については「小千谷市におけるケアマネジメントの基本方針」などに基づき、支援します。

(2) 総合相談支援事業

初期段階で高齢者及び介護者の多種・多様な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともにワンストップサービス拠点として機能するよう努めます。

地域包括支援センターを市役所庁舎内に設置しているため、介護予防・介護保険担当部署に限らず、障がい、生活困窮者支援、住宅に関する部署ともスムーズに連携が図れる利点を活かし、複雑・複合化する相談に対し、各部署との連携を図り、対応します。

■地域包括支援センターへの相談件数

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
相談実人数(人)		617	670	750	755	760	765
相談延件数(件)		1,930	2,624	2,680	2,700	2,710	2,720

①地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者に対し、幅広いニーズ把握により必要な支援につなげ、継続的な見守りを行っていくために、地域におけるさまざまな関係者とネットワークの構築を図ります。

②高齢者実態把握

総合相談をきっかけに居宅訪問や、家族及び同居していない家族からの情報収集、さらに必要に応じて民生委員・児童委員、近隣住民、郵便局、新聞販売店、商店、調剤薬局などの連携を図り、高齢者の心身の状況や家族の状況から様々なニーズを把握します。

また、高齢者現況調査の未把握者への実態把握など、市が計画する調査を行います。

(3) 権利擁護事業

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と高齢者虐待を防止するために次の事業を実施します。

①成年後見制度の活用

財産や権利を守るために、成年後見制度の活用を支援します。

②高齢者虐待への対応

「小千谷市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、必要に応じて高齢者の保護や養護者への支援を行います。

③消費者被害の防止

地域における消費者被害情報を把握し、被害を未然に防止するために専門機関と定期的な情報交換やおぢや消費者被害防止ネットワーク会議に参加し、民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどに情報提供を行います。

④権利擁護のための普及啓発

高齢者の尊厳を大切にして、暮らしやすい地域づくりのため、権利擁護に関する講話を実施するなど普及啓発を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の心身の状態や生活環境の変化に応じて、介護・医療・生活支援など多様な社会資源を高齢者本人の自己決定に基づき、支援者がコーディネートし、高齢者のセルフケアの実践や必要な支援を切れ目なく活用できるよう援助する基盤を整備していくことが包括的・継続的ケアマネジメント支援です。

①個別指導・相談

ケアマネジメントの実践力を向上するために、ケアマネジャーなどの日常的業務の実施に関し、個別指導、相談対応を行います。

②支援困難事例への指導・助言

ケアマネジャーなどが抱える支援困難事例について、具体的な支援方針と一緒に検討し、指導・助言などを行います。また、ケアマネジャーなどからの依頼により困難事例検討会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメントに関する支援の調整を行います。

③包括的・継続的なケア体制の構築

在宅や施設での入退所、病院の入退院を通じ、地域における包括的・継続的なケアを実施するため、介護・福祉・保健・医療などの関係機関との連携意識を醸成し、地域のケアマネジャーなどとのケア体制の構築を支援します。また、ケアマネジャーなどが地域における生活支援の仕組みや助け合い、健康づくりや交流促進のための居場所、ボランティア活動などの地域における社会資源を活用できるように整えます。

④ケアマネジャーのネットワークの充実

市内で活動するケアマネジャーらが相互の情報交換などを行う介護支援専門員会議などにて、合同で地域課題の解決などに取り組めるようにネットワークを充実します。

(5) 地域包括ケア会議の充実

地域ケア会議を通じて、医療・介護などの多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図ります。

■ 地域ケア会議の開催

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		5	6	6	6	6	6

3 地域での支え合いの推進と体制整備

(1) 生活支援コーディネーターの配置と生活支援協議体の設置

地域に不足している生活支援を作り出し、担い手となる人の養成などを行うため、生活支援コーディネーターを配置します。全市的な取組を推進するための第1層コーディネーターと、中学校区単位に第2層コーディネーターを配置・育成し、生活支援体制の充実を図ります。

町内会や民生委員・児童委員など多様な関係者と協働による地域づくりに取り組むため、生活支援協議体を設置します。生活支援コーディネーターとともにニーズ把握や課題の共有、地域支え合いの仕組みづくりの検討などを連携して行います。

■ 生活支援コーディネーター・生活支援協議体の配置

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
第1層生活支援協議体		1	1	1	1	1	1
第1層生活支援コーディネーター(人)		1	1	1	1	1	1
第2層生活支援協議体		6	5	5	5	5	6
第2層生活支援コーディネーター(人)		9	10	10	10	10	10

(2) 地域で支え合う支援体制

①配食サービス

社会福祉協議会において、在宅のひとり暮らし高齢者などに対し、地域ボランティアの支援による配食サービスを実施するほか、民間事業者などの配食サービスにより食事の提供と見守りを行います。

②生活支援センター事業「あちこたネットおぢや」

社会福祉協議会が実施する「あちこたネットおぢや」では、地域住民の力を借り、高齢者などの掃除やゴミ出し、雪かきなど生活の困りごとをセンターが支援します。

■生活支援センター事業「あちこたネットおぢや」

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
センター登録者数(人)		79	79	83	83	86	88
利用延件数(件)		859	853	900	950	1,000	1,000

③地域における支え合い活動

町内会や福祉会など地域住民による支え合いの組織や仕組みにより、高齢者などのゴミ出しや買い物支援、見守りなど支え合い活動を推進します。

■地域における支え合い組織

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支え合い組織数(団体)		15	19	19	20	20	21

4 在宅医療と介護の一体的な連携の推進

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方が必要となっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を推進します。

(2) 在宅医療介護連携協議会

市内の医療及び介護の関係団体の多職種の代表者による協議会を年2回開催し、在宅医療・介護の現状分析と課題の抽出、解決策の検討などを行います。

「医療や介護が必要になっても、小千谷で自分らしい暮らしを続ける」ことを目指す地域像として、①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取り支援について多職種連携を深めます。また、認知症の対応力の強化と災害時や感染症の対応を加え、地域包括ケアシステムの活性化を図り、協力体制の整備や住民意識の向上に努めます。

なお、これらの取組については、在宅医療・介護連携支援センターや在宅歯科医療連携室など、協議会委員で構成する在宅医療介護実務者会議を定期的に開催し、企画・評価します。

(3) 多職種連携の推進

医療及び介護関係者に対して研修会を開催します。グループワークなど参加型の手法を取り入れ、在宅医療介護の人材育成や顔の見える関係づくりを行うことで、連携体制の強化を図ります。

「おぢや入退院支援連携ガイド」、嚥下調整食分類に関する「小千谷地域食支援連携ツール」、ACP を含む看取り支援に関する「わたしの想い生き方ノート」などの活用や、医療・介護関係者間の情報共有ツールなどの整備を推進します。

■多職種連携研修会

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		1	1	1	1	1	1
参加人数(人)		64	75	61	80	80	80

(4) 市民への啓発

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護に関する講演会の開催などにより、市民への意識啓発を図ります。

■市民への啓発講演会 「※」：新型コロナウイルス感染症影響有

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)		※中止	※中止	1	1	1	1
参加人数(人)		※中止	※中止	100	100	100	100

(5) 在宅医療・介護連携相談支援

在宅医療・介護連携支援センターの相談支援機能を有効活用するため、小千谷総合病院に地域の在宅医療、介護、生活支援の連携を支援する相談業務を委託しています。

在宅医療と介護の連携を支援する拠点として、医療・介護関係者、地域包括支援センターなどからの在宅医療・介護サービスに関する相談を受け付け、連携調整や情報提供を行います。例えば、要介護者のレスパイト入院^{※7}や、認知症患者の短期入所先などの相談に対応します。

5 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化として、小千谷市高齢者虐待対応マニュアルを活用した関係者とのネットワークを推進するために、高齢者虐待防止対策推進会議を年1回開催し、虐待防止に関する周知、関係者間の連携により問題解決機能の向上を図ります。

また、虐待対応ケア会議などを通じて、養護者などや養介護施設従事者による高齢者虐待への対応を強化し、防止対策を推進します。

※7 レスパイト入院：介護者の病気や入院、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院の受け入れを行い、介護者の負担軽減を図る仕組み

第5節 介護サービスの充実

1 介護サービス基盤の現状

小千谷市介護保険サービス種類別事業所数の推移（各年度末）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込値)	
	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	9	-	9	-	9	-
介護予防支援	1	-	1	-	1	-
居宅サービス	36	385	34	385	35	391
訪問介護	9	-	7	-	6	-
訪問入浴	0	-	0	-	0	-
訪問看護	1	-	1	-	1	-
訪問リハビリ	1	-	1	-	1	-
通所介護	6	177	6	177	6	177
通所リハビリ	1	20	1	20	1	20
短期入所生活介護	8	88	8	88	8	94
短期入所療養介護	1	-	1	-	1	-
特定施設入居者生活介護	2	100	2	100	2	100
福祉用具販売	4	-	4	-	5	-
福祉用具貸与	3	-	3	-	4	-
地域密着型サービス	19	347	19	347	19	347
定期巡回・隨時対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
夜間対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
認知症対応型通所介護	3	25	3	25	3	25
小規模多機能型居宅介護	2	48	2	48	2	48
地域密着型通所介護	6	64	6	64	6	64
認知症対応型共同生活介護	2	36	2	36	2	36
地域密着型介護老人福祉施設	5	145	5	145	5	145
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29	1	29	1	29
施設サービス	4	337	4	337	4	337
介護老人福祉施設	3	237	3	237	3	237
介護老人保健施設	1	100	1	100	1	100
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
合 計	69	1,069	67	1,069	68	1,075

※介護予防サービスを含む（訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具販売、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）

2 介護サービス基盤の確保

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は令和5年10月1日現在16.5%ですが、介護のリスクの高い75歳以上の後期高齢者の増加により、今後も要介護認定者の増加が見込まれます。しかし、後期高齢者人口は令和13年以降、減少に転じると見込まれることから、長期的視点に立った施設整備を進めるとともに、特に訪問介護などの在宅生活継続に必要なサービスの低下を招かないよう、必要なサービスの確保に努めます。

（1）居宅サービス

○居宅サービスの拡充を図るため、新たに下記のサービス量を確保します。

ア) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和6年度に1事業所3人分のサービス量増

イ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

令和6年度に短期入所生活介護施設から介護付き有料老人ホームに転換することに伴い、そこで提供される30人分のサービス量

ウ) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和6年度に介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、空床型短期入所生活介護が開設

エ) 通所介護

令和6年度に介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、そこで提供される20人分のサービス量

オ) 訪問看護・介護予防訪問看護

令和6年度に1事業所が開設

○事業所転換又は縮小のため、下記のサービスは減少します。

ア) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和6年度に短期入所生活介護施設から介護付き有料老人ホームに転換することに伴い、そこで提供される30人分のサービス量（令和5年度末廃止 定員30人）

イ) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

令和6年度に介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、そこで提供される20人分のサービス量（令和5年度末廃止 定員20人）

ウ) 通所介護

令和5年度末縮小 1事業所5人分のサービス量

（2）地域密着型サービス

○在宅生活の継続のため、下記のサービス量を新たに確保します。

ア) 地域密着型通所介護

令和7年度に1事業所10人分のサービス量

○事業所の廃止のため、下記のサービスは減少します。

ア) 認知症対応型通所介護（共用型）

令和5年度末廃止 1事業所3人分のサービス量

(3) 施設サービス

○施設サービスの拡充を図るため、新たに下記の整備を行います。

ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和6年度に介護老人保健施設1事業所が介護老人福祉施設に転換することに伴い、
76人分の整備

イ) 介護医療院

令和6年度に80人分の整備

○事業所転換のため、下記のサービスは減少します。

ア) 介護老人保健施設

令和6年度に介護老人保健施設1事業所が介護老人福祉施設に転換することに伴い、
100人分の減となります。（令和5年度末廃止 100人分）

■第9期計画期間中の基盤整備計画

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅サービス	4	53	-	-	-	-
訪問看護	1	-	-	-	-	-
通所介護	1	20 (5)	-	-	-	-
通所リハビリ	(1)	(20)	-	-	-	-
短期入所生活介護	1 (1)	3 (30)	-	-	-	-
短期入所療養介護	(1)	-	-	-	-	-
特定施設入居者生活介護	1	30	-	-	-	-
地域密着型サービス	-	-	1	10	-	-
認知症対応型通所介護	(1)	(3)	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	1	10	-	-
施設サービス	2	156	-	-	-	-
介護老人福祉施設	1	76	-	-	-	-
介護老人保健施設	(1)	(100)	-	-	-	-
介護医療院	1	80	-	-	-	-
合計	6	209	1	10	-	-

※()内は、令和5年度末で廃止となるサービスです。

■基盤整備後の見込み(各年度末)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	9	-	9	-	9	-
介護予防支援	1	-	1	-	1	-
居宅サービス	36	389	36	389	36	389
訪問介護	6	-	6	-	6	-
訪問入浴	0	-	0	-	0	-
訪問看護	2	-	2	-	2	-
訪問リハビリ	1	-	1	-	1	-
通所介護	7	192	7	192	7	192
通所リハビリ	0	-	0	-	0	-
短期入所生活介護	8	67	8	67	8	67
短期入所療養介護	0	-	0	-	0	-
特定施設入居者生活介護	3	130	3	130	3	130
福祉用具販売	5	-	5	-	5	-
福祉用具貸与	4	-	4	-	4	-
地域密着型サービス	18	344	19	354	19	354
定期巡回・随時対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
夜間対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
認知症対応型通所介護	2	22	2	22	2	22
小規模多機能型居宅介護	2	48	2	48	2	48
地域密着型通所介護	6	64	7	74	7	74
認知症対応型共同生活介護	2	36	2	36	2	36
地域密着型介護老人福祉施設	5	145	5	145	5	145
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29	1	29	1	29
施設サービス	5	393	5	393	5	393
介護老人福祉施設	4	313	4	313	4	313
介護老人保健施設	0	-	0	-	0	-
介護医療院	1	80	1	80	1	80
合 計	69	1,126	70	1,136	70	1,136

※介護予防サービスを含む(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具販売、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

3 介護サービスの質の向上及び適正な量の提供

(1) 介護サービス事業所の質の向上

①認知症高齢者グループホームなどのサービス評価の促進

認知症高齢者グループホームは、毎年、都道府県が指定する外部評価機関による評価を受け、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため、外部評価の受審を徹底します。

②介護サービス事業所に対する指導・監査の強化

介護サービス事業所に対し、集団指導講習会などを通じて法令などの周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。

また、定期的に介護サービス事業所などの運営状況の確認を行えるよう、計画的な実地指導を実施するとともに、不適切な事業者には監査を実施し、サービスの質の確保を図ります。

(2) 介護給付費適正化の推進【介護給付費適正化事業】

介護給付適正化事業は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するよう促すことを目的としています。

本市が介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減され、介護保険制度への信頼感を高めることに繋がります。

また、介護給付適正化の取組を通じて介護給付費の増大や介護保険料の上昇が緩和・抑制されることにより、持続可能な介護保険制度に努めます。

具体的な取組として、適正化主要3事業に取り組み、適切な点検・指導を行います。

■介護給付費適正化事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
要介護認定の適正化(件)		1,540	1,765	1,750	審査判定件数全件		
ケアプランの点検(件)		70	50	80	140	140	140
住宅改修等の点検(件)		17	7	10	15	15	15
縦覧点検・医療情報との突合(件)		2,056	2,014	2,000	2,000	2,000	2,000

※ケアプランの点検・住宅改修等の点検は、令和6年度から1事業に統合されます。

4 低所得者などへの対応

(1) 特定入所者介護サービス費の支給

保険給付外である居住費・食費が、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護サービス費として補足給付します。

(2) 高額介護サービス費の支給

世帯が1か月に受けた介護サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その分を高額介護サービス費として支給します。

(3) 高額医療合算介護サービス費の支給

世帯内において、各医療保険及び介護保険における年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担の合算額が著しく高額になる場合、一定の上限額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。

(4) 低所得者に対する利用者負担金の軽減措置事業

社会福祉法人が実施する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所、特養入所など）の自己負担額を、低所得者に対して軽減するための助成を実施します。

低所得者に対する経済的な負担の軽減を目的としており、今後も事業を継続します。

■低所得者に対する利用者負担金の軽減措置事業

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
対象法人数(法人)		7	7	7	7	7	7
助成額(円)		1,058,154	1,300,711	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

第6節 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

1 介護サービス事業所と連携した取組の実施

(1) 介護職の魅力発信に向けた取組

- ①介護人材の確保・育成に向けて、情報共有の対策検討を市内介護サービス事業所とともに行い、効果的な事業を展開します。
- ②健康・福祉に関するイベントなどを通じて、若年層をはじめ幅広い世代に対し、介護の仕事を身近に感じてもらう取組を、介護サービス事業所と連携・協力して行います。

(2) 定着と促進に向けた事業

介護人材の確保や定着、資質の向上のため、介護サービスを提供する上で必要な資格取得のための費用を補助します。

■介護人材確保・定着支援事業補助金

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
法人向け	(件)	0	0	0	1	1	1
	(円)	0	0	0	15,000	15,000	15,000
個人向け	(件)	3	1	3	3	3	3
	(円)	105,600	13,000	39,000	50,000	50,000	50,000

(3) キャリア教育の実施

- ①学校訪問事業を活用し、生徒・学生・保護者に対して介護の仕事を知ることができる機会を提供します。
- ②「おぢやしごと未来塾」などのイベントや職場体験活動を通じて、生徒・学生に、介護の仕事のやりがいや魅力を知ってもらう取組を行い、将来の職業選択へつなげます。

2 県と連携し、外国人を含めた介護人材確保に向けた取組

人材確保に向けた取組を県と連携して実施するとともに、介護サービス事業所の職員が受けるべき研修などの周知・支援を行います。

また、新潟県が委託している新潟県福祉人材センターを積極的に活用し、多様な人材の参入促進、潜在的有資格者の復職・再就職、外国人人材の確保に関連する情報を提供します。

3 介護現場の生産性の向上

介護サービス事業所の指定申請や介護報酬の請求など、「電子申請・届出システム」の利用を原則化し、事業所の事務負担を軽減します。

また、介護サービス事業所における業務効率化、課題に応じた介護ロボットやICTの活用、他の生産性の向上に資する取組の周知・支援を行います。

第7節 災害や感染症対策に対応した連携の推進

1 介護サービス事業所などとの連携の推進

(1) 関係機関との連携及び必要な物資の整備

介護サービス事業所と連携し、防災や感染症拡大防止策の周知啓発、研修及び訓練を行います。

また、介護サービス事業所における、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に係る支援を引き続き実施します。

(2) 支援・応援などの連携の推進

災害・感染症発生時に備えた平時からの事前準備、代替サービスの確保に向けた連携を推進します。

また、県や保健所、協力医療機関などと連携し、必要な情報等の提供について引き続き支援します。

(3) 業務継続計画の整備

介護サービス事業所などが災害・感染症発生時においても、サービスを継続的に提供できる体制を構築しているかを定期的に確認し、必要な助言及び適切な援助を支援します。

2 災害や感染症に対する備えの周知及び啓発

(1) 避難行動要支援者情報の収集と制度の周知

災害時において特別な配慮が必要な高齢者などについては、小千谷市避難行動要支援者避難支援制度により所在などの実態把握に努め、近隣住民をはじめ、自主防災組織、町内会、関係機関などと相互協力体制により安全確保に努めます。災害時は、小千谷市地域防災計画に基づき、市民、事業所、県及び関係機関と連携し、平時においては民生委員・児童委員やケアマネジャーなど高齢者を支える関係者とともに制度の周知を図ります。

(2) 災害や感染症に対する備えの啓発

災害の発生や感染症の流行下における市民の対応力が高まるよう、平時からさまざまな機会を通じて、避難行動のあり方や非常持ち出し物品などの情報提供を行います。特に高齢者においては、薬やお薬手帳などの携帯を促します。

関係者と連携し、災害時に発生しやすい健康被害として、深部静脈血栓症（エコノミーク拉斯症候群）、感染症、食中毒、生活不活発病、認知症、ストレスとメンタルヘルスなどへの予防や対応について、啓発していきます。

また、感染症の流行に備えて、各種予防接種の接種勧奨を行います。

第5章 介護サービスの見込みと保険料の算定

第1節 実績と見込み

1 サービス利用者数の見込み

(1) 施設サービス利用者数の見込み

国の基本方針では高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備するとしています。

現状のサービス利用の状況、サービス基盤の状況及び今後のサービス基盤整備の見込みなどから、本計画期間における施設サービスの利用者数を次のとおり推計しました。

■施設・居住系サービス利用者数の見込み（一月あたり）

単位：人

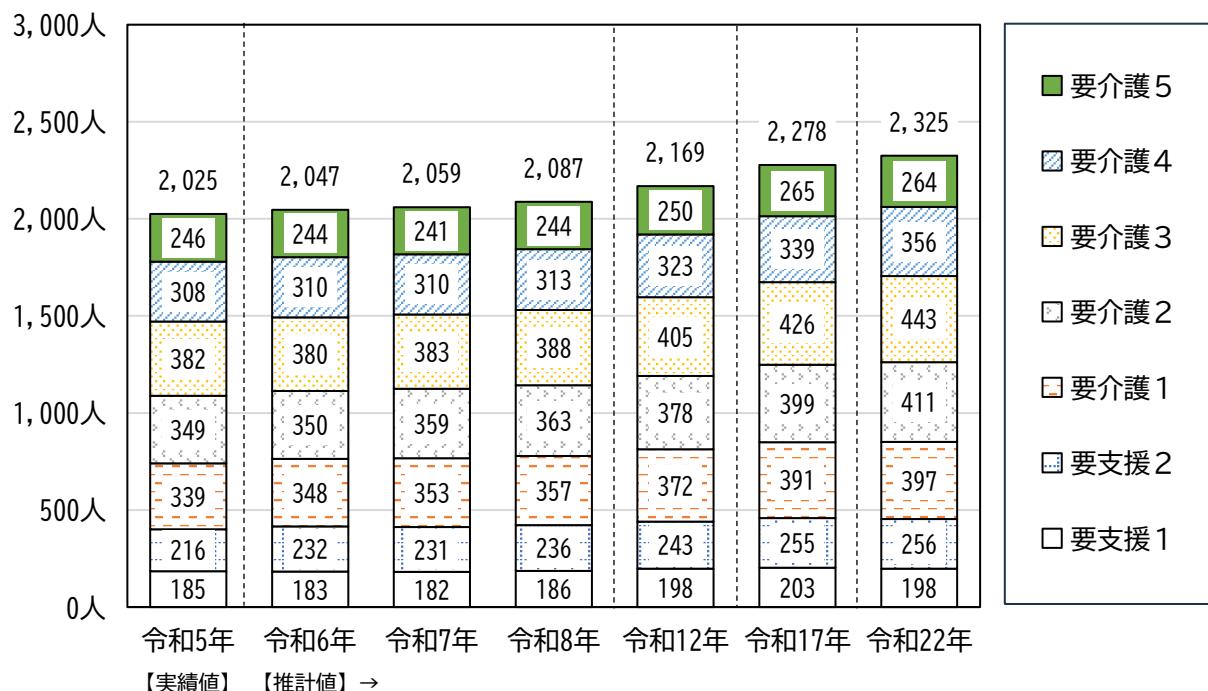
区分	年度	令和6	令和7	令和8	令和12	令和17	令和22 (2040)
施設サービス利用者数		515	519	519	544	569	573
介護老人福祉施設		283	283	283	303	323	327
介護老人保健施設		16	16	16	17	18	18
介護医療院		71	75	75	79	83	83
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		145	145	145	145	145	145
居住系サービス利用者数		145	145	145	148	152	153
特定施設入居者生活介護		80	80	80	83	87	88
認知症対応型共同生活介護		36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活 介護		29	29	29	29	29	29
合計		660	664	664	692	721	726

(2) 要介護認定者数の見込み

■小千谷市の要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）

単位：人

年度区分	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和17	令和22 (2040)
要支援1	185	183	182	186	198	203	198
要支援2	216	232	231	236	243	255	256
(要支援計)	401	415	413	422	441	458	454
要介護1	339	348	353	357	372	391	397
要介護2	349	350	359	363	378	399	411
要介護3	382	380	383	388	405	426	443
要介護4	308	310	310	313	323	339	356
要介護5	246	244	241	244	250	265	264
(要介護計)	1,624	1,632	1,646	1,665	1,728	1,820	1,871
総数	2,025	2,047	2,059	2,087	2,169	2,278	2,325



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）
(再掲：2章4節 5 要支援・要介護認定者の推計)

2 サービス別見込量

(1) 居宅サービスの見込量

居宅サービスの見込み（施設・居住系サービスを除く）については、各サービスの利用実績の推移、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査などによる各サービス利用意向及びサービス供給体制の動向などを勘案し見込量を推計しました。各表の令和5年度は年度末の推計値となります。

①訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、介護その他の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

なお、予防給付は、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しています。

■訪問介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	2,280	2,268	2,292	2,208	2,280	2,340	2,412	2,484
	実績値	2,203	1,989	2,148	-	-	-	-	-
	対計画比	96.6%	87.7%	93.7%	-	-	-	-	-

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	324	324	324	312	312	312	324	336
	実績値	251	268	312	-	-	-	-	-
	対計画比	77.5%	82.7%	96.3%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	12	12	12	0	0	0	0	0
	実績値	10	0	0	-	-	-	-	-
	対計画比	83.3%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、要介護者の居宅を訪問し、看護師などが療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。令和6年度に1事業所を整備する予定としており、サービス量の増加を見込みます。

■訪問看護・介護予防訪問看護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	948	960	972	1,464	1,500	1,512	1,524	1,548
	実績値	883	966	1,044	-	-	-	-	-
	対計画比	93.1%	100.6%	107.4%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	84	84	84	180	180	180	180	192
	実績値	164	154	144	-	-	-	-	-
	対計画比	195.2%	183.3%	171.4%	-	-	-	-	-

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要介護者の居宅において、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	324	480	480	60	60	60	60	60
	実績値	96	77	60	-	-	-	-	-
	対計画比	29.6%	16.0%	12.5%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	60	72	72	12	12	12	12	12
	実績値	11	4	12	-	-	-	-	-
	対計画比	18.3%	5.6%	16.7%	-	-	-	-	-

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師などが通院困難な要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

単位:人(延利用人数)

年度 区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介 護 給 付	計画値	312	312	312	348	348	348	360	372
	実績値	298	316	348	-	-	-	-	-
	対計画比	95.5%	101.3%	111.5%	-	-	-	-	-
予 防 給 付	計画値	60	60	60	24	24	24	24	24
	実績値	35	24	24	-	-	-	-	-
	対計画比	58.3%	40.0%	40.0%	-	-	-	-	-

⑥通所介護（デイサービス）

通所介護は、要介護者がデイサービスセンターなどに通い、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を受けるサービスです。

なお、小規模型事業所で行う通所介護は、平成28年度から地域密着型通所介護に移行し、予防給付は、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

令和6年4月から介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、新たに提供される定員20人分のサービス量及び1事業定員5人分のサービス量の減少を見込みます。

■通所介護

単位:人(延利用人数)

年度 区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介 護 給 付	計画値	4,344	4,416	4,416	4,584	4,656	4,704	4,800	5,184
	実績値	3,941	4,030	4,248	-	-	-	-	-
	対計画比	90.7%	91.3%	96.2%	-	-	-	-	-

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者が介護老人保健施設・病院などに通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

令和6年4月から介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、廃止となる定員20人分のサービス量の減少を見込みます。

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	936	936	936	72	72	72	72	72
	実績値	1,335	1,294	1,380	-	-	-	-	-
	対計画比	142.6%	138.2%	147.4%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	276	276	276	48	48	48	48	48
	実績値	169	220	288	-	-	-	-	-
	対計画比	61.2%	79.7%	104.3%	-	-	-	-	-

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、在宅の要介護者が短期入所施設に短期間入所し、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を受けるサービスです。

令和6年度に短期入所生活介護施設から介護付き有料老人ホームに転換することに伴い、廃止となる30人分のサービス量の減少を見込みます。

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	2,832	2,796	2,892	2,052	2,100	2,136	2,160	2,340
	実績値	2,265	2,214	2,472	-	-	-	-	-
	対計画比	80.0%	79.2%	85.5%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	84	84	84	60	60	60	60	60
	実績値	79	64	84	-	-	-	-	-
	対計画比	94.0%	76.2%	100.0%	-	-	-	-	-

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、在宅の要介護者が介護老人保健施設などに短期間入所し、看護・医学的管理の下における介護・機能訓練その他必要な医療や日常生活上必要な世話を受けるサービスです。

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	24	24	24	24	24	24	24	24
	実績値	1	16	24	-	-	-	-	-
	対計画比	4.2%	66.7%	100.0%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	12	12	12	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-	-	-
	対計画比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に、ケアプランに基づく介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

市外で提供される当該サービスの増加分に加え、令和6年度に短期入所生活介護施設から介護付き有料老人ホームに転換することに伴い、整備される30人分のサービス量の増加を見込みます。

■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	612	780	780	792	792	792	828	888
	実績値	575	614	624	-	-	-	-	-
	対計画比	94.0%	78.7%	80.0%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	204	252	252	168	168	168	168	168
	実績値	93	70	96	-	-	-	-	-
	対計画比	45.6%	27.8%	38.1%	-	-	-	-	-

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者の心身の状況や環境により、適切な福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器など）の選定を行い貸与するサービスです。

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

単位:人(延利用人数)

年度 区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介 護 給 付	計画値	6,708	6,744	6,864	6,228	6,360	6,480	6,612	6,744
	実績値	6,069	6,110	6,168	-	-	-	-	-
	対計画比	90.5%	90.6%	89.9%	-	-	-	-	-
予 防 給 付	計画値	1,440	1,452	1,476	1,524	1,548	1,548	1,608	1,644
	実績値	1,426	1,366	1,476	-	-	-	-	-
	対計画比	99.0%	94.1%	100.0%	-	-	-	-	-

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の心身の状況や環境による適切な福祉用具（ポータブルトイレ・入浴補助用具など）の購入（上限額有り）に対し9割～7割の保険給付を行うものです。

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

単位:人(延利用人数)

年度 区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介 護 給 付	計画値	120	120	120	108	108	108	120	132
	実績値	84	116	96	-	-	-	-	-
	対計画比	70.0%	96.7%	80.0%	-	-	-	-	-
予 防 給 付	計画値	108	108	108	36	36	36	36	36
	実績値	28	32	24	-	-	-	-	-
	対計画比	25.9%	29.6%	22.2%	-	-	-	-	-

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、在宅の要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に行われる、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修に対する給付です。

保険給付額は、支給限度基準額（20万円）の9割～7割（18～14万円）が上限です。

■住宅改修・介護予防住宅改修

単位:人(延利用人数)

年度区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	108	108	108	84	84	84	84
	実績値	79	64	60	-	-	-	-
	対計画比	73.1%	59.3%	55.6%	-	-	-	-
予防給付	計画値	84	84	84	36	36	36	36
	実績値	19	24	24	-	-	-	-
	対計画比	22.6%	28.6%	28.6%	-	-	-	-

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャー（介護支援専門員）によるケアプランの作成、事業者との連絡調整・紹介などのサービスを行うものです。

■居宅介護支援・介護予防支援

単位:人(延利用人数)

年度区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	9,600	9,624	9,804	9,372	9,504	9,624	9,816
	実績値	9,050	9,086	9,168	-	-	-	-
	対計画比	94.3%	94.4%	93.5%	-	-	-	-
予防給付	計画値	1,596	1,608	1,632	1,656	1,668	1,680	1,692
	実績値	1,568	1,512	1,632	-	-	-	-
	対計画比	98.2%	94.0%	100.0%	-	-	-	-

(2) 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスは、ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者などの増加を踏まえ、要介護状態になっても可能な限り自宅や住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。原則としてその市町村の被保険者のみサービス利用が可能です。

各サービスの見込量は、各サービスの利用実績の推移、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査などによる各サービスの利用意向及びサービス提供基盤の整備などを勘案し推計しました。各表の令和5年度は年度末の推計値となります。

①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症である要介護者が、デイサービスセンターなどに通い、介護その他の日常生活上必要な世話及び機能訓練を受けるサービスです。

現在、市内にある事業所は3事業所となっており、そのうち1事業所は令和5年度末で廃止となります。

■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	816	816	816	672	684	696	708	768
	実績値	769	650	648	-	-	-	-	-
	対計画比	94.2%	79.7%	79.4%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-	-	-
	対計画比	-	-	-	-	-	-	-	-

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の希望に応じて、通い、訪問、短期間の泊まりを組み合わせて、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行うサービスです。

現在、市内にある事業所は2事業所となっています。

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	468	468	468	480	480	492	504	540
	実績値	425	432	468	-	-	-	-	-
	対計画比	90.8%	92.3%	100.0%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	96	96	96	60	60	60	60	72
	実績値	81	62	60	-	-	-	-	-
	対計画比	84.4%	64.6%	62.5%	-	-	-	-	-

③地域密着型通所介護（デイサービス）

地域密着型通所介護は、要介護者が、小規模のデイサービスセンターなどに通い、介護その他の日常生活上必要な世話及び機能訓練を受けるサービスです。

平成28年4月から、通所介護事業所のうち、小規模型事業所で行う通所介護が地域密着型通所介護に移行しています。予防給付は、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

現在、市内にある事業所は6事業所となっています。令和7年度に定員10人の事業所を整備する予定としており、サービス量の増加を見込みます。

■地域密着型通所介護

単位:人(延利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	1,344	1,488	1,488	1,344	1,524	1,536	1,560	1,608
	実績値	1,333	1,315	1,332	-	-	-	-	-
	対計画比	99.2%	88.4%	89.5%	-	-	-	-	-

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症である要介護者が共同生活を営む住居において、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行うサービスです。

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

単位:人(月利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	39	36	36	36	36	36	36	36
	実績値	38	38	37	-	-	-	-	-
	対計画比	97.4%	105.6%	102.8%	-	-	-	-	-
予防給付	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	-	-	-	-	-
	対計画比	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設のうち、入居定員 29 人以下である施設に入居している要介護者にケアプランに基づく介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

現在、市内にある施設は 1 施設となっています。

■地域密着型特定施設入居者生活介護

単位:人(月利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	29	29	29	29	29	29	29	29
	実績値	28	28	29	-	-	-	-	-
	対計画比	96.6%	96.6%	100.0%	-	-	-	-	-

⑥地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、ケアプランに基づく介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービスです。

現在、市内にある施設は 5 施設となっています。

■地域密着型介護老人福祉施設

単位:人(月利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	145	145	145	145	145	145	145	145
	実績値	143	140	145	-	-	-	-	-
	対計画比	98.6%	96.6%	100.0%	-	-	-	-	-

(3) 施設サービスの見込量

国の基本指針に基づき、各サービスの利用実績の推移、サービス基盤整備などの動向を勘案し見込量を推計しました。各表の令和5年度は年度末の推計値を記載しました。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、入所定員 30 名以上の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、ケアプランに基づき介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービスです。

現在、市内にある施設は3施設となっています。令和6年4月に介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、そこで提供される 76 人分のサービス量の増加を見込みます。

■介護老人福祉施設

単位:人(月利用人数)

年度区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	209	241	241	283	283	283	303
	実績値	188	204	218	-	-	-	-
	対計画比	90.0%	84.6%	90.5%	-	-	-	-

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入所する要介護者にケアプランに基づく介護、医学的管理の下における看護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う施設です。

現在、市内にある施設は1施設となっています。令和6年4月に介護老人保健施設が介護老人福祉施設に転換することに伴い、廃止となる 100 人分のサービス量の減少を見込みます。

■介護老人保健施設

単位:人(月利用人数)

年度区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12(2030)	令和22(2040)
介護給付	計画値	123	125	127	16	16	16	17
	実績値	113	106	102	-	-	-	-
	対計画比	91.9%	84.8%	80.3%	-	-	-	-

③介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のために、平成30年4月から新たに創設された施設で、介護保険法上の介護保険施設となります。医療法上は医療提供施設として位置づけられます。

令和6年4月に新たに80人分を整備することに伴うサービス量の増加を見込みます。

■介護医療院

単位:人(月利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	17	18	19	71	75	75	79	83
	実績値	18	19	20	-	-	-	-	-
	対計画比	105.9%	105.6%	105.3%	-	-	-	-	-

④介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床などを持つ病院又は診療所で、入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき療養上の管理、看護、介護その他の世話及び機能訓練やその他必要な医療を行う施設です。国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、介護療養病床への介護保険の適用は令和5年度末までとなっています。

市内にあった1施設は、令和3年度に医療療養病床に転換されました。

■介護療養型医療施設

単位:人(月利用人数)

年度区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
介護給付	計画値	11	-	-	-	-	-	-	-
	実績値	16	-	-	-	-	-	-	-
	対計画比	145.5%	-	-	-	-	-	-	-

第2節 介護保険料の算定

1 介護保険事業費用の見込み

(1) サービス別給付費

■介護サービス見込量

単位:千円

区分	年度	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
居宅サービス	959,815	978,411	991,028	1,011,674	1,077,127	
訪問介護	116,625	121,115	123,652	127,755	131,857	
訪問入浴介護	14,883	14,902	14,902	15,376	15,998	
訪問看護	55,551	56,963	57,373	57,814	58,836	
訪問リハビリテーション	1,108	1,110	1,110	1,110	1,110	
居宅療養管理指導	3,232	3,236	3,236	3,379	3,536	
通所介護	355,333	362,174	366,525	371,414	402,571	
通所リハビリテーション	2,012	2,014	2,014	2,014	2,014	
短期入所生活介護	181,618	185,741	189,598	191,545	207,316	
短期入所療養介護	559	559	559	559	559	
福祉用具貸与	76,706	78,228	79,690	81,407	82,999	
特定福祉用具販売	2,640	2,640	2,640	2,885	3,098	
住宅改修	6,630	6,630	6,630	6,630	6,630	
特定施設入居者生活介護	142,918	143,099	143,099	149,786	160,603	
地域密着型サービス	1,009,447	1,026,323	1,032,031	1,037,529	1,055,164	
地域密着型通所介護	102,442	117,077	118,156	119,068	122,993	
認知症対応型通所介護	81,870	83,066	84,158	86,236	92,614	
小規模多機能型居宅介護	109,941	110,081	113,618	116,126	123,458	
認知症対応型共同生活介護	119,665	119,816	119,816	119,816	119,816	
地域密着型特定施設入居者生活介護	71,827	71,918	71,918	71,918	71,918	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	523,702	524,365	524,365	524,365	524,365	
施設サービス	1,249,039	1,267,697	1,267,697	1,348,234	1,441,902	
介護老人福祉施設	880,295	881,409	881,409	941,638	1,015,308	
介護老人保健施設	54,861	54,931	54,931	58,398	61,319	
介護医療院	313,883	331,357	331,357	348,198	365,275	
居宅介護支援	142,400	144,573	146,404	149,313	160,282	
合計	3,360,701	3,417,004	3,437,160	3,546,750	3,734,475	

■介護予防サービス見込量

単位:千円

区分	年度	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
居宅サービス		29,584	29,728	29,728	29,462	30,437
介護予防訪問入浴介護		0	0	0	0	0
介護予防訪問看護		3,619	3,624	3,624	3,624	3,879
介護予防訪問リハビリテーション		34	34	34	34	34
介護予防居宅療養管理指導		197	197	197	197	197
介護予防通所リハビリテーション		1,677	1,679	1,679	1,679	1,679
介護予防短期入所生活介護		2,319	2,322	2,322	2,322	2,322
介護予防短期入所療養介護		0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与		7,308	7,428	7,428	7,715	7,882
特定介護予防福祉用具販売		716	716	716	716	716
介護予防住宅改修		2,512	2,512	2,512	2,512	2,512
介護予防特定施設入居者生活介護		11,202	11,216	11,216	10,663	11,216
地域密着型サービス		5,429	5,436	5,436	5,436	6,218
介護予防認知症対応型通所介護		0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		5,429	5,436	5,436	5,436	6,218
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0	0
介護予防支援		8,095	8,164	8,222	8,280	8,399
合計		43,108	43,328	43,386	43,178	45,054

(2) 地域支援事業費

■ 地域支援事業費

単位:千円

区分	年度	令和6	令和7	令和8	令和12 (2030)	令和22 (2040)
●介護予防・日常生活支援総合事業	73,970	74,644	75,170	77,479	76,989	
介護予防・生活支援サービス事業	58,892	59,458	59,882	61,903	61,967	
訪問介護相当サービス	8,436	8,533	8,606	8,915	8,919	
訪問型サービスA	3,352	3,391	3,420	3,543	3,544	
訪問型サービスC	339	339	339	374	374	
通所介護相当サービス	28,392	28,720	28,966	30,004	30,018	
通所型サービスA	2,808	2,840	2,864	2,967	2,968	
通所型サービスB	694	702	708	733	774	
通所型サービスC	9,533	9,533	9,533	9,726	9,726	
介護予防ケアマネジメント	5,338	5,400	5,446	5,641	5,644	
一般介護予防事業	14,750	14,854	14,953	15,241	14,693	
介護予防把握事業	5,193	5,193	5,193	5,295	5,039	
介護予防普及啓発事業	4,595	4,699	4,798	4,888	4,688	
地域介護予防活動支援事業	2,352	2,352	2,352	2,399	2,354	
一般介護予防事業評価事業	1,466	1,466	1,466	1,492	1,466	
地域リハビリテーション活動支援事業	1,144	1,144	1,144	1,167	1,146	
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	328	332	335	335	329	
●包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	46,670	46,905	47,257	47,707	47,857	
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	38,417	38,582	38,882	39,032	39,182	
任意事業	8,253	8,323	8,375	8,675	8,675	
●包括的支援事業(社会保障充実分)	23,046	23,348	23,398	23,404	22,990	
在宅医療・介護連携推進事業	4,707	4,819	4,819	4,819	4,819	
生活支援体制整備事業	7,977	8,000	8,000	8,000	8,000	
認知症初期集中支援推進事業	1,537	1,653	1,663	1,669	1,663	
認知症地域支援・ケア向上事業	7,564	7,604	7,644	7,644	7,236	
地域ケア会議推進事業	1,261	1,272	1,272	1,272	1,272	
合計	143,686	144,897	145,825	148,590	147,836	

(3) 標準給付見込額及び地域支援事業費

介護（介護予防）サービスの見込額及び地域支援事業に基づく事業費は次のとおりです。

■標準給付見込額及び地域支援事業費【第9期介護保険事業計画】

単位:千円

区分	年度	令和6	令和7	令和8	合計
A 標準給付費見込額		3,641,314	3,700,854	3,723,107	11,065,275
総給付費		3,403,809	3,460,332	3,480,546	10,344,687
特定入所者介護サービス費等給付額		145,858	147,729	148,994	442,581
高額介護サービス費等給付額		77,974	78,989	79,665	236,628
高額医療合算介護サービス費等給付額		11,299	11,430	11,528	34,257
算定対象審査支払手数料		2,374	2,374	2,374	7,122
B 地域支援事業費		143,686	144,897	145,825	434,408
介護予防・日常生活支援総合事業		73,970	74,644	75,170	223,784
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業		46,670	46,905	47,257	140,832
包括的支援事業(社会保障充実分)		23,046	23,348	23,398	69,792
介護保険事業費の合計		3,785,000	3,845,751	3,868,932	11,499,683

■標準給付見込額及び地域支援事業費【中長期の見込み】

単位:千円

区分	年度 (2030)	令和12 (2035)	令和17 (2040)	令和22 (2040)
A 標準給付費見込額	3,837,461	3,988,054	4,042,857	
総給付費	3,589,928	3,726,656	3,779,529	
特定入所者介護サービス費等給付額	151,995	160,509	162,308	
高額介護サービス費等給付額	81,088	85,630	85,590	
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,941	12,610	12,751	
算定対象審査支払手数料	2,509	2,649	2,679	
B 地域支援事業費	148,590	151,482	147,836	
介護予防・日常生活支援総合事業	77,479	80,221	76,989	
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	47,707	47,857	47,857	
包括的支援事業(社会保障充実分)	23,404	23,404	22,990	
介護保険事業費の合計	3,986,051	4,139,536	4,190,693	

(4) 市町村特別給付費

第1号被保険者の介護保険料を財源として、条例により独自の市町村特別給付として必要なサービスを実施することができるものです。

本市では、保健福祉事業として、必要な介護人材の確保などに向けた取組を実施します。

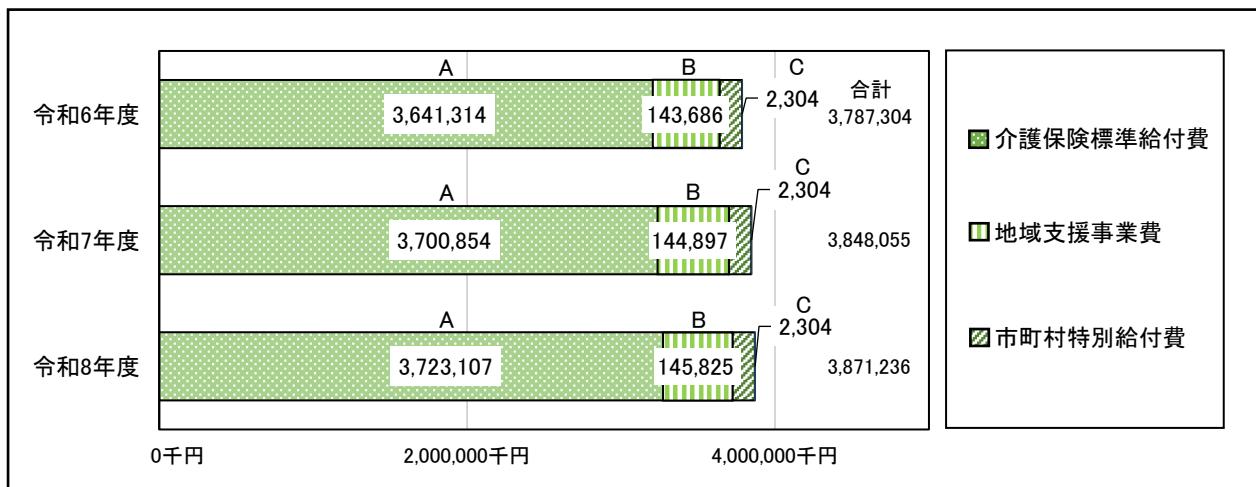
■市町村特別給付費【第9期介護保険事業計画】

単位:千円

区分	年度	令和6	令和7	令和8	合計
		2,304	2,304	2,304	6,912
C 保健福祉事業費(介護人材確保・定着等事業費)					

■介護保険事業費の見込み【第9期介護保険事業計画】

単位:千円



2 第1号被保険者介護保険料

(1) 介護保険事業費

■介護保険事業費【第9期介護保険事業計画】

単位:千円

A 標準給付見込額	B 地域支援事業費	C 保健福祉事業費	A～C 介護保険事業費
11,065,275	434,408	6,912	11,506,595

(2) 介護保険料

介護保険事業費から算定した令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料基準額は、年額円（月額円）となります。

■保険料増減比較表

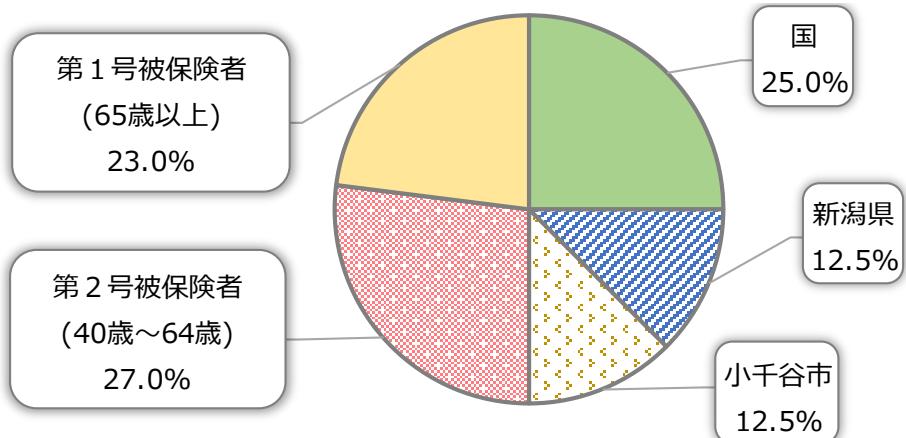
区分	第9期計画	第8期計画	増減	伸び率
保険料基準額 年額(月額)	66,000円 (5,500円)	66,000円 (5,500円)	0円 (0円)	0%

3 財源構成

介護保険標準給付費の財源構成は公費負担が50%（国庫20%、調整交付金5%、県12.5%、市12.5%）と保険料負担が50%（第1号被保険者23%、第2号被保険者27%）です。

なお、保健福祉事業費の財源構成は保険料負担が100%（第1号被保険者100%）です。

■介護保険標準給付費の財源構成



■第1号被保険者の保険料算定の仕組み

保険料の算定

標準給付費見込額	A	11,065,275,435 円
----------	---	------------------



地域支援事業費の推計	B	434,408,000 円
------------	---	---------------



市町村特別給付費の推計	C	6,912,000 円
-------------	---	-------------



介護保険事業費の算定	A+B+C	11,506,595,435 円
------------	-------	------------------



保険者負担

I 第1号被保険者の負担額(介護保険事業費に対する23%、調整交付金等受入れ後)

第1号被保険者負担分相当額	D((A+B) × 23%)	2,644,927,190 円
調整交付金相当額	E	564,452,972 円
調整交付金見込額	F	594,423,000 円
市町村特別給付費	C	6,912,000 円
保険者機能強化推進交付金等	G	26,344,000 円
保険料収納必要額	D+E-F+C-G	2,595,525,162 円

負担軽減

II 介護給付費準備基金取崩額(保険料上昇を抑制)

177,661,000 円

1人あたりの保険料算出

III 予想保険料収納率 99.52%

IV 所得段階別加入割合補正後被保険者数 36,811人

○各年度の内訳

令和6年度 12,333 人 令和7年度 12,290 人 令和8年度 12,188 人



保険料の基準額(年額) $(I - II) \div III \div IV = 66,000$ 円

保険料の基準額(月額) $66,000 \text{ 円} \div 12 = 5,500$ 円



$5,500 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 66,000 \text{ 円}$

保険料の設定

→基準額 年額 66,000 円(月額 5,500 円)

4 所得段階別介護保険料

令和6年度から令和8年度までの3年間の所得段階別介護保険料は次のとおりです。

■所得段階別介護保険料

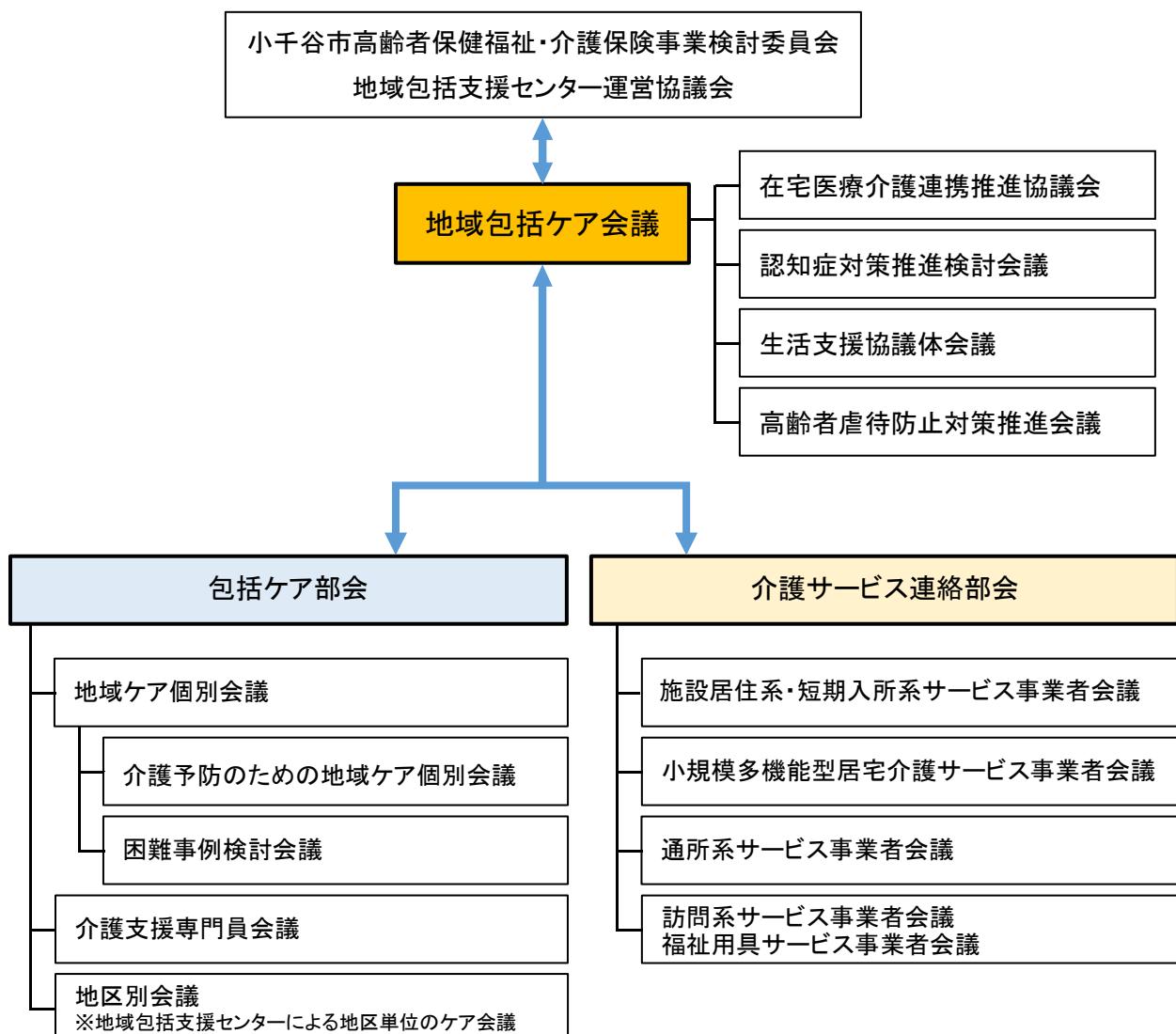
所得段階	対象者	負担割合	年額(円)	月平均(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下)	基準額×0.455	30,000	2,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額×0.685	45,200	3,766
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方 (第1、第2段階に該当しない方)	基準額×0.690	45,500	3,791
第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税の方(前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額×0.90	59,400	4,950
第5段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税の方(第4段階に該当しない方)	基準額×1.00	66,000	5,500
第6段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	基準額×1.20	79,200	6,600
第7段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方)	基準額×1.30	85,800	7,150
第8段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方)	基準額×1.50	99,000	8,250
第9段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方)	基準額×1.70	112,200	9,350
第10段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方)	基準額×1.90	125,400	10,450
第11段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方)	基準額×2.10	138,600	11,550
第12段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方)	基準額×2.30	151,800	12,650
第13段階	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が720万円以上の方)	基準額×2.40	158,400	13,200

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 小千谷市地域包括ケア会議体系

地域包括ケア会議には①個別課題解決 ②ネットワーク構築 ③地域課題発見 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策形成の5つの機能があり、日頃から取り組んでいる業務や会議などと連携し、地域包括ケアシステムを推進します。



2 制度周知・サービス内容などの情報提供

市民に広く介護保険制度などの周知を図るとともに、一般介護予防事業対象者、介護予防・生活支援サービス事業対象者、要介護認定者に対して、介護及び福祉サービスの種類・内容やサービス提供事業者などの情報をいつでも提供できる環境が不可欠です。そのため、市内の医療機関・薬局・介護保険サービス事業所・高齢者施設一覧を作成し、配布します。

また、広報誌やホームページでの情報提供をはじめ、各種事業の現場や実施可能な手段を用いて適時、的確な情報提供に努めます。

3 相談・苦情などへの対応

要支援・要介護認定や介護サービスに対する不満・苦情については、利用者が身近なところで気軽に相談できるよう、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、新潟県国民健康保険団体連合会への相談や、要支援・要介護認定や保険料について不服がある場合は、県が設置する新潟県介護保険審査会に申し立てができるなど、利用者を保護するための措置が講じられています。

4 保険者機能強化推進交付金などの活用

平成30年度より、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本市では、これらの交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止などに向けた取組を推進するとともに、新たな事業展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ります。

また、県の支援や助言を踏まえながら、交付金の評価結果を活用して、本市の実情及び地域課題を分析するとともに、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた必要な取組を推進します。

5 計画の進行管理

本計画の適正かつ円滑な実施状況を管理するため、「小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会」を開催し、進行状況を管理していきます。

点検・評価については、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果などを活用しながら、「計画・実行」に対し「検証・改善」を繰り返すことで、自己点検を実施し、評価していきます。

6 SDGs推進に向けた取組

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際目標で、平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な達成基準）から構成されています。

本計画では、SDGsの推進に向けて取り組む目標を設定し、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら計画を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

■本計画で取り組むSDGsの目標



■【参考資料】SDGsの17の目標



資料編

1 審議経過

期 日	会 議 名 等	内 容 等
令和5年7月10日	第1回小千谷市高齢者福祉・介護保険事業計画庁内策定幹事会	<ul style="list-style-type: none">・事業計画の策定方針の検討・各種調査報告
令和5年7月19日	第1回小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・小千谷市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の諮問・策定方針の決定・各種調査報告
令和5年10月5日	第2回小千谷市高齢者福祉・介護保険事業計画庁内策定幹事会	<ul style="list-style-type: none">・国の基本指針（案）の報告・高齢者の課題、基本方針の検討
令和5年10月18日	第2回小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・国の基本指針（案）の報告・高齢者の課題、基本方針の検討
令和5年11月16日	第3回小千谷市高齢者福祉・介護保険事業計画庁内策定幹事会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none">・事業計画（素案）の検討
令和5年11月29日	第3回小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・事業計画（素案）の検討
令和5年12月25日	市議会令和5年第3回議員協議会	<ul style="list-style-type: none">・市議会に対する事業計画（素案）の説明
令和5年12月25日 ～令和6年1月19日	市民意見募集（パブリックコメント）	<ul style="list-style-type: none">・事業計画（素案）に対する市民からの意見募集
令和6年1月29日	第4回小千谷市高齢者福祉・介護保険事業計画庁内策定幹事会	<ul style="list-style-type: none">・事業計画（素案）の検討
令和6年2月7日	第4回小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・事業計画（素案）の審議・市長への答申
令和6年2月14日	市議会令和6年第2回議員協議会	<ul style="list-style-type: none">・事業計画期間（令和6年度～8年度）の介護保険料の説明

2 小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会委員

区分	氏名	職業等	備考
学識経験者	根本 忠	片貝医院 院長	委員長
	鞍立 常行	生協ながおかデンタルクリニック	
関係行政機関等の職員	小川 恭男	小千谷市民生委員児童委員協議会会長	副委員長
	渡辺 あづさ	(福)小千谷市社会福祉協議会	
	和田 尚	(公社)シルバー人材センター	
保健医療関係者	船越 愛	新潟県厚生連小千谷総合病院	
	中村 純美	介護老人保健施設春風堂	
福祉関係者	田中 武弘	(福)おぢや福祉会	
	西方 広幸	(福)小千谷北魚沼福祉会	
	田中 孝	(福)長岡福祉協会	
	星 孝子	(福)苗場福祉会	
市民	齊藤 まみ	公募委員	

小千谷市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
【令和6年度～令和8年度】

発行 令和6年3月
編集 小千谷市 福祉課

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
Tel 0258-83-3517 Fax 0258-83-4160
URL <https://www.city.ojiya.niigata.jp/>